

(第一類 第八号)

第一百六十四回国会
衆議院

農林水産委員会議録第六号

平成十八年三月二十三日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 稲葉 大和君

理事 岡本 芳郎君 理事

理事 原田 令嗣君 理事

理事 松野 博一君 理事

理事 山田 正彦君 理事

理事 伊藤 忠彦君 理事

理事 今津 寛君 理事

理事 金子 恭之君 理事

理事 佐藤 鍊君 理事

理事 谷川 弥一君 理事

理事 並木 正芳君 理事

理事 西村 康稔君 理事

理事 福井 照君 理事

理事 渡部 篤君 理事

理事 岡本 充功君 理事

理事 佐藤 忠正君 理事

理事 神風 英男君 理事

理事 松木 謙公君 理事

議員 山岡 賢次君 理事

議員 菅野 哲雄君 理事

議員 農林水産大臣

議員 厚生労働副大臣

議員 農林水産副大臣

議員 農林水産大臣政務官

議員 政府参考人(内閣府)官房審議官

議員 政府参考人(厚生労働省)大臣官房審議官

議員 政府参考人(農林水産省)大臣官房審議官

(政府参考人
(厚生労働省)健康局長)
中島 正治君

松本 義幸君

梶山 弘志君

二田 孝治君

黃川田 徹君

赤澤 夕雁君

飯島 小野君

近藤 基彦君

斎藤 斗志二君

中川 泰宏君

丹羽 邦夫君

鳩山 秀樹君

中川 德川信英君

荒井 聰君

川内 博史君

佐々木 佐々木隆博君

仲野 博子君

森本 哲生君

丸谷 佳織君

森山 裕君

山田 正彦君

中川 昭一君

赤松 正雄君

宮腰 光寛君

金子 恭之君

同日 辞任 川内 博史君

神風 英男君

松木 謙公君

菅野 哲雄君

齊藤 登君

同日 辞任 川内 博史君

三月十七日
食料の国内生産及び安全性の確保等のための農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案(内閣提出第四五号)

名提出 衆法第一一号)

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案(内閣提出第四五号)

砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人(農林水産省総合食料局長)

政府参考人(農林水産省消費・安全局)

政府参考人(農林水産省生産局長)

井出 道雄君

西川 孝一君

中川 坦君

岡島 正明君

長

井出 道雄君

山田 修路君

小林 芳雄君

南川 秀樹君

寺田 雅昭君

渡辺 力夫君

陽一君

佐藤 忠正君

神風 英男君

松木 謙公君

農林水産委員会専門員

農林水産委員会委員長

農林水産委員会専門員

農林水産委員会専門員

農林水産委員会専門員

農林水産委員会専門員

農林水産委員会専門員

農林水産委員会専門員

農林水産委員会専門員

農林水産委員会専門員

は本委員会に付託された。

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

うことでございます。

それから、その他、移動制限がかかっているような場合のかなり増し経費につきましては、またこれも家畜伝染病予防法に従いまして、売り上げの減少額あるいはえさ代等についても助成がございます。

さらに、農家の方とそれから国とが一対一で積み上げました家畜防疫互助基金に入つておられる方につきましては、この互助基金が経営再開のための計画を立てた時点で支払われることになります。こちらの方も一羽当たり六百七十円というところでございますので、先ほどの手当金なりそれからこの互助基金を足しますと千五百円ぐらいになります。

他方で、新たに鶏を導入しようとしてますと一羽当たり大体七、八百円ではないかというふうに思っています。したがいまして、確かに一定の期間、販売がなくなるという期間はございますけれども、互助基金の積算におきましては、その間の固定費なども根拠にしてこの単価を設けておりますから、そういう面では、国のお金も使いながら経営を支援していくくという限りにおいては、私どもとして適正な根拠、積算単価というものに基づいてこれが定められているというふうに理解をいたしております。

ただ、その間にあつても運転資金がどうだといふところは確かにあるかと思いますが、この点につきましては、経営維持の資金という、融資でございますけれども、低利の融資というものが別途ございますけれども、この点にいざいざあります。こういったふうに思つております。それぞれ現場の農家の方々の御意見を聞きながら、都道府県の方を通じまして適切な経営再開ができるように、私ども支援をしたいというふうに思つております。

○岡本(充)委員 恐らく今局長が言わされたのは、家畜疾病維持資金の活用をするように、こういう話だと思いますけれども、これも申請できる

金融機関が決まっているというふうに伺いました。例えれば、自分の取引している銀行がその指定

金融機関でない場合には、新たな取引先を探す、信用関係をそこから築かなきやいけない、こういう話を聞いておるわけです。

大臣、ちょっととまた突然で申しわけありませんけれども、今お話をさせていただきました、イン

フルエンザが発生してそして初めてのお金が出るまでに、この方の場合、大体二ヶ月強かかっています。この間の運転資金の問題。それから、今融資があると言われましたけれども、融資だって、たまたまこの資金の対象になつてない取引先銀行と取引をしていたという場合にはすつと融資も出ないし、そういう意味で、私はぜひこの部分、前向きに検討していただきたいかというふうに思つているわけですから、御答弁いただけませんでしようか。

○中川國務大臣 わはようございます。

今お話を伺つていて、今から七、八年前に私の地元で牛の口蹄疫というのが出来まして、一戸の農家で七百頭の牛、成牛を処分して、大変に厳しい状況を私も視察してまいりました。

そういう中で、地元あるいはまた道、国でいろいろな対策をとつたわけですけれども、今御指摘のように、殺処分にから新たに経営が再開できるまでの間にタイムラグがある、まして収益までタイムラグがあるというときには、今消費・安価な弱毒性のH5N2亜型というインフルエンザウイルスで、鳥の実際のインフルエンザによる死亡は確認をされていない。そういった本当に弱毒性タイプであったということではありましたけれども、今後強毒タイプのインフルエンザウイルスが発生する可能性は否定できないわけです。

そういう中で、H5N1の強毒株、もしくはそれが変異をして人から人への感染の可能性のある新型インフルエンザ等が確認をされたというような状況を想定した対応ということのはどのようになつていているのか。

まず一点目。例えば、自然の湖沼で野鳥が大量に、五、六羽、十羽、二十羽死んでいた、検査をしたみたら強毒株のインフルエンザウイルスが見つかった、こういう事態が起つた場合に、一つは、周辺の養鶏場に対する調査をどのようにしていくのか、マニユアルがあるか。また、人への感染はあるのかないのか、人への健康という意味で、どのようにこの部分について調査をするのか。さらには、周辺の野鳥に対する調査をどのようにしていくのか。それぞれお答えをいただきたいと思います。マニユアルがあるのか、対応する方策をお持ちなのか、お答えをいただきたいということであります。

生き物相手、そしてまたタイムラグがあるということでございますから、これは政府一体となつて、こういう緊急かつ、極端に言うと本当に運転資金、あるいはもっとと言うと生活資金にまで影響

するような経営活動に対しても、政府全体となつて迅速に対応できるようにしていくことが最大のボ

イントだらうというふうに思つておりますので、私も、今後ともこういう事態が万が一、万が一というか起つておるわけありますけれども、全

力を挙げて対応できるようにさらに努力していくたいというふうに考えております。

○岡本(充)委員 しつかりとした御答弁、ありがとうございました。

その上で、今経営者の方に視点を当たした話をしましたけれども、今度は都道府県の対策としての方向に焦点を当ててみたいと思います。

茨城県の職員の方ともお話をしました。今回は弱毒性のH5N2亜型というインフルエンザウイルスで、鳥の実際のインフルエンザによる死亡は確認をされていない。そういった本当に弱毒性タイプであったということではありましたけれども、今後強毒タイプのインフルエンザウイルスが発生する可能性は否定できないわけです。

弱毒性のH5N2亜型というインフルエンザウイルスで、鳥の実際のインフルエンザによる死亡は確認をされていない。そういった本当に弱毒性タイプであったということではありましたけれども、今後強毒タイプのインフルエンザウイルスが発生する可能性は否定できないわけです。

も、渡り鳥における高病原性鳥インフルエンザ、これはH5型と7型でございますが、これにつきまして野鳥の調査を行つております。今年度も九月から、シベリア、中国大陸、朝鮮半島あるいは東南アジアからの渡り鳥の渡来地において調査を行つておりますけれども、今のところすべて陰性でございます。

もちろん、これが陽性となつた場合のことも想定をいたしておりまして、これが発見された場合の対応についての考え方を昨年十一月に周知をしましたところでございます。

この中では、野鳥などでこのインフルエンザ感染が認められた場合には、各都道府県の家畜衛生保健所などが実施する防疫調査や疫学調査と連携いたしまして、一つには、周辺の野鳥に大量死が見られるなどの野鳥の生息状況に関する調査を行つます。二つ目には、野鳥の捕獲あるいはふん便の検体採取によるウイルスの保有状況調査を行つます。三つ目には、このインフルエンザが貴重な鳥類に感染しないような衛生管理を徹底する。また、四つ目には、一般の国民の方における不安の軽減のために野鳥への接し方について注意をする。そういったことにつきまして有識者の御意見も伺つて周知を図つてはいるところでございます。

○中川政府参考人 私の方からは、鶏あるいは野鳥での高病原性鳥インフルエンザが発生を確認された場合の対応ということでお答えを申し上げたいと思います。

高病原性鳥インフルエンザにつきましては、特定家畜伝染病防護指針、いわゆる防疫マニユアルというものが既に策定をしてございます。これは、中心は家禽で発生した場合のことありますけれども、その前段階として、ふだんからいろいろと、経営者を初めとして地方自治体において注意いただくことが書いてございます。

今先生が挙げられました、野鳥で高病原性鳥インフルエンザのウイルスが見つかったような場合でございますけれども、まず、その発見場所周辺の飼養家禽の異常の有無を調べる必要がございま

す。一定の半径の範囲内にいる経営の方々のところで感染しているかどうかといったことについてまず調査をしたいと思っております。

それからさらに、飼養農家にウイルスが入らないようにするためには、ふだんから防鳥ネット等の整備ですとかあるいは定期的な消毒というものは指導してございますけれども、改めて、野鳥あるいは小動物などが入つてこないようについての点検を徹底するというふうなことを通じまして野鳥から家禽への感染防止をする、まずこれが最初にそういうふた野鳥で見つかった場合にとるべき措置だというふうに考えております。

○中島政府参考人 厚生労働省としての対応を説明いたします。

高病原性鳥インフルエンザ感染による死亡が疑われる飼育鳥または野鳥を確認した場合の対応につきましては、平成十六年三月に関係省庁合いで、国民の皆様に対しまして、マスクや手袋などの感染防御措置をした上で取り扱うとともに、獣医師、家畜保健衛生所または保健所等に御相談をいたぐよう要請したところでございます。

また、医師は、診察した患者におきまして高病原性鳥インフルエンザへの感染が確認された場合には、感染症法に基づきまして直ちに保健所に届け出ることが義務づけられており、その確定診断のための検査につきましては、保健所を経由して都道府県の衛生研究所等で実施をされているというところでございます。

さらに、家禽で高病原性鳥インフルエンザの感染が確認をされました場合、養鶏場の従業員等に対して健康調査を実施いたしますとともに、防疫従事者に対する十分な感染防御措置と必要に応じた検査を実施するよう、自治体に対して助言を行つて行つておられます。

○岡本(充)委員 周知徹底を図るという話でありますけれども、大臣、例えば死んでいる野鳥が見

つかつたときに、一般的の国民の皆様方がこれを保健所に届けなきやいけないという周知徹底がなされているとお思いでしようか。恐らく、これは、マスクをして手袋をしてその野鳥に接するようにならぬかと思いますよ。そういう意味で、確かに、これまで広く周知徹底するか、僕は正直言つて難しいと思う。

国としての対応指針、今言われたように、例えば環境省は貴重な野鳥に対しても感染しないように取り組むんだと。野鳥ですから、どこに飛んでいくかわからない、どこから来たかわからない鳥も多い。そういう鳥に移動制限をかけるわけにもいきませんし、現実的に、野鳥から野鳥への感染を

防止するというのは私は難しいと思うんです。

そういう意味で、政府としても、改めて、今回のような弱毒タイプじゃない、今回のような、はつきり言うと、いわゆる健康被害が起こりそうもないようなウイルスではなくて、本当に高病原性の鳥インフルエンザもしくは新型インフルエンザが日本で確認されたときの対応策はもう一度練つておく必要があると思います。

○中川國務大臣 岡本委員御指摘のとおりで、こ

の問題というのは、空を飛んでくる、したがつて、日本の周りに何百メートルも何千メートルもネットを張るというわけにはいきませんし、それから人々としては非常に心配なわけでございます。

○中川國務大臣 岡本委員御指摘のとおりで、こ

の問題では、空を飛んでくる、したがつて、日本の周りに何百メートルも何千メートルもネットを張るというわけにはいきませんし、それから人々としては非常に心配なわけでございます。

○岡本(充)委員 確かに、おっしゃるとおり、國

民の命と健康を守るのは日本の政治家の責任だと

いうことは常々私も各所で私自身が発言をしております。そういう意味では、後段お話をしますBSEの問題も同様ですけれども、そういう日本人の命と健康にかかる問題は、ぜひ、変な政治的妥協ではなくて、科学的知見に基づいてきちっと

した対応をとつていく、それを私も大臣に、改め

発生したのではないかということを、これはフランスの農務省の人があつておきました。これはあくまでも可能性が高いという次元であります。

そういう意味で、本当に、空を飛んでくる、いつ飛んでくるかわからない、しかも、高いところを飛んでくるから捕まるわけにもいかないといふことでありますので、今御指摘のように、とにかく発見をしたら、いきなりマスクとか、いきなり手袋とか、いきなり何とかというのではなく、とにかくきつと、とにかくりませんから感染しないように、そし

て、すぐに関係のところに伝えるようにということは、これは国民に周知徹底しなければいけませ

ん。

そういう意味で、リスク管理は政府にあるわけでございますから、我々も今まで以上にこの問題は国民の皆さんに御理解をいただきなければならぬと思いますし、必要以上に危険をあおるといふこともある意味では避けなければいけませんけれども、正しい情報、正しい知識を御理解いただ

くためには、政府だけではなくて、ぜひ専門の岡本委員初め各党の皆さん方にも、これは党派を超えた、国民に対する政治というか公の仕事をしている立場の、ある意味では共通の責務ではないかと思いますので、ぜひまた委員にも御指導いただきながら、国会の方にもいろいろとまたお力添えをいただいて、全国の御地元等でこういうことがあります。

○中川政府参考人 今回の茨城県の弱毒タイプの高病原性鳥インフルエンザについての感染究明でございますけれども、六月ごろからこの感染といふのは確認されました。私ども、昨年の七月に

専門家の方々に集まつていただきまして、感染経路の究明チームを立ち上げまして、十月にはその中間取りまとめが行われてございます。

既に先生今おっしゃつたことが大半その中間取

りまとめの中にも含まれておるわけありますけれども、今回見つかったウイルスの特性、グアテ

マラあるいはメキシコと非常に近縁性があるといふこと。それから、日本までどうして來た

て、私自身もそうしていくこととはお約束を申し上げたいと思います。

さて、今くしくも大臣がちょうど言われました、例えば今回のフランスにおいての感染経路、この可能性が高いのではないかといういろいろな説が流れていますが、翻つてみて、今回の茨城県におけるインフルエンザの蔓延、諸説流れておりますが、感染経路の究明というのは極めて難しい、今大臣が言われたとおりです。

そういう意味で、本当に、空を飛んでくる、いつ飛んでくるかわからない、しかも、高いところを飛んでくるから捕まるわけにもいかないといふことでありますので、今御指摘のように、とにかくきつと、とにかくりませんから感染しないように、そし

て、すぐに関係のところに伝えるようにというこ

とは、これは国民に周知徹底しなければいけませ

ん。

そういう意味で、リスク管理は政府にあるわけ

でございますから、我々も今まで以上にこの問題

は国民の皆さんに御理解をいただきなければならぬと思いますし、必要以上に危険をあおるといふこともある意味では避けなければいけませんけれども、正しい情報、正しい知識を御理解いただ

くためには、政府だけではなくて、ぜひ専門の岡本委員初め各党の皆さん方にも、これは党派を超えた、国民に対する政治というか公の仕事をし

ている立場の、ある意味では共通の責務ではないかと思いますので、ぜひまた委員にも御指導いただきながら、国会の方にもいろいろとまたお力添えをいただいて、全国の御地元等でこういうことがあります。

○中川政府参考人 今回の茨城県の弱毒タイプの高病原性鳥インフルエンザについての感染究明でございますけれども、六月ごろからこの感染といふのは確認されました。私ども、昨年の七月に

専門家の方々に集まつていただきまして、感染経

路の究明チームを立ち上げまして、十月にはその中間取りまとめが行われてございます。

既に先生今おっしゃつたことが大半その中間取

りまとめの中にも含まれておるわけありますけれども、今回見つかったウイルスの特性、グアテ

マラあるいはメキシコと非常に近縁性があるといふこと。それから、日本までどうして來た

かという際に、渡り鳥あるいは人を介した、あるいはまた何らかの物品の輸入というふうなもの、三つぐらい考えられますけれども、渡り鳥といふ点からいきますと、直接中米のあたりから日本に来るようなものはない、またアラスカ経由といふことも、観念的にはありますけれどもなかなか具体的なものとしては想定しがたいというのが専門家の御意見でございました。それから、「二番目の貿易を介して」というのも、生きた鳥類ですか、あるいは物品からそういうのが持ち込まれるという可能性も低い。そうすると、残るのは、違法ワクチンも含めた何らかの人為的なものによるのではないか、そこが一番可能性としては高いというものがこの中間取りまとめの段階でございま

防止に大きく寄与するということで、ぜひ可能な範囲で努力をしていただきたいと思います。さて、話は今度、米国からの牛肉輸入にかかるさまざまな問題について話を移したいと思います。

たんですかね、今回の問題に対する農務長官の考え方を含めて、その中で協議されたこと等について御報告をいただけますでしょうか。

○中川国務大臣 一月二十日にこの事件が起きまして、すぐ先方から電話で、ジョハンズ長官を初めいろいろなルートで、日本側に対し、きっちりとやる、再発防止そしてまた原因究明、徹底的にやるということ、以来、何回も電話、あるいはお会いをする機会がWTO等々であったわけでござります。御指摘のようにロンドンにおいてもお会いをいたしましたが、そのときには内容について具体的な突っ込んだ話は先方からございませんでした。したがつて、私からもあえて申し上げませんとした。先方としては、あの一月二十日から一週間ぐら

○中川國務大臣 けさ、三月二十七日、日本では二十八日ということでしようけれども、日本に来て政府と会いたいということを先方が、一方的にといいましょうか、合意という形じやなくて発表をしたようでございます。ホームページを見たところですございます。

ですから、日本としては、来るものについてももちろん、会わざにお帰りいただくとかそういうことは我々としてはするつもりはございません。せっかく来られる以上はお会いをいたします。ただし、我々としては、それによって前進、成果が出来るということでできればお会いをしたいということになりますけれども、先方がどういう形で何を持って、持つてというのは発言を考えてくるか

公表をしたわけでござります。

これは、一つ一つ具体的に物事を解決していく
なければならないということで、質問事項に対し
て回答としていただいたわけがありますけれど
も、現在、その回答内容について、これは農林水
産省だけではなくて、屠畜場の中の問題であつた
り、月齢の確認の方法だつていろいろあるわけで
ありますので、政府全体として、これは我々とし
てもしっかりとやつていかなければならぬの
で、もう少しお時間をいただいて、きちつとし
精査をして上で対応を考えていきたいというふう
に考えております。

○岡本(充)委員 詳細については、この中の私が
感じた疑問点については後ほどちょっとお伺いを
したいというふうに思つております。

そういう中で、報道等によると、実務者協議
が今週中にも日米間で行われるんじやないかとい
うふう報道と見切らせて、と最も幾回もあつた
わけで、それについてまた日本語にして二十日に
摘要のように、日本時間で土曜日の午前中についた
わけで、それについてまた日本語にして二十日に

の間に、國務省の幹部もすぐ飛んできたわけですね。ありますけれども、もちろん、いろいろと、会うあるいはまた説明に来たい、これについて拒否する理由はないわけでござりますけれども、しかし、やはり両国間が公式にといいましょうか、きっとした形で会う以上は、次に向かつてのステップがまず前提にならなければいけない。ただ、何回会つたとか、会つて話をしたけれどももう全くの平行線だつたとかいうことは、これはせつかく、國民もアメリカの方も注視をしているわけですが、ざいますので、仮に会うとするならば、何らかの成果がある形で会うべきであるというふうにも考えます。

したがいまして、先方は、いつも説明したい、あるいは来たい、会いたい、電話をしたいということで、拒否はいたしませんけれども、これはあくまでも先方が、今回も希望として言つていることでござりますので、公式にいついつ来るという話でもございませんので、これはこれとして、日本側として現在やるべきことは回答に対する精査ということになります。今全力をもって日々その作業に取り組んでおりますので、どうぞよろしくおねがいします。

に二つては、現時点では、確証にしておりませんけれども、我々としては、来るに決めた以上は、お断りするということもなんぞございませんので、会つて先方がどんなことを言うのかお伺いをするということは、我々としても拒否する必要はないというふうに考えております。

○岡本(充)委員 そうすると、それは協議ではないですね、今の大臣のお話だと。協議というのは、お互いに字のごとく議論するわけなんでしょうけれども、今の話は、一方的に先方が報告に来るのか、一方的に先方が話しに来るといったたぐいの話だというふうに理解をさせていただいてよろしいでしようか。

○中川国務大臣 両国政府の代表、責任者が会うわけですが、その辺はやはり公式のものであるということは間違いないんだろうというふうに思つております。

ただ、先方も、一日も早いこの問題の解決に向けて来られるんであろうことは私も想像できるわなでございますが、また日本としては、さつき由来

シヨウな華道を専門めにしていた華道機関もありました。

○岡本(充)委員　ということは、実務者協議は今週、来週等は実質的に開く予定はないというふうござります。

し上げたように、回答に対しても今検査をしている段階でござりますから、仮に来るのであれば、さつき申し上げたように、会わないということは、そ

す。 これは外交儀礼上失礼ということにもなりますので、お会いすることになるんだろうと思いま

そのときには、向こうがどういうことを言うか
わかりませんけれども、日本側としては、質問に
対する回答について、何かこちら側から確認すべ
きこと、あるいはまたこちら側から向こう側に要
求することがあれば、それは向こう側にぶつける
ということもあります。

とにかく協議話し合いどちらでも否定はいたしませんけれども、話し合う以上はきちつとした形で、日本の立場で、面会といいましょうか協議といいましようか、なかなか、だんだん言葉が、厳密に言わなければならない状況になつてまいりましたけれども、会つた以上は、日本側の立場をきちつと向こう側に理解をさせるという姿勢で臨んでいきたいと考えております。

とおり、安易な妥協をする、政治的な決着を図る問題ではないということをきっちりと確認していたい。大臣もうなづかれておりますので、私がだきたい。そのように信じたいと思います。

そういう中で、今回の回答書の中で、委員各位の中でも読まれた方もみえましょうが、例えば、一番最初の全般的な事項の質問の中で、脊柱のついた子牛肉や対日輸出のできない内蔵が輸出

された今回の事案は、英語ではユニークとなつて
いますが、特異的なものであつたのかという問
いかけに対して、米国はこう答えていました。

「現在実施中の監査、検証及びEVプログラムを要求している様々な他国の顧客からのフィードバックにより、他の承認された工場のF.S.I.S.の担当者は、条件をよく認識しており、承認された製品だけが輸出されると、我々は確信している。」

こう言つているんです。
ところが、これも報道によると、どうやら香港
で同じく骨つき肉が見つかったというふうに私は
聞いております。農林水産省は、今回のこの香港
の事案について照会中と伺いましたが、実際にど

の ような骨がついていたのか写真等をお持ちでない
と私は伺つたんです。が、こういつた事案についてもきちつと調べなければいけない。

また、韓国も、今後、牛肉の米国からの輸入再開に向けて延期をする。本当は四月一日から輸入開始予定だったのを延期するという報道等も私も聞いておりますが、この辺についてもきちつと、他国がどういう対応をとつて、どういうことをし

今回のこの報告書の中で、我々は確信しているのか把握をする必要があるということをまず指摘させていただきたいと思います。

と米国は言っているんだけれども、結局香港に骨つき肉が到着しているという状況を考えると、この確信というのは一体何から来ているのかという

す。ことを私としては疑問として禁じ得ないわけで

となつた二つの社があります。輸出のプログラムを遵守することを求められていて、その遵守

を果たせなかつた二つの社の責任者、それそれの対日輸出条件の適合を確保する責任を有してゐた者がなぜその責任を果たせなかつたのか、こうい

う日本の問い合わせに對して、まだ終了していないOIGの調査を我々は待つていい、その完了後にさらなる情報が入手できると期待していると。

例えばこういう情報もきちっと入手してから実務者協議に入るのが当然ですし、その先に書いてあります、「米国内や諸外国向け输出こちら子

牛肉の取扱いと日本向けEVプログラムの条件の違い(SRM除去や年齢制限)について、具体的に

どのような研修が行われたのか「これについても、具体的な研修がどのように行われたか書いていません。中川局長、きっとお手元にお持ちだと

思いますが、せひこの七ページ目のところを見ていただきたい。

ていない「ビール・ホテルラック・セブンリブズ（脊柱を含む）」に加え、アトランティック社は、日本向けの条件を満たしている「ビール・ホテル

ラック・チャップレディー・セブンリブズ脊柱除去済)も出荷していた。この例は、当該施設責任者がどのようにしてビール・ホテルラックから脊柱を適正に除去するかに関する知見を有していましたことを明確に示している。こう書かれておりましたけれども、例えばこの部分も、極めて私はあまりな話だと思つております。

時間の関係上、余り詳しくは聞きませんが、例えればこういう部分、これから子細に検討されるんだと思いますが、中川局長、どういうふうな意味をなすのか、今おわかりであればお答えいただきたいし、おわかりでなければいつかにきちっと例示をしていただきたいと思いますが、お答えいただけますか。

○中川政府参考人 今回アメリカ側から接到いたしました日本側の質問に対する回答につきましては、現在精査をしているところでございますけれども、私どもとしても幾つか疑問点があるのは事実でございます。

こういった点につきましては、今、先生も御指摘がございましたけれども、我々担当の者として、きっちと精査をして、アメリカ側にきっちと確認をしなければいけないところは確認をするという形で臨んでいきたいというふうに思つております。

○岡本(充)委員 続いて、少し指摘をさせていただきたいと思います。

この先さりに、公表された資料の十ページの方に載つておるんですが、「今回の事案に関与した検査官は、どのような周知・研修を受けていたのか」こういうところから始まって、「具体的に、検査官が閲覧していたことの確認や必要事項を習得したことの確認はどのように行われていたのか。」この部分について、こう回答しています。「検査プログラム担当職員は参加したことについて証明を求められた。」と書いています。

この問題について、どうやら今回の新しいプログラムでは、検査プログラム担当職員が大きなキーを握り、この担当職員が、検査官がそれぞれ

研修に参加したかを確認するように私は見受けられます。この部分についても、本当にこの担当官のケアレスミスが起こらない仕組みがどうなされているのか、私はこれから読み取ることができない。この点についても確認をいただきたい。

また、十一ページ目に、「AMSからFSISへの施設認定の通知の仕組みはどのようになつたのか」そしてその中で、「他の三十八施設についてはどうのよにしてFSIS検査官は施設の認定を認識したのか」。その際、今回の事案と同様の問題の発生の可能性は全くなかつたのかというところについて、また同じく、今後同じようなことは起こらない、他国の顧客のフィードバックを通じて、他の認定施設のFSIS職員も条件を承知しているものと確信していると書いています。が、冒頭と同じく、香港で事案が起つています。これについてもきちつと確認をされることを私は

十二ページの部分、「再発防止のための改善措置に関する事項」、この中で「AMSは、日本政府による側面改善措置等の受入れ後二週間以内に、全てのEV認定施設の再調査を行うこととされておりが、この調査の具体的な内容や期待される効果は何か。」と書いてあつたら、この点については、「脊髄や脊柱の除去といった条件は観察、評価される。」と例示は書いてありますが、これも極めてあいまいで、具体的な内容や期待される効果は書いていません。

「四月以降に施設の現場で行うこととされるA

MSによる抜き打ち審査について、具体的な方法等をお示し願いたい。」こう書いていますが、「日本向けの生産再開後、AMSは無作為に抽出した施設に対し、抜き打ち現地監査を行う。」抜き打ち審査の具体的な方法はどうしたら、抜き打ち検査をします、こう書いている。これも極めて不誠実な答弁です。

さらに、その先、FSISSとAMSの連携方法、これについても、AMSSからの署名入り書類を確

認し、この書類をもつて連携だというふうに書い

す。

をいただきたいということをお願いしてまいりま

わけです

卷之三

部分についても御確認いただきたい。
さらに、もう一枚めくつて、十三ページ目以降
についても、(4)の「検査官の検査についての抜き書き
打ちチェックの具体的な方法等」、これも示され
ていないし、これまでの実施していた研修等の活
動に比べ強化された点も書かれていません。

昨年の十二月の十三日以降、第一回目の現地の査察を行きました。その際に、アメリカ側から、A40以下というのが一つの月齢を判別する方法でありますけれども、そのところでは、子牛の場合の判定について向こうから少し相談があつたわけであります。ただ、私どもとしては、そのことについては、これからさらに二回目の査察という

ております。いつまでにこの報告書をいただけますか、明確な御答弁をいただきたいと思うわけですねけれども、農水、厚労、それぞれ責任ある立場の方でお答えをいただきたいと思います。

○中川政府参考人 お答えいたします。

るようにつきちつと指導していただきたいと思うわけですが、明確な御答弁をいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○中川国務大臣 今回の件は、日米間だけではなくて、香港でも同じようなことが発生したわけで、日本側としても、再発防止あるいは原因の徹

さらに六番 最後のページから一枚目でなければ、OIGの調査部門も実施中であり、いつごろこの今回の調査についてOIGの報告がされるかということについては、OIGの調査は米国政府の職員は調査の対象となつていいないと。こんなことは、米国政府の職員を調査しなければFSISの検査官は調査できないわけです。この調査の完了日は現在未定であると。つまり、いつ報告できるかわからぬ。さらに加えて言えば、この報告書がどういった内容になるかもまだわからぬいです。

○岡本(充)委員 とすれば、この部分について
も、事実と異なる回答であるならばきちつと抗議
をする、ここにも事実誤認だということを書いて
おられますけれども、日本側の立場は、二十カ月
論をしましようというふうには確かに受け答えし
ておられますけれども、その際に何が具体的な
提案があるのであれば、それを受けて、そして議
論をしましようというふうには確かに受け答えし
ます。

に気になりました。下から二行目。米国は、子牛肉輸入のための別のプログラムを一月二十日の時点で協議中だった、こういうふうに書いてあります
が、新しく子牛肉についてのみ別の条件で輸入再開をしよう、そんな協議をしていたという事実があるんですね。それについてはお答えをいただきたい。

度抗議をするべきであります。

○中川政府参考人 日米間の貿易再開に当たつての基本的な要件というのは、二十カ月齢以下の牛からつくられた牛肉であるということと、あとは、すべての特定危険部位の除去ということでございます。当然、二十カ月齢以下の牛ということになりますと、子牛も含めて、定義上入るものでありますて、日本としては、平成十六年の十月二十三日に局長級協議でもつてその共通の認識を得たとき以降、輸出証明プログラムの具体的な中身を検討するその期間を通じまして、終始一貫して、二十カ月齢以下の牛からつくられた牛肉とすることでアメリカ側とやつてきたものでございま

しかし、輸出に向けた適格な食肉処理工場だとい
う認定をしているわけですね。

本来であれば、ここは日本の査察の段階で、こ
ういう事案が起こる可能性のある施設だとい
うを指摘するべきだった。しかし、それを指摘し
ていなかつたことに対して、私は、今回の査察は
一体どうなつてているのかと改めて疑念を持つたわ
けです。

しかし、残念ながら、査察の内容、そしてまた、
私は一月末以来二ヶ月にわたって厚労省、農水省
にそれぞれ、今回の査察の出張命令書、帰朝報告書
を含めて、査察の内容についての具体的な報告

一女の公表をしたいといふことは思っておりま
す。

確認事項については、先方に問い合わせをしてい

○松本政府参考人 十二月に行いました検査の結果につきましては、先ほど農林水産省からお答えいたしましたように、帰国後速やかに食品安全委員会や消費者への説明会を経て、報告を行つたところであります。

なお、委員御指摘の各施設ごとの詳細な報告書につきましては、引き続き、公開できる情報か否かについて現在米国側の確認をお願いしているところでございまして、その確認を得た上で公表することとしております。

岡本委員御指摘のように、もう既に予算委員会、農水委員会でも、この報告書に対してもいろいろなわからないところ、あるいはまた視察した内容について確認したいところ、いろいろあります。一部、既に答えているところもありますし、現在もまだ問い合わせ中のところもあります。ただし、この問題はもう一つの次元としては、やはり企業秘密とか個人の情報に関する問題とか、日本でもそういうルールがあるわけでありま

なお、委員御指摘の各施設ごとの詳細な報告書を作成するにつきましては、引き続き、公開できる情報が否かについて現在米国側の確認をお願いしているところでございまして、その確認を得た上で公表することとしております。

現在もまだ問い合わせ中のところもありますし、
た。一部、既に答えているところもあります。
ただし、この問題は、もう一つの次元としては、
やはり企業秘密とか個人の情報に関する問題と
か、日本でもそういうルールがあるわけでありま
すし、アメリカ側にも当然そういうルールがあり
ますので、その中で、アメリカ側がどの程度答え
てくるのかということについてまだまだ返事が来
ないということあります。時間がたっていると

○岡本(充)委員 残された時間も少ないので、大臣、聞いてください。

私は一月の下旬から言つてゐる。二月の予算委員会のときも、私は質問取りに来たそれぞれのスタッフに、いつになるのかと言つてゐる。二月の中旬に照会した、そして、二月の中旬に照会したつきり、回答がまだ来ていないのに、まだ請求していない。これは私は大変不誠実じやないかと思う。

ますし、アメリカ側にも当然そういうルールがありますので、その中で、アメリカ側がどの程度答えてくるのかということについてまだまだ返事が来ないということになります。時間がたつているということは、私も率直にそうだというふうに思いました。

したがいまして、何回も私自身も、これに限らず、確認すべきこと、既に確認をして返事が来な

いことについては、これはこれからも、必要に応じてと/orか、既に答えるように要求していることについては、これからも答えるように要求をし続けていかなければならないと思ております。

ただ、アメリカ側にもアメリカ側の合理的な理由があるとするならば、そこから先をどういうふうに判断していくかということについては、またもう一つ別の要素を考えていかなければならぬ。何でもかんでも日本が要求したものをお方が出してくるということであればいいんですけども、アメリカ側にはアメリカ側の法制度、ルール、その他いろいろな事情もあるわけでありますから、その辺もやはりある程度は日本側としても頭の中に入れながら、しかし、答えられないのであれば、何で答えられないのかということの説明等も含めて、我々としては、再度、今の御指摘のことも含めまして、アメリカ側に対しても、あるいは香港側に対して、聞きたいことについてはこれらも要求をし続けていかなければならないというふうに考えております。

○岡本(充)委員 ありがとうございました。

○福葉委員長 次に、川内博史君。

○川内委員 民主党的な川内でございます。

きょうは、委員長を始めといたしまして本委員会の理事の先生方にお許しをいただきまして、発言の機会をいただきましたことにまず感謝を申し上げさせていただきたいというふうに思います。

本当にありがとうございます。

きょうは、私は、BSE問題とPSE問題、二つのことについて聞かせていただきたいというふうに考えております。まず、PSEの方から先に聞かせていただきたいというふうに思いますが、このPSE問題といふことは、経済産業省所管の電気用品安全法という法律が、平成十一年に電気用品取締法から安全法に、大臣、ここ大事なところなのでもうちょっとお慢していくください、あと十分ぐらい我慢してください、電気用品取締法から電気用品安全法に改正されました。その際に、PSEマークを付した

ものでなければ販売してはならないというふうに法律に書かれたわけですね。

そうすると、中古の電気用品の販売事業者の皆さん、PSEマークが張つてないものについては、みずから製造事業者の届け出をして、技術基準適合というのを確認して、さらには自主検査をしてPSEマークを張る、そして販売するということをしなければならなくなつた。

大臣、技術基準適合を確認するというのは、大臣、大臣、こっちを見てくださいよ、これ、九百七十六ページの本ですよ。これが、この技術基準を中古の電気用品販売業の方々に確認しよう、さらには自主検査もしてPSEマークを張りなさい、そうでなければ売つてはいけませんということになつたんですよ。

安全性の基準は旧法と新法では全く一緒なんですからね、安全性の基準は全く変わらない。にもかかわらず、販売業者にこんな分厚いものを確認させよう、これははつきり言って実態としては無理だ、だから今大変な問題になつてゐるわけですね。

実は、私は、これは農機具も関係しますから、地元のJAの方に、状況としてはどうでしょうか、この電気用品安全法の本格施行を間近に控え、御存じでしたかということをお聞きいたしましたらば、この電気用品安全法の本格施行については全く知らなかつたと。

そこで、農水省の西川生産局長に伺いますが、きのう私がレクで担当の方にお聞きしたところによると、この電気用品安全法の問題について農水省は二月下旬に報道で知つた、農水省自身は報道で知つたというふうにおおしゃつていらっしゃいますが、確認をしていただきたいというふうに思います。

○西川政府参考人 いつ知つたかという御質問でござりますけれども、私自身は報道で知りましたけれども、担当の方は、二月の下旬に関係団体から問い合わせを受けたということ、それですぐ経済産業省のホームページを開きまして、中古の電気用品も対象になるということを確認したということでございます。

○川内委員 だから、全く、大臣、このPSE法制対象品目について、下取品として取れなくなるといふふうに思いますが、このPSE問題といふことは、経済産業省所管の電気用品安全法といふことは、経済産業省のホームページを開きまして、「実施による組合員・JA・経済連への影響」ということで、規制対象品目について、下取品として取れなくなるといふふうに思いますが、このPSE問題といふことは、経済産業省は説明をするわけですけれども、しかし業として行つてゐる場合は、農機具として使つている場合はこれは業ですから、業としての売買になりますから、農家は自分で技術基準適合を確

に制限が出てくるため、多大な影響が出てくると考えられるというふうに大変に心配をしていらっしゃるわけです、この電気用品安全法。

ちまたでも今大問題になつてゐるわけでござりますが、これは農水、本委員会にも大いに関係することであるということで、きょう質問をさせていただくわけでございます。

全国的には六十万の古物商、下取るところは大体古物商の許可をとつてゐるんですけども、六十万の古物商の中にJAで下取りなんかをするところも全部含まれるわけですが、六十万の古物商、質屋がある。そしてさらに、その中の三十万社が中古電気用品を扱つてゐるというふうにされているわけです。それで、全く知らなかつた、そんなことがあるんですかということだつたわけですね。これから周知徹底をしていかなければなりません。この状況なんだとそうです。

そこで、農水省の西川生産局長に伺いますが、きのう私がレクで担当の方にお聞きしたところによると、この電気用品安全法の問題について農水省は二月下旬に報道で知つた、農水省自身は報道で知つたというふうにおおしゃつていらっしゃいますが、確認をしていただきたいというふうに思います。

○西川政府参考人 いつ知つたかという御質問でござりますけれども、私自身は報道で知りましたけれども、担当の方は、二月の下旬に関係団体から問い合わせを受けたということ、それですぐ経済産業省のホームページを開きまして、中古の電気用品も対象になるということを確認したということでございます。

○川内委員 だから、全く、大臣、このPSE法

認して、絶縁耐力試験といつて一分間千ボルトかけて、もしかしたら千ボルトを実験しているとき感電して大変な目に遭うかもしないんですよ。

私も、実際にメーカーの方の話を聞きましたけれども、素人がそんな千ボルトの試験なんかしたら危ないですよ。実験の条件というのがあるわけですから。そもそも、中古の販売事業者にこんな技術基準適合を確認させるとか、大体普通の電気用品というのは百ボルトとか五十ボルトとか二百ボルトですかね。自主検査として千ボルトかけないと、もともと無理なんですよ。こんな、当初想定されていなかつたことが、無理無理、今もう四月一日を間近にしてやられようとしているという状況なんですね。

迎経済産業省商務流通審議官にも来ていただいているから、大臣は最後に聞きますので。これは、そもそも法律の中に、中古電気用品の販売の業に携わる人たちの義務というものがしっかりと別途に分けて規定されないと、新品と中古と分けたて考へないと、もともと無理があると思うんですね。販売している人たちが製造業の届け出をして、こんな分厚いものを確認するなんておかしいですよ。

普通に常識で考へておかしいと思いませんか。大臣、そう思いませんか。感想でいいですから、おかしいと言つてくださいよ、あり得ないと。○中川国務大臣 平成十一年に改正された法律ですが、連日私もテレビで、中古の売買やお仕事をされている皆さん、あるいはピントージュ器といふんですか、ああいうものに关心を持っている皆さん含めて、毎日大変報道されて私も関心を持つてゐるわけであります。

七年前に法律が改正されたんだからその間猶予期間があるのではないかという議論も一方にあるでしょう。また、この法律の目的も電気製品の安全性という観点からの法律だということもあるでしょう。ただ、過去においても、施行ぎりぎりになつて関係業界あるいは國民が大変だ大変だと

言つて大騒ぎになつたことがあります。例えば、トラックの過積載の問題でありますとか、トラックのスピードリミッターの問題ですとか、そういう問題も過去において私も承知をしております。

この法律 자체は、経済産業省が電気製品全体を所管しているわけでござりますので、おかしいかおかしくないかと言われば、我々の方は農機具関係が一番影響があることが想定されるわけでありますけれども、過去の数年間をどう見るのかといふことが一つと、もうあと数日には迫つてゐると言われている状況をどう見るのかということと、一般の人たちが六法全書みたいな本を全部見て、千ボルトで一分ですか、テストしてみなさい、それで合格だつたら個人同士で売買してもいいですよということについては、この法律は、大変恥ずかしながら私が前いたところの所管の法律ではございませんけれども施行したのはその前という、決して責任逃れしているつもりはございませんが、経済産業省の方も、今一生懸命、普及あるいは社会実態に合うように努力をしているやし私も報道で聞いておりますので、ぜひ経済産業省の方の今の状況をお聞きいたいた上で、後ほどまた川内委員からの御質問があれば、お答えしたいと思います。

○川内委員 いや大臣、トラックの過積載とかスピーデリミッターは、別にトラックに荷物が積めなくなるわけでもないし、トラックが走れなくなるわけでもないですね。トラックは、スピーデリミッターがついてスピードは落ちるが、走れる、荷物の量はきちんと定められてしまうが、きちんと荷物は載せられる。しかし、この電気用品安全法は、中古の電気用品が売れなくなる、農機具が販売できなくなるさらには農作業に支障が出るということが予想されるわけです。

ちょっと大臣、個人間の売買はいいんです、個人間の売買は。しかし、農機具の場合、農家は業として農業をやっているので、業としての販売の場合には技術基準適合確認と自主検査というものをやってPSEシールを張らなければならない

ということです。これは農家の人たちにも大変大きな影響があるわけです。

せんべつ私の同僚の松木謙公議員が大臣に申し上げたと思うが、酪農家から連絡があつて、この法律が施行されると、コストを少しでも圧縮することができますけれども、過去の数年間をどう見るのかといふことが一つと、もうあと数日には迫つてゐると言われている状況をどう見るのかといふことがありますけれども、過去の数年間をどう見るのかといふことが一つと、もうあと数日には迫つてゐると言つておきます。

中川大臣は、農水行政にも造詣が深くていらっしゃるし、もちろん経済産業の大臣もされていますが、中古の農機具を有効に活用しながら頑張つてある。そういう状況に支障が出るといふことを、せんべつ委員会で、松木謙公議員も大臣にその状況を御報告申し上げたというふうに思つておきます。

中川大臣は、農水行政にも造詣が深くていらっしゃるし、もちろん経済産業の大臣もされていますが、中古の農機具を有効に活用しながら頑張つてある。そういう状況に支障が出るといふことを、せんべつ委員会で、松木謙公議員も大臣にその状況を御報告申し上げたというふうに思つておきます。

そういう中で、七年前に法改正がされた。しかし、周知については、ホームページあるいは通産省公報に載せられただけ、あるいは、パンフレットは二十万部刷ったとか、説明会は何百回やつたとかいいますけれども、利害関係人としての古物商あるいは中古電気用品販売業への、あなたたちの仕事はこれからこうなるんですよという明確な周知は一切なかつた。それがことしの二月十五日に始まつたばかりだということは、警察庁も経済産業省も委員会の場でお認めになつていらつしゃるわけです。

そういう状況の中で、これは流通に大きな影響がありますし、四月一日から本格施行が始まる。私は、どう考へても、これはこのままやるには余りにもリスクが多過ぎるんじゃないかなというふうに思つておきます。

そこで、迎審議官にお伺いしてまいりますが、このPSEマークのない中古電気用品を販売あるいは販売目的で陳列した場合、四月一日以降どうなるのか。違法行為になつてしまつてしまつます。三月三十一日までは適法だったものが、四月一日から違法になる。これはどうするんですか。ちょっとお答えいただきたいというふうに思つておきます。

○迎政府参考人 今先生のお話のとおり、四月一日に経過措置の猶予期間が切れました以降は、PSEマークのついていないものを販売してはならない、あるいは販売の目的で陳列してはならない、こういうことになるわけでござります。

S Eマークのついていないものを販売してはならない、あるいは販売の目的で陳列してはならない、こういうことになるわけでござります。

実際に、私ども、いろいろ業者の方に伺いますと、自分たちが検査体制が整つてPSEマークを付せるまでの間は、既に二〇〇一年以降に生産されたPSEマークのついた製品の販売を行つて、検査体制が整つた上で、ちゃんと付して売るようになりたいというふうな業者の方もございます。あるいは、そういうふうに考えております。

事業者いろいろ工夫をして、対応を考えておられるというふうに承知をしております。

○川内委員 大臣、今、迎審議官が、自分で検査をする業者もあります、あるいはレンタルに切り替わる業者もありますというふうな企業もあるやに伺つております。

事業者いろいろ工夫をして、対応を考えておられるというふうに承知をしております。

○迎政府参考人 現行の電気用品安全法は、国民が電気用品を使用する際の漏電、火災の事故を防止する観点から法改正を行つて、現在、この法制を円滑に施行すべく私ども全力を挙げておるところでございますので、そういう段階でこの法体系を見直すというふうなことは今現在私ども考えおりません。まさに五年の経過措置終了を目前に控えて、先般発表いたしました対策の具体化を進めると同時に、きつと施行していくくといふことが必要であると思っております。

ただ、中長期的に、一般論として申し上げれば、そもそも法律というのは常に不変といふふうなものではなくて、安全法制についても、安全確保の観点から、技術進歩、取引の実態等の変化に応じて、必要に応じて不断に見直していくべき性格のものである、こういうふうに認識しております。

○川内委員 ここは経済産業委員会ではないので商務流通審議官に対する質問はここまでにさせていただきますが、私は、何回も繰り返しますが、今、円滑に施行させることができ自分たちの役目であるというふうに審議官はおつしやられたが、円滑に今状況で施行できるとは恐らく審議官御自身もお考えではないというふうに思つておきます。

はちよつと問題が大きいなというふうに思つて
いらつしやると思うんです。まあ、それは問題が
大きいですとはとても御自身でこの場でおつしや
られることはできないと思いますが。

届け出をさせる、さらにはこんな、いいですか、せつからですから、この中に書いてあることは、大臣、その商品を七十センチの高さから落として強度試験をしろと書いてあるのです。その商品を、電気用品を七十センチの高さから落として強度試験をしなさいと書いてあるのです。新品の場合には、型式試験で一つだけやつて、あとは生産する、それを販売するということでいいわけですか。しかし、中古の場合は、一品しかないですから、それを七十センチの高さから落としたら壊れますよ。売れなくなつちやうじやないです。そういう矛盾したことがいっぱい書いてあるんです、この中に。それを販売業の方々に製造業者の届け出をさせて、義務づけていく、これは法的拘束力のあるものですからね、というのは、どう考えてもやはりおかしいんですよ。

これを無理無理やるのは私は大きな問題があるということを申し上げておきたいというふうに思いますが、中川大臣は経済産業大臣でもいらっしゃつたし、閣僚の一人として、きょうのやりとりをお聞きになられて、再度これはちょっとと閣議でも話題にしてみたいくらいは言つてくださいよ、ぜひ。

○中川国務大臣 まず、我々は法治国家ですから、国会できちっと成立したものをお預りにしますが、さつき迎審議官は、もちろんそれが絶対ではないけれどもということありますけれども、よいよそれが間近に迫ってきてる。国民的心も大きい、プロの関心も大きい、そのことは私も連日のニュースで承知をしております。

川内委員の御質問の前提には、まず法は法として、常識からいっておかしいのではないかということが多分質問の大前提にあるんでしょうけれども、そこは、やはり五年の周知期間とということです。

私は、今になつて一部の販売の人たちが、確かに一般的の国民の人は知らなかつた人も多かつたのかもしれません。ましてそんな分厚い、まくらにできそうなものを一般の人が読んでどうするということは難しいんだろうと思ひますけれども、しかし先ほど、個人の話は別にしてということでありますから、これはプロ同士の話としてやつしていくとするならば、やはりそこは、プロにはプロに求められるものというのも、私は、一般人とは違うものがあるんだろうというふうにも考えます。

全体の法の話は私は立場ではございませんけれども、例えば農機具とか、稻わらの何とか機とか、いろいろございまして、御質問に際して、鹿児島県の方にもいろいろお聞きをしたり、全国の関係者の皆様にもいろいろと問い合わせをして、農林省としても御質問に当たつていろいろデータを調べたところでござりますけれども、とにかくこの法律をスタートさせる以上は、農林水産関係に関する支障のないよう全力を挙げてやっていくのが私の仕事だというふうに考えております。

○川内委員 期待する御答弁がいただけなかつたことは残念でございますけれども、そもそも、電気用品取締法から電気用品安全法へ改正をされるというのは、規制緩和推進三カ年計画の中での基準・認証制度を見直すということで、規制緩和の一環として法改正が行われた。しかも、経済産業省、当時通商産業省所管の十一本の法律が同時に見直された。さらには、その十一本の法律を見直す過程で、産業構造審議会あるいは消費経済審議会の合同部会といつものの中で議論をされたんだけれども、中古電気用品に関しての扱いというもののは、その審議会の中でも一切議論をされおりませんし、さらには、国会の中でも十一本の法律をまとめて一日で審議しておりますから、これも全く触れられていない、全くブラックホールというか、抜け落ちていたんだというふうに思っていますね。

そういう中で、それが昨年末になつて突然、本格施行間近に中古販売の方たちが、これはひとつ

としたら自分たちも関係するんじやないかといふことで気づいて、今大きな騒ぎになつてゐるということですございまして、これは私の意見でございますけれども、再度、大臣も経済産業大臣もお務めになられていらしゃつたわけですから、事情をしつかりと確認していただいて、閣議の中ででも、電気用品安全法について、農水省としてはこうするんだというようなことでも結構ですから、御発言をいただくようにお努めをいただきたいと、いうことを意見として申し上げさせていただきまます。

それでは次に、私の時間が四十分までということでですからあと十分になつてしまつましたが、どうぞ行かれください、BSE問題について聞かせていただきます。

私は、以前からこのBSE問題についてずっと取り組んでまいつたわけでございますが、米国においてこの牛肉の日本向けの輸出の認定の申請をするに、日本向けに牛肉を輸出したいという米国の大手加工処理会社の、USDA、米国政府に対する申請というのがいつ始まつたんですかということをずっとお聞きしてまいりました。その回答がやつと参りましたので、そのことについて伺わせていただきます。

まず、委員の先生方には資料をお配りしておりますが、お手元にある資料の資料四、一番最後のページをごらんいただきたいと思います。米国の大手加工処理施設の米国政府 USDAの申請受理日、現地検査日、認定日というふうに出ております。

まず、これらのことについて、中川消費・安全部長にお聞きしたいと思います。これは、いつ政局としては手に入れられた資料でしょうか。

○中川政府参考人 この資料につきましては、委員の方から二月六日に資料要求がございまして、私どもとしては、在京の米国大使館にこの旨を要請しておりました。その結果、三月十六日にアメリカ大使館の方から私どもの方に送られてきたもの、それをお出ししたというものでございます。

○川内委員 三月十六日に入手したと。その日までこれらのことを見た。日本の農水省、政府は御存じなかつたということなわけでござりますけれども、これは、委員長、委員長の手元にも行つていますか、ごらんいただきたいと思うんですけれども、一番早いのは昨年一月、二〇〇五年の一月からもう既に申請が始まっているんですよ、米国内において。食品安全委員会で、EVプログラムつき米国産牛肉の輸入再開に当たつてのリスク評価が始まったのが二〇〇五年の五月です。昨年の五月です。昨年の五月に米国のことは議論が始まっていますが、そのさかのぼること四ヵ月前、昨年の一月にはアメリカではもう申請の受け付けが始まっている。これは一体どうしたことなんですかね、局長。

○中川政府参考人 日米間の牛肉の貿易再開について、大枠に関します共通の認識というのは、平成十六年の十月二十三日の局長級協議のときの共同プレス発表で明らかになつております。その後から、アメリカ側におきましてはEVプログラムというものの作成が始まつております。たしか平成十六年、二〇〇四年の十一月三日には、ウエブサイトに本当の意味でのドラフトですけれども、掲載されたというふうに承知しております。

この時点では、確かにこれはまだドラフトの段階でありますから、あくまでも、最終的には日米間で合意をして初めて成案になるわけでありますけれども、この早い段階から企業が準備をすること自体はアメリカ農務省も認めておつた、そういう性格のものだというふうに思います。

○川内委員 私が何を申し上げたいかというと、このように早い段階から申請が始まっている。一番早いもので二〇〇五年の一月。さらには、二〇〇五年の八月にはもう対日向け三十八施設の申請はすべて出そろつてあるわけです、昨年の八月には。食品安全委員会の答申とか畜衛生条件の合意とか、それより随分以前にすべての施設の申請が出そろつている。

日本の政府としては、幾らでもこの三十八施設

について、その施設を視察なり査察なりすることが可能であつたのではないか。これは事前調査の件ですよ。事前調査することができたのではないかというふうに私は、このいただいた資料を拝見いたしまして考へるわけですねけれども、局長、いかがでしようか。問い合わせることをされなかつたわけですね。三月十六日、要するにことにしなつて初めてこれが出てきたわけで、去年の段階で、もうとつくる昔にアメリカ側ではいろいろな手続が進んでいたのに、そのことを一切問い合わせせなかつたということでしょう。どうですか。

○中川政府参考人 私ども、EVプログラムの案という形でアメリカ側で公表されたことを承知しましたのは、先生もおつしやいましたけれども、食品安全委員会に諮問をする際につけた、それがドラフトの段階で私どもとして認識をしたものであります。そういう意味では、もう少し早い、数カ月早い段階からドラフトが公表されて、そして企業から申請が始まつていて、その自体は承知しておりませんでした。

○川内委員 大臣、お戻りいただきて、ありがとうございます。私のお配りした資料の四ですね。一番早い施設は二〇〇五年の一月からですよ。申請の受け付けが。我が国の国内で議論を始めるその四カ月も前から、アメリカではもう既に着々と準備が進んでいたということをこの資料は物語っているわけです。

この三十八施設、一番遅いものでも二〇〇五年の八月。調査する気であれば、中川大臣が、三十一日の事務次官会見を違うと、ちゃんと事前調査するんだと昨年の十一月一日の会見で農水省としての方針を示されて、それが質問主意書に対する答弁書としてあらわれて、その方向で進んでいたとすれば、幾らでも事前調査できただんだということなんですねけれども、大臣の御見解はいかがでしょうか。

○中川国務大臣 今も局長から答弁がありましたように、これは何もアメリカの立場を私は弁護するつもりは毛頭ございません。ただ、売る側と輸

入する側、食べる側、特に食べる側は安全というものが大前提になるわけでございます。他方、アメリカの方は、アメリカにはアメリカのルールがあつて、おのずからそこは違つていたわけでござりますけれども、そういう前提で、食品安全委員会がきちっとした答申を出さなければ認定されないということは当然アメリカ側も承知しているわけでございます。

そういう中で、しかし少しでも早く事前に仮の準備ができるとするならば、これはあくまでも条件つきではございますけれども、やれるとするならば、できるだけ早く申請を食肉業者が出す、それをアメリカ政府がとりあえず受け付けをしておくということは、アメリカ側の考え方といいましょうか、気持ちとしては、それはアメリカ側の勝手ですよねというふうに私は理解をいたしま

¹⁰ 本稿の題名は、著者によるもので、元文書の題名は「御内閣の御内閣」である。

43日 えこよ事だう、いこひづは 方し調の音書解てた旨は音がほん

たいたいといふのである。事業者にあれば、安全を第一に考慮する立場から、必ずしもこの意見に賛成するのである。

葉内香子 委員長 事務局長 川田川田内香子 今後は、内閣の政策実現に向けた取り組みを強化する方針であります。また、内閣の政策実現に向けた取り組みを強化する方針であります。

事務局長は、この間の内閣の政策を、必ずしも國務委員會の意見に従つて進めたのである。國務委員會は、國務委員會の意見に従つて進めたのである。國務委員會は、國務委員會の意見に従つて進めたのである。

あります。このように、党の委員会規制は、議論の範囲を狭め、議論の質を高めることで、議論の効率化を図る目的があります。

日本規制開拓協会の会員が、規制開拓の方法について、意見交換するための会合です。

あ
事前申告の手続を終り、車両の輸入登録が完了する。車両の輸入登録は、車両の輸入登録手続を終り、車両の輸入登録が完了する。車両の輸入登録は、車両の輸入登録手続を終り、車両の輸入登録が完了する。

まことに、おおきな方へおまかせします。おまかせするに相違ございません。

るも本の上に書いてあるので、それをもとに、実験してみた。

農業の問題を解決するためには、まず地主の立場を理解する必要があります。地主は、自分の土地を耕す農民に対して、賦税や借入金などの負担を課す立場です。そのため、地主と農民との間には、常に緊張関係が存在します。

常でで城て良、しまたな本業、すな御ルよ品作り林は現、たろで通

Digitized by srujanika@gmail.com

の見なれた風景でございました。それだけに、逆に、田んぼであるとかあるいは畑を多額の費用をかけてつくるものだということを子供のころは全く知らなかつたわけでありまして、随分後になつてから土地改良という概念を知つたわけでござります。

そこで、まず最初にお伺いしたいわけですけれども、いわゆる農地といった場合に、その農地の定義というのか、あるいは基準というんでしようか、どういう状態であればそれが農地と呼べる状態であるのか、その農地の基準について教えていただきたいと思います。

○山田政府参考人 お答えいたします。

土地改良事業を実施する場合に、いつから農地になるかということについてお答えをいたしま

農地開発事業につきましては、測量あるいは木の伐採、伐根、それから基盤の造成等、こういった工程を経まして、また、必要な場合には、用水施設、排水施設等の整備を実施いたしまして、こういつたすべての工程が完了した時点で農地として実態的に利用可能になるということでございま

なお、農地開発事業を実施した場合の農地として、換地処分の公告、登記を終了した時点で所有権は確定するということになります。

○神風委員 今、お手元に資料をお配りしているかと思いますが、そちらの写真をごらんいただきたいと思います。

この写真というのは、まさに昨年の平成十七年四月十三日の農水委員会において、農業経営基盤強化促進法の一部改正法案の審議に際して、参考人としてお越しをいただきました福島県の大建工業有限会社の遠藤社長が耕作をされている国営総合農地開発事業、雄国山ろく地区の現状の一部でございます。

その委員会の後、私も遠藤社長の会社にお伺いしまして、実際に、その耕作地、農地を見させて

でいただきまして、写真に私自身が撮つてきたのがこの六枚の写真であります。

この一番目の写真をごらんになっていただければすぐにわかるように、大変大きな石ころだらけの、農地というよりは土地であります。また、二番目の写真というのが、農家の皆さん方がこの石ころを除石したその石が山積みになつてある光景。そして、三番目に至つては、大きな松の木、直径十センチあるいは十五センチぐらいに成長しているような、松の木がこれだけ成長しているよ

うな状態であるわけであります。

当然、こういう状況であれば、除石あるいは伐採、伐根あるいは土壤改良といったものが需要であろうかと思つておりますが、これがこの状態で農地と呼べるものなのか、あるいは仮にこれが農地であればここで何が作物としてとれるのか、それがについて大臣の見解を伺いたいと思います。

○山田政府参考人 今、写真を提示されて質問があ

りましたけれども、この写真だけではこれが農地であるかどうかというのは、実はなかなか判断がしにくい状況でござります。

先ほど言いましたけれども、農地開発事業にお

きましては、さまざま工事あるいは施設の整備が終了した時点で、農地として実態的に利用可能になります。

一方、農地法なり農地制度におきましては、現況が農地であるかどうかということを判断して農地性を判断することになつておりますが、この写真だけではそのところはなかなか判断できない

強化促進法の一部改正法案の審議に際して、参考人としてお越しをいただきました福島県の大建工業有限会社の遠藤社長が耕作をされている国営総合農地開発事業、雄国山ろく地区の現状の一部でございます。

その委員会の後、私も遠藤社長の会社にお伺いしまして、実際に、その耕作地、農地を見させて

けれども、この写真だけではどういった作物が付可能かどうかということについては、ちょっとお答えしかねる状況でございます。

○神風委員 実際にここで栽培をされているのはソバ、あとはタラの芽だけで、だけというかそれくらいしかつくれない状況であります。

四番目の写真が実際に遠藤社長が栽培をされているタラの芽の写真であります。また、二番目には、農地として、例えれば水管理直徑十センチあるいは十五センチぐらいに成長しているような、松の木がこれだけ成長しているよ

うな状態であるわけであります。

当然、こういう状況であれば、除石あるいは伐採、伐根あるいは土壤改良といったものが需要であります。

○山田政府参考人 今、写真を提示されて質問があ

りましたけれども、この写真だけではこれが農

地であるかどうかというのは、実はなかなか判断がしにくい状況でござります。

先ほど言いましたけれども、農地開発事業におきましては、さまざまな工事あるいは施設の整備が終了した時点で、農地として実態的に利用可能になります。

一方、農地法なり農地制度におきましては、現況が農地であるかどうかということを判断して農地性を判断することになつておりますが、この写真だけではそのところはなかなか判断できない

強化促進法の一部改正法案の審議に際して、参考人としてお越しをいただきました福島県の大建工業有限会社の遠藤社長が耕作をされている国営総合農地開発事業、雄国山ろく地区の現状の一部でございます。

その委員会の後、私も遠藤社長の会社にお伺いしまして、実際に、その耕作地、農地を見させて

でありますけれども、非常にメリットがある部分と、つまり、平らで広大な農地であるという部分と、今でも石がごろごろごろ下から出てまいります、これを除去するという作業が農業者には非常に大きなことであります。

要は、土地を農地として持続的に、地力その他をどうやって確保していくか、これは農家の皆さんだけの御努力では限界があつて、例えれば水管理の問題であるとか、あるいはまた先ほどの瓦れき、石をどうやって除去するかということになりますと、みんなでやつていかなければならないといふふうに思つております。

まあ、ここでソバとタラの芽ができるということになると、これはこれで私から見ると大変いい農作物ができるのかなと。収益面はよくわかりませんけれども、よくここまで御努力されたなども思うわけでございますし、引き続き、こういういろいろな基盤整備をやつて、少しでも優良農地にいろいろな基盤整備をやつて、少しだけでも優良農地にして、いいものをつくつて、そしていいものを消費者に届けて、そして経営自体がよくなつていくようになります。

そこで、平成十五年、農業生産法人を除くあらゆる法人の農業参入と、市民農園の開設者の範囲拡大を図ることを内容とした喜多方市アグリ特区が導入されたということであるわけであります。

しかししながら、これはある意味では、国営土地改良事業の失敗というものをアグリ特区という形でまさにごまかしたものにすぎないのではないか、まさに、失敗を隠べいで責任を転嫁しようとする姿勢、あるいは農水省の失敗を民間企業に押しつけるという姿勢に映るわけですが、これについて、大臣の御見解を伺いたいと思います。

(委員長退席 岡本(芳)委員長代理着席)

○中川国務大臣 私もプロではございませんので、今の写真、一度御指名いただきましたが、水はけとか、あるいは土壤の性質、だとかによつて、何がつくれるのか、写真だけ見てもとても答

えられなかつたということでござります。

○神風委員 というと、この状態というのはそれ

に合つているとお考えですか、今の写真の状態と

いうのは。

○山田政府参考人 お答えいたします。

先ほど来申し上げておりますけれども、この写真だけを見て、これがどういう状況、農地であるのかどうかというのを判断するのはなかなか難しい状況であるということございます。

○神風委員 今の答えを聞きまして、本当に農水省の方というのはどういう感覚を持っているのかと疑うわけでござります。

こうした遊休農地のうち、こういうふうに、農業上の利用の増進を図る必要がない、あるいはもう圖れないというような判断を下された場合には、ある意味で、例えばグリーンツーリズムに関連した宿泊施設であるとか研修施設であるとか、そういった利用の仕方を考えてもいいのではない

実際に、先ほどの行政評価の改善意見の中にも、地域の特色や地区的創意工夫を引き出すことに配慮した有効活用を図れという指示があるわけありますし、先ほどの写真の六番目、ちょっとこれは写りが悪いんですけど、非常に風光明媚で大変美しい地域でありますて、できればそういうた宿泊施設みたいなものをつくって、特区をより具体的に活用を図りたいといった要望が地元の中でも相当あるわけであります。

ですから、そういういた面でもう少し、特区といふのであればなおさらのこと、そういうた有効活用を図るようなことも検討すべきではないかと思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

○山田政府参考人 お答えいたします。

現に、作付がなされていない農地等が存在するわけでございます。農林水産省といたしましては、先ほど大臣からもお話ししましたけれども、できるだけ農作物が作付されて活用されるということが非常に重要だというふうに考えておりま

たしまして、その中で、営農指導をしたり各種の支援策を検討する、また、遊休化しているとする農地がありまししたら、その解消の事例等の情報提供を行うというようなことで、農地の有効活用を促進しているという状況にございます。

○**神風委員** 今の大建工業さんが一番今苦労されている面というのは、やはりお金の面、資金面でございます。

そういう意味で、農業に参入をしたこういった建設会社のような場合、低利であるとか、あるいは無利子の農業資金を借りたくともなかなかそれが借りられない、あるいは金融措置が何もないというのが実態でございます。

しかも、建設会社の経営状況でいえば、こういった新規に農業分野に参入をすることによって、本業も非常に悪影響を受ける。つまり、農業はもうからない分野でありますし、ましてやこういう状況でありますから、それを知らずにこのアグリ特区に参入をして、今農業分野に入っているわけですかられども、本業にも悪影響が及んでしまうというような悪循環に陥っているわけでありますけれども、そういう面で、異業種から参入をされた法人に対して、農業分野がうまく回転していくまで何らかの資金的な援助というようなものを検討される御予定はありませんか。

○**井出政府参考人** 建設業から農業に新規参入する場合につきましても、委員も御承知のように、認定農業者になればスーパー・資金等の農業經營改善関係資金が借りられるということになつております。現在、農地をリース方式で参入した法人であります。実際には認定を受けてこういった資金を借りているという例はございます。

建設業から参入した場合に認定農業者になれるかということでございますが、この認定は市町村が行うことになつておりまして、将来にわたつて効率的かつ安定的な農業經營を営むことができるかどうかということで判断することになつております。現在、農地をリース方式で参入した法人であります。実際には認定を受けてこういった資金を借りているという例はございます。

りまして、例えば大建工業さんの場合にもそういうことをほんと最初は御存じないわけあります。ですから、昨年の九月にできたというバンフレットも見せていただきましたけれども、いかにそれを周知徹底させるかということが必要であろうかと思いますし、早急にそういう対応は図つていただきたいなどお願い申し上げるところでございます。

また、その資金の問題についてでありますけれども、農業経営基盤強化措置特別会計という非常に予算の執行率が低い特会がございます。農業改良資金貸付金は、平成十五年度はわずか三%という特会であったわけでありますけれども、こういふものを活用したらという思いでいたんです。そうしたところが、昨年の十月二十五日の記者会見で、これは当時の岩永農水大臣が、食管の特別会計と農業経営基盤強化措置の二つの特別会計を廃止して、かわって新しい特別会計を創設する、この新しい特別会計は、一定の条件を満たす大規模農家などに対象を絞る新農業助成制度を扱うと発表されていたようになりますが、この内容というのは具体的にどういうものなんでしょうか。

〔岡本(芳)委員長代理退席、委員長着席〕

○井出政府参考人 農業経営基盤強化措置特別会計につきましては、従来から担い手への農地の利用集積、まさに農地の流動化の関係の事業、それから農業改良資金の融資、そういうことに関係した事業の経理を行つてまいりました。

このたび、主要食糧の需給、価格の安定を図る事業を経理しております食糧管理特別会計と一緒にになって、新たな特別会計として発足するということを考えております。これは今回、この国会に提出をいたしました新たな担い手に対する経営安定対策を実行するという観点から、担い手の経営安定を通じて食料の安定供給を図ることを目的としますこの二つの会計を一体的に実施することによりまして、新たな経営安定対策を実施することとが適当ということで十九年度に統合することとしたしております。先般国会に提出されました行

革推進法でもその旨の規定がなされているところ
でございます。

この統合によりまして、担い手による食料の安
定供給の推進という農政上の重要な一連の施策に
関する経理を一つの特別会計で行うことになります
して、予算の透明性が高まるとともに、限られた
財源で担い手の重点化を図る施策を経理面からも
担保できるということで、財政改革の方向にも
即していると考えております。

○神風委員 この農業経営基盤強化措置特別会
計、先ほど申し上げたとおり予算の執行率が非常
に低い、異常に低い、ある意味では隠れ予算と言つ
てもいいような特会であつたわけでありますて、
そうした批判が非常に多い中で、逆に食管の特別
会計と一緒にする中で、最初に特会の確保ありき
という中でこれが進められているんではないかと
いう気がするわけでございます。

つまり、余つては農業経営基盤強化措置特別
会計を新しい特別会計という形で、ある意味では
衣がえをして特会そのものの温存を図る、まし
て、もともとこの経営基盤強化措置特別会計、自
作農特会と言わっていた時代があつたというか、
自作農特会から経営基盤強化措置特別会計になつ
て、また新しくそれを単に衣がえしてくるだけに
すぎないというようにしか見えないわけですが、
いかがですか。

○井出政府参考人 先ほど申し上げましたよう
に、新たな担い手に対する経営安定対策という大
きな事業を実施するに当たりまして、この事業は、
従来、麦ですとか大豆ですとか、あるいは甘味資源
作物等に個別に講じられておりました価格安定対
策を総合して、経営体としてのいわば所得安定対
策を講ずるという大きな事業でございます。

その事業を実施する上で、特別会計という形で
その予算の流れを把握することが妥当である、そ
ういう観点からこの特会の統合を図つたものでござ
いまして、単に売れていない事業を抱えている
特会を名前だけ変えたということではございませ
ん。

○神風委員 基本的には、やはり行政改革という観点からいえば、一般会計に戻すのが筋であろうかと思うわけあります。

野議員がその点を当時の岩永大臣に随分指摘をしていたところでございますが、一般会計にするつもりというか、検討ということは文字に入つておられますけれども、その予定というのはいつ一般会計化されるのか、その時期について教えていただけますか。

○井出政府参考人 農地の利用集積とか流動化に関する事業につきましては、十年、十五年といった長期にわたる農地の貸し付け、そういうものを担保するためにお金を動かしておりますので、現在の実績の十数年分の事業規模があるわけでございます。

今回は、まずこの両会計を統合し、その中で、そういう農地の流動化についても、当然担い手への集中ということを強めていくことを実行することになります。それをやつた上で、果たしてそういう形で本当に完全に回っていくのかどうかということを検証した上で、次の段階として、一つの選択肢として、一般会計へということも選択肢であるということは行革推進法の中にも規定されております。

○神風委員 この新しい特別会計の規模は幾らになりますか。

○井出政府参考人 規模は、今度新しくやる事業、担い手に対する経営安定対策、これにどの程度の所要額がかかるかということは、今度の十九年度予算で初めて予算を計上いたしますので、それについては現時点では明らかでございません。

ただ、現時点での農業経営基盤強化措置特別会計の歳入歳出規模は、十七年度で五百六億円、それから食管の方は、これは米の出し入れをしておりまでの、一兆五千億を超えるというような歳入歳出規模になつております。

○神風委員 この特別会計の問題というのはこれ

からもいろいろ質問をさせていただきたいと思つてあるわけであります。つまり、ほとんどは空欄になつて戻されてまいりました。右側お手元の方にB4判の表の資料を二枚お配りしますか。

一番左側が筑後川下流の国営土地改良事業、これが最初の工事期間の予定が十一年間であつたものが三十六年間、ただ、これは三十六年間といつても、まだ、二〇一一年に完了の予定ですから、本当に三十六年間で完成をするかどうかはわからぬというような状況であります。現時点で伸び率が三・三倍、事業費については四百九十億円が三千四百十七億円、七倍。また、受益面積の予定が当初五万四千三百八十八ヘクタールであつたものが、四万八百九十九ヘクタール、四分の一が減少している。

あるいは、左から四番目の青蓮寺地区に至つても、工事期間の予定が当初五年間であつたものが十八年間、三・六倍。事業費予定は三十億円であつたものが百九十九億円、六・三倍。受益面積は八百十ヘクタールであつたものが五百十四ヘクタール、マイナス三七%。

その隣が先ほどお話しした雄国山ろく地区でありますけれども、あるいは一番右側の福島県母畑地区、これも工事期間、当初七年間の予定が三十年間、実際には四・三倍に延びている。また事業費予定も、四十七億円が五百六十一億円になつてゐる。また伸び率が十二倍というございま

す。また受益面積も、二千四百三十一ヘクタールが二千九十三ヘクタール、マイナス一四%。これは農家の負担金も、それぞれ農地造成が五倍、区画整理が三・七倍、かん排が一・五倍というような状況であります。

ななかなか自分で調べ切れなかつたものですから、この表を農水省の方にお渡しして、正確なデータを教えてもらいたい、このあいている部分を埋

めてくださいという形でお渡ししたところ、返つてきたのが二枚目の表であります。つまり、ほとんどの文書が保存されております。

お手元の方にB4判の表の資料を二枚お配りしますか。

土地改良の方に戻したいと思っております。

雄国山麓地区については、事業完了後、事業計画

注の一に「益田地区、御浜地区、青蓮寺地区、

雄国山麓地区について、事業完了後、事業計画に

関する文書の保存期間十力年を経過していることから把握できない。」という注意書きで、こう

いうデータが突き返されてきたわけでございま

す。この意味はどういう意味なのか。つまり、データを消却してしまつてもう何もわからないということなのか、あるいは、データはあつても公表する義務はないんだということなのか。

実際に、ごらんになつていただければわかるところ、土地改良、三十年以上も、大変長期間にわたり、土地改良、三十年以上も、大変長期間にわたり、また何千億円という資金をかけて行う事業であるにもかかわらず、十力年、その保存期間が経過しているから何もお示しできない、これでは、どれだけの税金が使われ、どれだけの資金が使われ、どれだけの効果が上がつたのか、全くその検証ができないと思うわけですが、これについて、どうしてこういうことになるのか、教えていただきたいと思います。

○山田政府参考人 ただいまの御質問でございま

すが、先生のお話がありましたように、文書の保存期間、これはそれぞれの文書ごとに保存期間が決まっておりまして、この国営土地改良事業に

関して、どうしてこういうことになるのか、教えて

いただきたいと思います。

したがいまして、先生いろいろなところで資料を見てそういう数字を書いてこられたということ

なんですかとも、これについて農林水産省として正確に確認することができない状況でございま

す。また受益面積も、二千四百三十一ヘクタール

が二千九十三ヘクタール、マイナス一四%。

これが十年経過せずに、五年である

よね。いかがですか。

○山田政府参考人 今お話をありましたように、保存期間内のものは文書が保存されておりますので、数字はわかるということでおざいます。

○神風委員 というと、十年たつとそれはデータを消却するわけですか。消滅してしまうわけですか。いかがなんですか。

○山田政府参考人 保存期間が過ぎますと、基本的に廃棄されるということと承知をしております。

○神風委員 そうすると、その後、その事業の成否というか、その成果をどうやって農水省としては検証されるんですか。全くデータがない状況で、三十年、あるいは、何千億円、一千億円以上かけている国営土地改良事業というのも相当多いわけでありまして、その検証というのは、もうそれが以降なされないというか、できないという状態

かけています。工事を開始する時点、事前の時点、それから事業実施中は五年ごとに再評価をする、その際に事業の変更が必要かどうかというようなことを評価します。さらに、事業が終わりました後は事後評価ということで、その事業が効果を發揮しているかどうかということをチエックする

ます。工事を開始する時点、事前の時点、それから事業実施中は五年ごとに再評価をする、その際に事業の変更が必要かどうかというようなことを評価します。さらに、事業が終わりました後

は事後評価ということで、その事業が効果を發揮しているかどうかということをチエックする

ます。工事を開始する時点、事前の時点、それから事業実施中は五年ごとに再評価をする、その際に事業の変更が必要かどうかというようなことを評価します。さらに、事業が終わりました後

うのは何十年でもとつておけると思いますけれども、それで十年間たつたらばデータを消却してしまう、後はもうそれについて何ら検証はできないんだという体制で農水省としていいとお考へですか。

○中川国務大臣 私の地元にも大規模な土地改良事業がありまして、これも大分予定より延びる、あるいはまた投入資金も多くなるということになります。しかし、その問題と、工事が完了した後の書類の保存期間、これは文書であろうがフロッピーであろうが何であろうが、そのルールとは直接結びつかない議論だろうというふうに私は思います。

○神風委員 いや、直接結びつかないといつても、それではどうやつてそれを検証されるわけですか。どれくらいの経費がかかって、どれくらいの効果が上がったのかということを、二十年後、三十年後に調べたいと思ったときには、その検証の仕方というのは全くないわけでしょうか。

○中川国務大臣 それは毎年、決算、あるいは会計検査院の調査、あるいは国政調査機関、いろいろなところでそれをチェックしているわけですから、二十年、三十年後になつていきなり調査をするというのは、まあ何か特別な事情があるのかも知れませんけれども、文書は文書で保存規定というルールがあるわけでございますから、ですから、何でもかんでもどいうのはちよつと訂正しますけれども、とにかく、やつた事業を二十年も三十年も書類はすべて残しておけというのも、これはこれまで役所側にも一つの廃棄する合理性があるんだろうというふうに考えます。

○神風委員 少し以前は悪徳リフォームというのが話題になりました、今は耐震偽装というのが非常に社会的な問題になつております。そういう意味では、この国営土地改良事業をマイホームの建

築に例えれば、最初、工期が三ヶ月であつたものが一年に延ばされて、しかも、設計が当初の四分の一ぐらい削られて、しかも、その建設費用も三倍ぐらいに伸びてしまった。しかも、それでいて欠陥住宅であつたというような状況ではないかなと思うわけであります。これが今の国営土地改良事業の実態ではないかという気がしております。ある意味では、お上が、なかなかめったにお目にかかれないので、悪徳ぶりを發揮している、民間企業でもこれだけの悪徳ぶりの悪徳業者とうのはいないのではないかと思うわけであります。

そういう中で、先ほど、私の方がまとめました資料をごらんになつていただきたい。だいてもわかるとおり、こういった工期、資金あるいは受益面積、これだけ差があつて、これについて、この不当性、違法性というのを何らかの法律によって問えるのが民主国家であり、法治国家であると思いまます。が、これは何の法律によってこの違法性といふ責任を問えるんでしょうか、大臣の見解を伺いたいと思います。

○中川国務大臣 罪刑法定主義という大原則がありますから、違法性、不當性という今の御質問の言葉に対しては、むしろ、御質問されている方が、何に基づいて違法性、不當性があるということを御指摘されるのが通常ではないかと思いますが、振興局長の方で何かあれば、どういうふうな違法性、不當性があるのか、答えられたたら答えてください。

○山田政府参考人 国営農地開発事業、先生お話をございますが、例えば、地元の要請によって整備水準を変更するような場合、あるいは実際に工事をやつていきますと現地の地形あるいは地質が事業期間が長くなつているという御指摘でござります。

これの原因は、もちろん地区によつてさまざまあります。が、ありました国営の土地改良事業について、こういうふうに農家負担が大きくなつて、あるいは、地質が工事をやつしていくと現地の地形あるいは地質が当初予定していた状況と違うということで工事内

容を変更する必要があるもの、あるいは権利の調査に時間がかかるということで工事期間が長くなるというようなこと、そういういろいろな要請があるいはいろいろな要因があるわけでございまして、この事業費が高騰したあるいは期間が長くなつたからといって違法であるとは考えておりません。

○神風委員 土地改良の場合は、一般の公共事業とは違うわけですよね、性格は。一つには、事業の発意が受益農家であるということ、もう一つは、公共事業でありますから受益者負担を伴う、この部分が普通の公共事業とは全く違う。

そういう中で、先ほどもお話ししたように、福島県の例えれば母畠地区であれば、農家の負担金の予定が、当初、農地造成反当たり三千円であつたものが一万五千円、また、区画整理についても三千円であつたものが一万一千円、実に、五倍あるいは三・七倍になつてゐる。これで違法ではないんですか。大臣、いかがですか。

○中川国務大臣 先ほど申し上げたように、私のところも、国営土地改良事業、草地事業、かんがい排水事業、いろいろな土地改良事業があつて、それは受益者の皆様方の長年にわたる希望によってやつと採択され、そして、一日も早く実現をして、水はけがよくなつた、土地の条件がよくなつた、それによつていい農業ができるようになつた。しかし、本当に、私の経験しているだけでも、大変に長くなつてゐる事例がございます。その原因は、今、山田局長が答弁いたしましたように、國の方の財政状況もあれば、設計変更もあれば、地元の事情もあれば、いろいろな事情があるわけでござりますから、それを一つにまとめたて、悪徳何とかよりも國のやつてゐる国営事業の方が悪いと言うのは、ちょっと、私は国会の場での御発言としては、私も受益農地をよく知つてゐる立場からは、できたときの、竣工式のときのある農家の皆さんの喜び、成果が上がつてゐる喜びというものが、多少おくれたにしても、この事業が完成してよかつたねというあの喜びを、何回も

○神風委員 この国営土地改良事業、土地改良事業の場合、三分の二の同意が得られればそれで強制的にその事業をされてしまう、中には、反対をしていても強制的にそういう負担を押しつけられる農家が非常に多いわけでありまして、幾ら何でも当初の五倍、そういう金額の負担を強いられる、しかも、それをお上りがやる、これは納得できない話であろうかと思ひますので、この点、これから改善をぜひ進めていただきたいと思います。

質問の時間が余りなくなつてしまいまして、ちょっととほかの質問を省きますが、現在、国営土地改良事業によつて造成した農地で、先ほどお示しをした雄国山ろくのようなこういつた状態になつてゐる、つまり、未利用地、あるいはもう耕作放棄をされているような農地というのはどのくらいありますか。

○山田政府参考人 国営土地改良事業によつて造成された農地のうち、遊休化している農地の面積ということをございます。

過去十年以内に農地造成を完了した国営事業地区、これは八十一地区ありますけれども、そのうちの五十二地区について平成十四年度から平成十六年度にかけて作物の作付状況の調査を実施いたしました。これによりますと、その造成面積合計で二万七千五百ヘクタールございましたが、調査時点で作付がなされていなかつた農地の面積は約六百ヘクタールとなつております。この作付されない農地の割合は約二・二%という状況でございます。

○神風委員 この土地改良についても、正確な実態調査がいろいろな面で必要であろうかと思つておりますので、ぜひこういった実態の調査を進めさせていただきたいと思うわけであります。

そして、そういった実態調査をしないで、逆に言えば、平成五年度から平成十八年度の十四年間

において総額四十一兆円の事業を予定していた第
四次土地改良長期計画というのが実施をされてい
たわけでありまして、その中で、農用地造成事業
として、一兆四千百億円をかけて、当時で農用地
約十万ヘクタールの造成を行う計画になつていて
ということであるわけであります、平成十二年
の時点でもう既に三十四万三千ヘクタールの耕作
放棄地が発生をしているにもかかわらず、これだ
けの費用をかけて十万ヘクタールを造成しよう、
全くもつて納得がないかというか、矛盾に満ち
た政策であろうかと思いますが、いかがですか。

○山田政府参考人 太だい先生がお話をされま
した土地改良長期計画、これは今お話をあります
のは第四次の土地改良長期計画でございます。
この第四次土地改良長期計画は、平成五年度から
平成十八年度まで、先生お話をありましたよ
うに、十四年間の事業費の目標を四十一兆円とい
うことで実施をしてきたわけでございます。

この土地改良の長期計画につきましては、その後、今お土地改良長期計画に変わっているんです
けれども、事業費ベースでどれだけの事業をやる
か、つまり、総体としてどれだけ事業をやるかと
いう、目標にしていた計画を改めまして、第四次
の土地改良長期計画、十八年度まで実施するとい
うことになつていてなんですが、それを途中で打ち
切る形で新しい土地改良長期計画に乗り移つたと
いうか、新しい計画を策定したところでございます。

今お話をありましたように、どれだけの事業を
やるかという目標を立てるのではなくて、今の考
え方は、成果目標といいますか、どういう目標を
達成していくかというような考え方で整理をして
おりまして、例えば、整備地区の耕地利用率をど
ういうふうにしていくか、あるいは、汚水処理施
設の普及率をどういうふうにしていくかといふ
ような事業の投資そのものではなくて、先ほど申し
ましたような達成される成果に着目した事業とい
うことに長期計画を変更している状況でございま
す。

○神風委員 ちょっと時間がなくなつてしまいま
したので、最後に、農水省の中で、土地改良の完
了の日というのは一体いつ来るんだろうかという
ことが非常に疑問であるわけです。ある意味で
は、土地改良を日本全国やつてもアメリカの生産
性の向上には遠く及ばないわけでありますし、で
は、生産性の向上を上げるために土地改良をやつ
て、一体農家の所得あるいは農業収入がどれぐら
いふえたんでしようか。それをお答えいただきた
いと思います。

○山田政府参考人 お答えいたします。

土地改良事業によって農業の生産性がどういう
ふうに向上了かということでございますが……
(神風委員)いや、農業所得ですよ、もう生産性の
向上はいいです」と呼ぶ農業所得。ちょっと御説
明をいたします。

農業所得それ自体の統計はございませんけれど
も、生産コストの減ということでいいますと、土
地改良事業実施地区においては、生産コストを約
三割低減するというような効果があらわれております。このほか、圃場整備地区の担い手の経営規
模は約二・二倍に増加をしておりますし、稻作の
労働時間も六割短縮されるということで、土地改
良事業によりまして、コストなり労働時間なりは
大幅に改善されているというふうに理解をしてお
ります。

○中川国務大臣 輸入再開後、十一施設を見てま
りました報告書につきましては、概要を報告し
ておりますし、消費者の皆さんにも御説明してお
りますが、今の山田委員の資料にあるとおり、あ
のプログラムどおりになされていましたというふうに
理解しております。

○山田委員 大臣、私が提出した資料二を見て
ただきたいんです。

この中で、いわゆるアメリカの農務省の監察
局、そこが、この資料の中の後ろの方、特定危険
部位の除去違反とか月齢判定違反とあります。それ
を見ていたときたいと思うんです。そして、左手
の方にアメリカの監査した、あるいは認定し
た工場を書いておりますが、その中で、実際に、
この前香港から脊柱が出た会社、スワイフト・
ビーフ・カンパニー、コロラド州ですね。ここに
おいては、既に特定危険部位違反が、OIG、い
わゆる監査局の指摘だと一件、月齢違反が二件も
あつたわけです。それについて、この厚労、農水
の監査チームは、事前にそういう情報既にO
IGは発表して半年以上たつていたんですが、全
くそういう資料といいますか、そういったこと
を持たずに行つた。

そして、向こうに監査しに行つて、当然いわゆ
るE.V.プログラムについては、監査に行つた以上
は、少なくとも目を通しただけではなく、それに
ついての資料としてコピーなり持ち帰つてくる、
そういうことが必要だと思うんですが、そ
ういったことが必要だと思うんですが、そ
うなことをお聞きしたいと思います。

○山田委員 大臣にお聞きしたいと思います。
今、閣議でもつて査察した後に米国のBSE問
題ですけれども、いわゆる牛肉をアメリカから輸
入する、そういう決定もあつたんですが、十二
月の十三日から二十四日まで査察をした、その結果
報告書を大臣に見ていただきたいんですが、資料
一につけております。

その中に、特定危険部位、これでは、「脊髄な
どのSRM除去、牛枝肉の高温・高压洗浄などの
適切な処理を確認」適切な処理を確認とあるわけ
です。端的に、この報告書がいわゆる適切なもの
であるか、あるいは、この報告そのものが不満足なものであつたか、大臣として満足なものであつたか、そのどちらかで答えていただきたいと思うんです。

○中川国務大臣 輸入再開後、十一施設を見てま
りました報告書につきましては、概要を報告し
ておりますし、消費者の皆さんにも御説明してお
りますが、今の山田委員の資料にあるとおり、あ
のプログラムどおりになされていましたというふうに
理解しております。

○中川国務大臣 この資料一は、アメリカの消費
者団体が入手した記録という資料のようでござい
ますけれども、その中で、日本政府の査察、それ
から民主党が先日行かれた査察ということがある
わけでございます。

香港のスワイフト社で今回、三十カ月以下の骨
つきの肉が発見されたということでございます
けれども、これは御指摘のよう、スワイフト・コ
ロラドの工場、食肉処理場で日本が査察をしたも
のでございます。そもそも香港向けと日本向け
は仕様が違うことは言うまでもないことでござい
ますけれども、これにつきましては、再開後に日
本が行つた十一施設の一つでございまして、これ
についても査察をした結果、厚労、農水の専門家
が見た結果、きちんとやられているというふうな
報告を受けております。

○山田委員 適切な、いわゆるきちんとした査察
が行われていた結果、日本の成田に脊柱が入つ
ておった。香港においても、危険部位だから脊柱は
絶対入れちゃいけないということになつてている。
それが、日本の成田であれだけ騒がれた後二十
日たつて、このコロラド州のスワイフト社は、予
算委員会で松岡議員が、朝日新聞の「米国牛、安
全どう証明?」こういう記事を見せて、米国のが
わゆるパッカーはこのように安全じゃないかとい
う説明をしたスワイフト社です、マスコミにも報
道した。いわゆる成田でもそういう脊柱があつた
ということはわかつていて、米国農務省は、そう
いうことはわかつていて、米国農務省は、そう
いうことがないよう周知徹底させると、ベン次
官が日本に来て我々にも直接説明した。その二十
日後にこのような危険部位を香港に入れてお
った。そこを農水省の査察は行つて、適切であつた
大臣、今の話であつては、やはり適切であつた
査察に抜かりはなかつた、そう言われるのかどう

か。

○中川国務大臣 一月二十日に成田でわかつたのは、アトランティック・ビル・アンド・ラムという会社とゴールデン・ビルという会社の二社が、特定危険部位がついたまま発見されたということございます。それから、香港につきましてはスウェット社、先ほど申し上げましたが、日本が十二月の初めに査察をして、日本向けのプログラムに基づいてきちっとやっているということを専門家が見て、その報告書が出されたわけでございます。

今回のこの報告書、アメリカ側が一月二十日以降きちっとやっておりますということにつきましては、これは日本向けのEVプログラムに基づいて、アメリカ、そしてまたそれに基づいてスウェット・コロラドがやっているということでござりますから、十二月の時点での査察が、きちっとプログラムどおりにやられているという確認が行われたという報告については、私は、そういう報告について、その時点での前提が変わったというふうには理解をしておりません。

○山田委員 査察が本当に、我々国会議員として、国政の場として、大臣として、適切なものであるか、日本の査察が。それについては、十分に、その十一施設においての査察、私も査察に行つた党員たちからお話を聞きましたが、危険部位の除去の仕方、私も三工場を見て、二田筆頭も見られてわかるように、それぞれの工場において違う、危険部位の除去の仕方から、背割りの仕方から、若干違う。そういうつたものについてそれぞれの報告がなされているはずで、そういうつた報告書をオープンにしない限り、本当に安全なものが日本に入つてくるかどうか確認できないと思うんであります。

その中で、査察報告を私は主意書においても出し、明らかにされている。そして、この二十日の日に、大臣あてに、この査察報告がなければBS-Eの集中審議ができないじゃないか、一体どういふうに日本の農水、厚労省の査察チームがこれ

は適切であると言つたのかということがわからぬ限りできない、そういうことで、きょう、査察の資料を求めた。大臣、これに対して、査察についての報告書が私の手元に届いてない、何度も請求したけれども。これではとても質問できません。まず思われるが、大臣、どう思われる。

○中川国務大臣 まず、山田委員は何でも御存じですか。されども、繰り返しになりますが、成田で発見されたのは特定危険部位でございます。香港で発見されたのは三十カ月以下の骨つきの肉であります。まずここが、まず日本と香港向けでアメリカのプログラムが違うというところでございます。

その上で、御指摘の十二月に行つた報告につい

て、きちととした資料がないではないかということでおざいますが、午前中も答弁申し上げているとおりでございまして、報告書の結論については既に公表しているところであり、私も報告を受けているところでござります。さらにきちととした報告書、十二月の十一施設についての報告書が必要であるという御指摘については、何も日本政府が出せないと言つているわけではなくて、日本政府としてもアメリカ側に照会をしているところであら、何回も、けさも、打ち合わせのときに、督促するように事務方に指示を出したところでございますが、現時点においては、報告書の全容について、アメリカ側からきちとしたもののが我々のところには来ていないということでございます。

○山田委員 大臣、間違つてはいると思われます。

その調査において、向こう側の企業に云々といふのはわかる。日本においては安全か否かの、安全な牛肉が入るかどうかの査察をしたわけで、査察の中身についてはそれぞれ各工場で違う、現場の担当者はそれぞれの工場についての意見をちゃんと、報告を農水省にして三ヶ月になるわけですね。その査察の内容については、当然オープンにならなければならない。企業の秘密に関するものがあるからということだけをアメリカから牛肉を輸入しないで、それを同士でなされになつて言い出したことで、企業の秘密に関する

ものがあるならば、文書においてそこは黒く塗りつぶして、向こうの工場の各企業の秘密に関するものであつたら、その上で出してほしい。私は、そういう書面を大臣に渡している。大臣、届いては必ずだ。そうすれば、それに対してきちんとお答えいただきたい。

○中川国務大臣 山田委員から私に対してそういう要請があることはもちろん承知しておりますし、一月二十日以降、予算委員会、農水委員会でもそのような御指摘が何回もあったことも承知をしております。ですから、アメリカ側に対しても、この報告書について日本の国会で要請が出ていている

ということです。これも先方に伝えていけるところでございます。

しかし、先ほど別の委員に答弁申し上げたように、これは企業の秘密、つまりEVプログラムに基づいて各企業のやり方が少しずつ違うのであります。これはもう山田委員も御視察されて状況はよく御存じだろうと思ひますけれども、あるいはそれ以外にも企業の秘密あるいはまたいろいろな表に出せないものもあるということをアメリカ側の立場であり、また日本にもそういうことに対しても信頼関係といいましょうか、お互いに、アメリカ側の根拠に基づくような事情というものがどういうものなのかという今返事を待つてゐるところでございますので、それにつきましては引き続きアメリカ側に、どこを黒く消していいのかとアメリカに聞くというよりも、向こう側からどういう形で返事が来るのか、ここはいいよ、ここはだめだよと言つてくるのかどうかわかりませんけれども、いざれにいたしましても、私としてももう一度督促をしろ、何が出て何が出来ないのか、アメリカ側にはアメリカ側の事情がある、日本側には日本側の事情があるということで、今返事を待つてはいるところでございます。

○山田委員 その査察の内容もアメリカの企業の同意を得なければ出せない、そういうような査察

てはいるよううわさも聞いております。

そこで、私も大変気にしているわけですが、この査察自体、これは非常に大変重要なことでありまして、中川大臣、大臣は向こうのパッカー、工場、この処理が、幾らEVプログラムを決めて、今までのアメリカの監査報告にあるように、なかなか守られるような体制ではないということ、構造的に。それは実際に、中川大臣、向こうに見に行つて、工場をみずから視察し、そしてみずからそいつた中身を実際に見るという気持ちはないのかどうか、あるかないかだけでお答えいただきたく思います。

○中川国務大臣 いろいろな報告書、査察結果が出てるわけあります。政府あるいは民主党、自民党、その他出でているわけあります。

私自身としては、素人ですから、これは専門家に、厚生労働省、農林水産省の専門家に任せた方がいいと。行きたい気持ちもありますけれども、実際にそれだけの判断ができるかどうか不安でございますので、私は、自分の責任において専門家に行かせたいと思つております。

○山田委員 大臣は、そういう意味では専門家に任せながら、農水省のいわゆる検査体制、チエック体制、監査体制、それは十分だと。例えば先般、成田の牛肉があつたときに、これだけ検査体制が十分だつたから日本としてはこうして事前にチェックできただんだと、どこかの、かつて農水たつたあの幹事長さんがそう胸を張つて言つたようですが、大臣も、そういう検査体制に全く抜かりはなかつたと大臣として言い切れますか。

○中川国務大臣 リスク管理行政、農林水産省、厚生労働省等々の政府のリスク管理の機能が發揮されたからこそ、成田であつて、アメリカ側にはアメリカ側の事情がある、日本側には日本側の事情があるということで、今返事をきたと思っております。

完全か完全でないかと言われますと、これは何をもつて完全と言ふのかと、定義からきつとお互いに共有しないと、完全かと言われる

せんので、なかなか答えにくいことでございますけれども、成田においては一月二十日は機能したというふうに理解しております。

○山田委員 それでは一月二十日の件ですが、いわゆる内臓部分、牛タンと胸腺部分が入っていたわけですが、この内臓部分について、アトランティック社、ゴールデン社も同じですが、そこから入ることについては、いわゆるアメリカの承認、認定した工場であることを農水省、大臣としてはつかんでおったか、つかんでいなかつたか。

ちよつと、後ろからいろいろ言わずに、大臣に答えてほしい。

○中川国務大臣 私も一から百までわかりませんので、いろいろ資料を見たりなんかして答弁しなければいけないことをお許しいただきたいと思いますが、もちろん、特定危険部位が入っているということは、成田で発見するまでは承知をしておりませんでした。

○山田委員 私が言っているのは、認定工場からの内臓であつたかどうか、農水省として知つておつたかどうか。

○中川国務大臣 もちろん、アトランティック並びにゴールデン社は、EVプログラムに基づきましてアメリカ側が認定をした工場ではございますが、それどころか、内臓その他入ってはいけないものが入つていていたということについては、事前に承知はしておりませんでした。

○山田委員 赤松厚労副大臣、厚労省としては、

その内臓が入つてくることについて、アトランティック、ゴールデン社、これはゴールデンでつぶしてアトランティックで箱詰めしたものですが、それについて、厚労省として、その工場がいわゆる認定工場でなかつたということをつかんでおつたか、つかんでいなかつたか。わからなかつたらわからないで結構です。質問事項としてははつきり言つていませんが、打ち合わせのときに話しておつたはずです。

○赤松副大臣 山田委員の御質問ですが、EVプログラムの認定対象であるということはわかつて

おりましたけれども、実際、個別具体的な部分については承知していなかつたということでございました。

○山田委員 大臣も副大臣もよく考えていただきたい。検査・チェック体制が立派だったから、こうして水際で防げたんだ。ところが、実際にあの入つてきた内臓は認定工場からの内臓ではなかつた。これを厚労省も農水省も知らずにチェックしておつたんですか。そんな検査がありますか。お答えいただきたい。

○中川国務大臣 アトランティック・ビール・ラム社もゴールデン・ビール社も認定工場でござります。

○山田委員 内臓については入つてきた。内臓については認定工場じやなかつた。それは、お二人ともお認めになつた。それではチェックできていないじゃないですか。

○中川国務大臣 認定施設であるということと、入つてはいけないものが入つてきたから、そこで動物検疫のところで書類を見たり、あるいは中身を開いて、こういうものが入つていたんだといふことでストップにしたわけです。

○山田委員 大臣、いわゆる認定工場から入つてきていけないものが入つてきたんですよ。内臓は認定工場じやないんですよ。肉と内臓があつて、入つてきちゃいけなかつたんですよ。それが入つた。

○中川国務大臣 それについて、脊柱はいろいろプレス発表もし

たけれども、内臓について違反というのはプレス発表もしなかつた。アメリカからの監査報告を見つけて初めて農水、厚労省は、内臓については認定工場じやなかつたんだということがわかつたというんです。そんなばかなことがありますか。わかつたんだつたら、何で国民に対してあの内臓は認定工場じゃなかつたんだと、そこから入つてきたのですよ。脊柱がなかつたら、内臓は流通しておつたんですね。大臣、いわゆるその内臓が認定工場から来たのか来ていない

たしか、あのときは四十一箱で

すか、十三部位についてチェックをしたところ、脊柱つきの子牛の肉が入つてきて、三箱だつたと思いますけれども、それすべてをストップしました。

○中川国務大臣 四十一箱を一月二十日の夕方調べたときに、まず、この脊柱つきの、つまり、脊髄を抜いたものが発見された瞬間に、四十一箱だけではなくて、当時、七百五十トンですか、たまたまついでの御指摘が報告書の中であつたことは御指摘のとおりでございます。

○山田委員 大臣、先ほど、検証・検査・チェック体制は十分だつた、だから発見できたんだ、完

全とは言えないまでもと言つた。ところが、大事な、内臓そのものが入つてきちゃいけない、いわゆる認定工場じやないところから内臓が入つてきました。そんなばかな、農水省、厚労省のそういう大臣は先ほど、十分だつた、完全に加えてそういうものも入つてきた、これはEVチェック体制。大臣は先ほど、十分だつた、完全とまでいかなくともと言つたけれども、大変な間違いを既に当初からやつているんじゃないですか。それについて国民に対しても思つたか、今はつきり弁明していただきたい。プレス発表もしていな

いんですから。間違つた、それをつかんでいなかつた、謝罪したい、そつはつきり言つていただきました。それについて国民に対する態度をつけておつたといふこと、それが本当にどうでもいいとおもつたから、間違つた、それをつかんでいなかつた、謝罪したい、そつはつきり言つていただきました。

○中川国務大臣 日本の中に入つていなんですね、脊柱も内臓も。とめたんです、すべて。もうその瞬間に、すべてアメリカから入つてくるものをとめたんです。そして、アメリカからの報告書の中でそういう指摘があつた。これはもう既に公表しているところでございますので、これはもうきっちりと水際でストップした、こういうことでござります。

○山田委員 脊柱が入つていたので驚いたから、それで内臓までとまつたんですよ。脊柱がなかつたら、内臓は流通しておつたんですね。大臣、いわゆるその内臓が認定工場から来たのか来ていない

けですから、この場で国民に対して、プレス発表もしていないんだから、謝罪していただきたい、すべきじゃないかと言つているわけです。

○中川国務大臣 四十一年箱を一月二十日の夕方調べたときに、まず、この脊柱つきの、つまり、脊髄を抜いたものが発見された瞬間に、四十一年箱だけではなくて、当時、七百五十トンですか、たまたまついでの御指摘が報告書の中であつたことは御指摘のとおりでございます。

○山田委員 大臣、先ほど、検証・検査・チェック

体制は十分だつた、だから発見できたんだ、完

全とは言えないまでもと言つた。ところが、大事な、内臓そのものが入つてきちゃいけない、いわゆる認定工場じやないところから内臓が入つてきました。そんなばかな、農水省、厚労省のそういう大臣は先ほど、十分だつた、完全に加えてそういうものも入つてきた、これはEVチェック体制。大臣は先ほど、十分だつた、完全とまでいかなくともと言つたけれども、大変な間違いを既に当初からやつているんじゃないですか。それについて国民に対する態度をつけておつたといふこと、それが本当にどうでもいいとおもつたから、間違つた、それをつかんでいなかつた、謝罪したい、そつはつきり言つていただきました。それについて国民に対する態度をつけておつたといふこと、それが本当にどうでもいいとおもつたから、間違つた、それをつかんでいなかつた、謝罪したい、そつはつきり言つていただきました。

○中川国務大臣 日本の中に入つていなんですね、脊柱も内臓も。とめたんです、すべて。もうその瞬間に、すべてアメリカから入つてくるものをとめたんです。そして、アメリカからの報告書の中でそういう指摘があつた。これはもう既に公表しているところでございますので、これはもうきっちりと水際でストップした、こういうことでござります。

○山田委員 脊柱が入つていたので驚いたから、それで内臓までとまつたんですよ。脊柱がなかつたら、内臓は流通しておつたんですね。大臣、いわゆるその内臓が認定工場から来たのか来ていない

の条項の中では、アメリカが認定した工場からじゃないと入れられないということになつていますね。それはいかがですか。

○中川國務大臣 これは、山田委員も御承知のとおりだと思いますけれども、日本とアメリカが合意した、日本の輸出衛生条件に基づく輸出プログラムで合意されたものについてアメリカが認定するということです。

アメリカ側も日本の処理機関を視察いたしましたし、日本もアメリカ側、とりあえず十一施設から、全部やる予定でございましたので、これはアメリカ側が決定するんじやなくて、日本とアメリカとの合意、つまり、日本の場合には決定は厚生労働省と農林水産省がやるわけありますけれども、我々の根拠となるのは、例えば家畜伝染病予防法であるとか、あるいは厚生労働省の畜場法であるとか、そして何よりも食品安全委員会のリスク評価といったいろいろなルールに基づいて日本側が提示をして、お互いに合意ができなかつたらアメリカ側も認定できないわけです。

○山田委員 アメリカ側が指定した工場について日本側が承認するという形でないと、アメリカ側が認定する、それについては事前協議すると言つても、おかしいんじゃないかな。韓国の場合は、アメリカ側が指定した工場を韓国が査察して、韓国がこの工場だったら安全で大丈夫だと思うところだけ承認して入れるということになつてます。当然、大臣、そうすべきではありませんか。

○中川國務大臣 ですから、その前提にEVプログラムという日米間の約束があるわけですから、それに基づいたものであれば認定できる、そして、そのEVプログラムは、日本として、先ほど申し上げたようないろいろな諸制度の中でオーネライズされたものである、こういうふうに私は理解をしております。

○山田委員 そのEVプログラムは遵守されたんですね。

○中川國務大臣 日本とアメリカとの間のEVプログラムですか。ですから、一月二十日にEVプログラムですか。

ログラムが遵守されなかつたから、現在輸入がストップされているわけでございます。

○山田委員 それであれば、大臣が言つた前提を欠くじゃありませんか。EVプログラムが遵守されるから、アメリカを信用してアメリカの認定する工場を入れればいいんでという言い方をしましたよ、今。

○中川國務大臣 山田先生は何でもわかつていらっしゃる上で質問するから御存じだと思いますけれども、EVプログラムそのものの信頼性といふのは失われていない、EVプログラムの運用がきちっとされていないからEVプログラム違反、したがつて輸入をストップしているということでございますから、今後アメリカ側がどういう作業をのかによって、改めてEVプログラムに基づいて再発防止と原因の徹底究明ということを日本側が求めているところでございます。

○山田委員 EVプログラムそのものは、安全にこうしますと、いんだから、だれが見たってそれは間違いあるものじゃないでしよう。問題は運用ですか。運用が適正になされるかどうかのためには査察もあり、定期的に検査もこれから月齢識別、トレーサビリティーというのができる牛を買うとしたら、五ドルしか違わないと言ふんです、一頭、日本円で六百円です、これは。それだけ高いだけなんです。

クリークストーンの工場も見せていただきまして、二田筆頭も見たと思いますけれども、その工場は、工場の中にラボがあつて全頭検査できるようになっています。そして、自主的に全頭検査して、エライザでやつた検体を日本に送る。日本に送つて、そして日本でも確認してもらつて、そのような日本国民が安全、安心できるようなものから輸出しましよう。クリークストーンは一日千頭ぶつしていると言つていましたから、芝浦の三倍ぐらいの規模です。

今、私ども民主党は、各工場に、そういうところがあるがどうかというアンケートをやつていまして、その結果は、メモが入つたので、それがどうかという判断は、食品安全委員会がされるものと

さればいいんで、だからちょっとかみ合つてないと思うんですけども。

だから、それはこれ以上質問してもしようがないでしようが、大臣、そのところは、日本も独立国だから、大臣もWTOでも一生懸命頑張つてもらつてるのはよくわかっておりますし、そういう意味では、このBSE、食の安全の問題でも、日本側の主張を貫いて少なくとも韓国がやつ

ているように、いわゆる日本が承認する工場じやない、アメリカが決める工場じゃなく、輸入できないという形を貫かなければ、形式的な査察だけを認めると、いうふうに思つております。そこでこれを認めると、いうふうにまた同じことの繰り返しになりますよ。そういうことを主張して、次の質問に移りたいと思います。

大臣、クリークストーンという会社のジョン・スチュワート、オーナーですか、先般日本に来ていただきました。いろいろお話を聞いたんですけども、あそこの工場においては、いわゆる生産者から月齢識別、トレーサビリティーというのができる牛を買うとしたら、五ドルしか違わないと言ふんです、一頭、日本円で六百円です、これは。それだけ高いだけなんです。

たが、二田筆頭も見たと思うんですけども、その工場は、工場の中にラボがあつて全頭検査できるようになっています。そして、自主的に全頭検査して、エライザでやつた検体を日本に送る。日本に送つて、そして日本でも確認してもらつて、そのような日本国民が安全、安心できるようなものから輸出しましよう。クリークストーンは一日千頭ぶつしていると言つていましたから、芝浦の三倍ぐらいの規模です。

今、私ども民主党は、各工場に、そういうところがあるがどうかというアンケートをやつていまして、その結果は、メモが入つたので、それがどうかという判断は、食品安全委員会がされるものと

本当に国民が安全、安心なものから輸入を再開する、それが必要だと思われるが、大臣としてはその点についてはどうお考えなのか、お聞きしたい。

○中川國務大臣 日本としては、日本と全く同じやり方、つまりOIEとか国際的な基準よりもさらに厳しいもの、これが国民的な理解と信頼を得ていると思います。

クリークストーンの話は、去年の今ごろ、私もそういう話をちらつと聞いたことがあります。当時は所管でもございませんでした。そういう中堅の会社もあるのかなというふうに思つております。なぜそれが、クリークストーンが、結局そういうやり方をせずにアメリカのやり方に至つたという経緯は、日本側の原因によるということではないといふことは、全くないんだつたらそれで結構です。ただ、クリークストーンが、結局そういうやり方をせずにアメリカのやり方に至つたということではなくたかについては、私は承知をしておりません。

○山田委員 大臣、私が言つているのは、大臣の経緯を聞いてるんじゃなく、そういうところから入れようというお考えがあるのかないのか。そういう考えは全くないんだつたらそれで結構です。それをお聞きしているんです。国民が望んで、それをお聞きしているんです。国民が望んでいる安全、安心な、いわゆるトレーサビリティーもして、しかもきちんと自主的な全頭検査もします。普通に考えればそこから入れましましようというのがごく自然だし、ごく当たり前だと思つんだけれども、大臣はそう思いませんかと言つているのが、思つないなら思つないで結構です。

○中川國務大臣 今私どもが求めているのは、徹底的な原因究明と再発防止であります。これが、EVプログラムそのものの信頼性ではなくて、EVプログラム違反だということでの現状でありますから、私どもは、EVプログラム違反でなければ、アメリカとの約束、協議の結果として、EVプログラムそのものの信頼性ではなくて、EVプログラム違反だということでの現状でありますから、私どもは、EVプログラム違反でなければ、アメリカに限らずほかの国からもこういうものを輸入することに対する拒否する理由はないというふうに考えております。

○山田委員 大臣、EVプログラムが遵守されなければ食品安全委員会の答申も成立しない。松田大臣も、この前の予算委員会で、EVプログラムは遵守されていないから食品安全委員会の答申は成立しない、予算委員会でそう答弁しているんですよ。

EVプログラムといつても、それが遵守されなければ、それが正しく運用されなければ全く意味がないんですよ。それで今大臣がとめているじゃありませんか、アメリカの牛肉。それを再開する所したら、今言つたように、本当に自主的に全頭します、トレーサビリティーもしっかりとします、そういうところから入れる気持ちはあるんですけど、なんですかと聞いてるので、それに答えていただければいいんです。

委員長、それ以外の答弁は私はおかしいと思いますので、よく聞いてください。

○中川国務大臣 EVプログラムが回復されば、それは輸出再開の前提条件になります。その中にはクリークストーンを含めて現在三十七社がEVプログラムに基づいて認定済みでございますので、その中から、もちろんクリークストーン社もきちんととした遵守が政府によつて担保されればこれは問題ないということあります。

○山田委員 そういうところから入れる気はないかどうかと言つてゐるので、それについての答えになつていないので、ひとつ委員長、私の質問に正確に答えるように正してください。

○中川国務大臣 そういうところから入れるということでござります。

○山田委員 私が言つてゐるのは、そういうところから入れるべきじゃないかと。そうじやない、そうであるという、ただ二つに一つの答えを言つてもらえばいいんです。委員長、正してください。

○中川国務大臣 山田委員、私どもが今やるべきことは、きょう何回も申し上げておりますけれども回答書に対する質問、戻ってきたことについて今精査をしている段階なので。御指摘の気持ち

はよくわかります、さあ抜き打ちでやるのか、さあ全部まず事前にチェックしたところからやるのか、いろいろな御指摘を委員会でもいただいております。

その段階に来たら、そういう日本として行動しなければいけないこともあるということも当然予想されますけれども、どの部分、会社からどういふうにしてやつたものについて最初にやつていなかどうかということについては、現時点ではとにかく回答書の精査をするというのが最重要の我々の仕事でございますので、次の段階についてどう判断するかについては、現時点では御勘弁をいたいただきたいと思います。

○山田委員 大臣は、私の質問に対し、結局御勘弁願いたいということで、答弁できなかつたと解します。

次に、時間がないので質間に移させていただきたいと思います。

寺田委員長、お答えをいただきたい。いわゆるEVプログラム、大臣が先ほどから言つていますが、EVプログラムが遵守されない場合、食品安全委員会でも、遵守されない場合は評価は成立しない、これは間違いありませんね。はい、結構です、今うなづきましたから。

寺田委員長、お答えをいただきたい。

EVプログラム、大臣が先ほどから言つていますが、EVプログラムが遵守されない場合、食品安全委員会でも、遵守されない場合は評価は成立しないと私は思つています。

○山田参考人 おつしやるとおりであります。

私はもは、プリオン専門調査会で、本当に時間をかけてできるだけのことをやりましたので、再評価の必要は現時点ではございません。

○山田参考人 それでは、委員長として再評価しないとはつきり言い切つたけれども、その権限はどう

こにあるんですか。お答えいただきたい。

○山田参考人 権限は、科学に基づきます。科学的判断で、今の状態で再評価をする必要はない

と私の立場で言つたわけです。

○山田参考人 委員長が一人でそう判断されるのかどうか。どういう権限で。

○寺田参考人 権限というのはあれでしかれど

の質問に対して、いわゆる食品安全担当大臣、松

田担当は、ここに議事録も持つてきております

が、結果として、「そこで輸出プログラムが守ら

れていない、いなかつた。したがつて評価は成

立していない。」とはつきり答へてゐるわけです。

○寺田参考人 そうすると、寺田委員長、結局、食品安全委員会の評価はなかつたということがありますね。イエスかノーかで答えていただきたい。時間がな

い。

○寺田参考人 大事な問題なのでイエス、ノーであります。

○山田委員 お答えいただきたい。

○寺田参考人 はちよつと答えられないんですが、評価はEVプログラムが守られなかつたら成立しない、そのとおりでござります。

○山田委員 今この段階ということは、今、EVプログラムが遵守されていなくて輸入再開がストップしている、再開されるとなれば、例えば委員の中には山内先生とか金子先生とかいろいろな先生方がプリオンの専門委員でもいらっしゃる。その先生方から聞いているのでは、当然、アメリカからデータもなかつたので、EVプログラムが遵守されることを前提にやつたんだから、これについては管理側は守つていると私は思つております。

○山田委員 成立しないということを言われた後でどちらがちやんとしましたが、質問したことをだけに答えていただければいい。

それで、今回、EVプログラムは守られていないかった、成田において。それで、もう一回再開するとしたら評価しなければいけないんじゃないかなという質問に對して、記者とかいろいろなところの質問で、委員長はきつぱりとその必要はないと言われている。それは間違いですか。うなづくだけで結構です。

○寺田参考人 おつしやるとおりであります。

私はもは、プリオン専門調査会で、本当に時間をかけてできるだけのことをやりましたので、再評価の必要は現時点ではございません。

○寺田参考人 それでは、委員長として再評価しないとはつきり言い切つたけれども、その権限はどう

こにあるんですか。お答えいただきたい。

○寺田参考人 権限は、科学に基づきます。科学的判断で、今の状態で再評価をする必要はない

と私の立場で言つたわけです。

○寺田参考人 委員長が一人でそう判断されるのかどうか。どういう権限で。

○寺田参考人 権限というのはあれでしかれど

の質問に対して、いわゆる食品安全担当大臣、松

田担当は、ここに議事録も持つてきております

が、結果として、「そこで輸出プログラムが守ら

れていない、いなかつた。したがつて評価は成

立していない。」とはつきり答へてゐるわけです。

○寺田参考人 そうすると、寺田委員長、結局、食品安全委員会の評価はなかつたということがありますね。イエスかノーかで答えていただきたい。時間がな

い。

○寺田参考人 大事な問題なのでイエス、ノーで

あります。

○山田委員 時事通信社の質問に対して、吉川ブ

リオン専門調査会の座長は、データがそろえればも

う一回再評価したいと言つてゐるじゃありませんか。

○寺田参考人 委員の意見を全部聞いて言つたんですか。

○山田参考人 吉川座長のその話は知りません

が、吉川座長とも頻繁に話をしております。

しかも、それについて食品安全委員会の運営計

画をつくり、各専門調査会により運営委員会で何

をしてどうするかということを検討し定めるよう

になつてゐる。その運営委員会の見解を聞いてや

ると言つてゐるのか言つていいのか。それをはつきり、運営委員会を開いてそれについての意見を聞いた上でやつたのか、そういう権限を全うして今言つてゐるのか言つていいのか。

ここは正式な国会の委員会の席で、無責任なことを言つてもらつちゃ困る。

○寺田参考人 運営委員会を開いてはやつておりますが、これは委員会あるいは私、委員長の权限でありますし、皆さんの意見を聞いてやつております。専門調査会の人、山内さんでさえやる必要はないと言つてゐるんです。そういうことを、こういうところでこう言われた、あれがこう言つた、こう言わると本当に答えに困ります。

○山田委員 運営委員会の決定で決めずに勝手に委員長権限でできるのですか。

○寺田参考人 現在は再評価の話をされているわけですね。再評価に関しては、委員会全体で、私自身も含めまして今の段階でやる必要はない。どういう状態が起きてくるかもわかりませんし、検査の方法ががらつと変わつたりしますと、科学が進歩しますとまたあるかもわかりません。今の状態は、私どもは科学的評価の立場からする必要はないと思います。

○山田委員 定期的に検査するところにきちんと書いているじやありませんか。それをなぜやらないと言つてますか。法令に違反するじやありませんか。

○寺田参考人 みずから評価するといいますのは、おととしの六月から内容を決定するに当たつては、私どもの企画専門調査会で検討して、その結果を委員会に上げて、そこで決定をするということになつております。

○山田委員 私が言つてゐるのは、定期的に検査するところに書いてないながら、それを無視して、新しい変化がない限りやらないととかというのは、法令に違反しているんじやないかと言つてゐるんです。

これ以上言つても私の待ち時間がなくなつてくれ

るので、最後に一つ大臣にお聞きしておきたいことがございます。

私ども、担い手法案に対する新しい農業再生プラン、漁業再生プランについても、漁業に対する直接支払い、これをやらなければ、今漁村は、漁業者は、ガソリンあるいは重油、軽油等の値上がりで漁に行けない状況が続いている。そんな中で、離島に對する直接交付金、これがようやくできることになった。

そして、浜を回つていますと、それこそ、いわゆる海の清掃、いわゆる漁場対策に対してもいそ洗い、そういうことから、種苗の放流、いろいろ自主的に漁業者が、漁村集落が取り組み始めています。こうして一生懸命やるけれども、漁村集落で、大変いい政策だと思つていますが、一点だけ、これは水産庁長官でも結構ですが、お聞きしたいのは、こうして一生懸命やるけれども、漁村集落は、実際に事業をやるにしても種苗を買うにしては、実際にはお金がない。領収書と引きかえじゃなければ交付金を出さないという問題が生じています。

この件について、そうではなく、請求書とかそ
ういったもの、そういう事実があれば出せるんだ、そういうふうに解し、それだけに限らずいろいろ具体的に必要な問題がありますが、それを柔軟に取り扱つていただきたいと思います。それにについてお答えいただきたい。端的に、時間がないので。

○小林政府参考人 この事業を適正に進めるために、やはりいろいろな物品購入とかについて、それをきちんと証明するものは必要でございます。今の運用で、それを購入した際の領収書の保管とすることをやつております。要は、そういうことをやつた証明能力、ちゃんとそれが発揮できるかということが現場の運用の中で、例えばこれにかかる、こういったものがあるとか、そういうまた考え方が出

てくれれば検討いたしますが、今の段階では、この領収書というのは一つの形だと思つて進めております。

○山田委員 せつかく漁民が自分たちでいい事業を考えても、大臣、お聞きになつたと思いますが、実際やるとしたら、領収書がなければ金を出せないといつたのは絵にかいしたものに終わってしまいます。

大臣、そういつた問題が幾つかあります。時間がありませんのできょうは聞かせません。しかし、そういう問題を彈力的に大臣に解決していただきたい。

同時に、大臣、非常に私は前々からこういうう策を望んでおつたので、私どもの今度の法案にもはつきりそれをうたつてあるわけですが、これら全国の、単なる離島の漁村集落でなく全国の漁村集落に對して、まあ離島の五、六倍ぐらいしかありませんから、数からしても、それをぜひやつていただきたいと思います。

最後に大臣、それにお答えいただいて、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○中川国務大臣 日本は、漁業、漁村、非常に大事な、まさに農業、林業と同じように、文化と産業と地域でござります。山田委員の御地元も大変

漁業あるいは離島等多い地域でございます。そういう意味で、農林水、バランスのとれた発展がやはり必要だろう、国土の七割を占めるということはありますから。そういう意味で、漁業の皆さん

が抱えている問題、あるいは夢の実現のために、生きがいの持てる漁業、漁村發展のためにより頑張つていかなければならぬと思います。

基本計画の見直しの作業も始まるわけでございまますので、地域地域、北海道の漁業、長崎の漁業、もういろいろな漁業、地域、違うわけございますから、それぞれの地域に合つた形のオーダーメードの漁業あるいは漁村づくりをしていくことが持続的な漁業、漁村の發展になりますので、引き続き、またいろいろと山田委員にも御指導いたいと思います。

○山田委員 終わらせていただきます。
○稻葉委員長 この際、休憩いたします。

午後三時十三分開議

午後零時三十三分休憩

○山田委員 終わらせていただきます。
○稻葉委員長 この際、休憩いたします。

午後三時十三分開議
午後零時三十三分休憩

○稻葉委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
私は、今回のBSEの関係のアメリカからの回答につきまして、私自身、思うことを御質問させていただきます。

私は、自由民主党の部会の中でも、アメリカと日本の考え、BSEに関する、食の安全に関する基本的考え方には大きな違いがありますから、十分そこを調整して始めるべきではないかと訴えた一人であります。

例えば、私が十五年前にアメリカに行きましたときには、屠畜場を見ましてびっくりいたしました。日本の屠畜場しか知りませんでした私が、何とすればらしい屠畜場かなと、肉の加工場もびっくりましたところであります。

その大きな問題は現在でもあると考えておりまます。例えば、平成十六年、二〇〇四年の屠畜の頭数を見てみると、日本が百二十五万頭、アメリカが三千三百七十六万頭であります。最近見た屠畜場におきましても、私は、さすがアメリカの国

だなと、日本よりもはるかすばらしい技術を持つてやつておきました。多分、査察に行つた皆さん方は、感動して帰つてきたのではないかなど。

また、HACCPもアメリカでは取り入れておりますし、日本では法律の中に、屠畜場の法律の中に書かれておりますけれども、まだまだ日本の屠畜場は現在でもおくれておると考えております。

また、アメリカの人のBSEの発生をしたときの状況であります。全米農業団体連合会が調査した二〇〇四年のデータにおきましては、千人対

象で、発生をしてから食べる量を減らしたという人はたったの一五%であり、ふやした人が七%、以前と変わらないという人が七四%であります。日本の場合は、BSEの発生と同時に、今日まで毎年、肉を食べる量が減つておるところであります。

私は、こうした基本的な考え方の違いを、解決を、やはり両方がしないと、私自身、この解決はできないと。確かに、アメリカは契約に違反したので悪いのであります。が、アメリカの答えを見ておりますと、安全には問題ない、技術的な問題、一部の人が悪いような結果であると書かれておりまし

私は、大切なことは、そうしたきちっとした契約をすることも大事であります。もう一つ大事なことは、その屠畜場、食肉加工場の、我々が査察をして我々が契約をし、認定したところは、我々からも、日本の条件、日本の現状というのをきちっと伝えることをやらなかつたら、また再発をするんではないかなという心配をいたします。また、日本の輸入業者についても、アメリカと日本の違ひは大きくあります。ここをきちつと、日本の業者にも徹底した指導をすることが私は大切だと思います。

また、アメリカでは、二十カ月齢以下の牛が九〇%、屠畜場で処理されます。日本の場合は、逆に八五%が二十カ月を超す牛なのであります。この辺から考えてみますと、私は、もう一度やはり、取引を行うとしても、きちっとこうしたこと説明しなくてはいけないと思います。

さらには、査察を行つた人、我が自由民主党からもたくさん行つておられますし、民主党さんからも行つておられます、やはり一つは、屠畜場のことがわかるプロを連れていかなかつたら、私は大きな問題があると思います。まず教育をすることと、もう一度検査や査察に

行くときにはそうちした専門家や消費者の団体の代表を連れていくということをやるべきではないかと思いますが、大臣の御意見を賜りたいと思います。

○中川國務大臣 今、中川委員御指摘のように、各国それぞれ、食に対する考え方、あるいは食文化というものがそれぞれ違つてございます。

御指摘のよう、日本に比べて約二十倍の牛が多いて、今御指摘のように三十倍近い屠畜を毎年やつて、今御指摘のよう、牛肉文化の国と言つてもいいであろうアメリカでございます。

私も、二年ほど前、つまりアメリカでBSEが発生した直後にアメリカに行つたときに、レストランへ行つても、また、私の友人も平気で、平気でといましまよか、当たり前のよう、私に対してステーキを食べる機会を何回も与えていただいたわけでございます。

日本においては、二〇〇一年の九月に発生して、国産を中心の大変に消費が落ちたわけで、国内の畜産業界あるいはまたレストラン等が大変な打撃を受けたわけでございますけれども、どうもアメリカの場合にはそんなに影響がなかつた。もちろんアメリカも食の安全に対して注意を払つてゐるわけでありますけれども、このBSE、あるいはまた屠畜方法、御指摘のように日本とシステムが違うわけでございます。

そういう意味で、今回二年ぶりで再開したわけでありますけれども、輸出と輸入、売る方と買う方でありますから、お互いを理解するといま

しように、やはり十分理解してもらわないと、再開はしたけれども売れないので、買わないということになれば、これはアメリカにとつても決してプラスなことではないというふうに考えます。

そういう意味で、今回またこういう事件が起きたわけでござりますから、再発防止あるいはまた原因究明を徹底的にやらなければならないわけでございます。また、御指摘のように、こういうことが二度とあつてはなりませんので、再開に当

たつては、専門家の皆さんのが御意見、あるいはまた専門家の皆さんいろいろな、これから考えていかなければならぬことが必要になつてくることも十分、考えていくことが今後必要になつてくるということも十分予想されるわけでございま

す。

そういう意味で、食品衛生の専門家あるいはまた動物の専門家を初めとして各般の皆さん方のいろいろな御意見を聞きながら、つくつて売る方も、また買つて食べる方も、お互に満足な関係が再構築できるということが両国にとってプラスになることだと思いますので、お互いの食文化の違う、また考え方の違いを何とかブリッジできるよう、するために、今まさに我々は原因の徹底究明と再発防止のために最善のことをやらなければいけない、アメリカ側にはそれに十分こたえてもらえるように努力をしてもらわなければいけないと

いうことで、現在、日本側としても作業をしているところでございます。

○中川(泰)委員 ありがとうございます。

まず、私は、先ほども申しましたが、やはり日本のお輸入業者もきちつと指導をしていただきます。そうせぬと、私どもの業界でいうと、あの問題の肉を注文すると、世界じゅうでは大体骨がありおるというのが常識でありますから、やはりその辺は、日本の業者も知らなかつたのかなというか、知つていてやつたのかなという思いもしますので、きちつと日本の輸入業者の指導もよろしくお願ひをいたします。

また、アメリカの輸出する人たちにも、日本の状況がこうであるということを、契約書だけではなく、きちつと説明していくだきますようお願いを申し上げます。

次に、アメリカの肉が入らなくなつてから、日本の海外からの輸入状況を見ますと、アメリカ以外の、例えばメキシコやチリやオーストラリア、ニュージーランド、いろいろな国々から、中国も含めて、肉が輸入されておるところであります。しかし、メキシコから一挙に、十五年度のデータ

を見ますと、十五年、十六年と、びっくりするほど輸入量がふえております。八トンが二千七百六十トンに、十五、十六年でふえておるわけであります。

そうしたとき、これもニュースで流れておりますが、メキシコから韓国に輸入された肉が、アメリカの肉が経由をして入つておつたというよう

な状況も、朝鮮日報に載つておつたとあります。また、チリから日本は輸入をしておりま

す。一千六六トンあります。しかしながら、こ

れはニュースであります。クリコ市の女性二人がBSEに感染をしたのかなというチリ発信のニュースが流れております。

私自身、牛を飼つた経験が、好きでやつた経験があるわけであります。当時は日本も含めて、乳量をふやしたり、先日、出ないと言われておつた和牛がBSEを発生したわけであります。子供を産ますためには、いい子を、数を産ますため、牛乳をとるために動物性たんぱくを与えた方がより効果的だということが、デーリイマンやいろいろな専門雑誌に載つておつたことを記憶しております。恐らく世界じゅうがそんな状況であつたのではないかなど。

そうしたとき、まだ発生が確定していないから、そのまま、メキシコを初めチリ、アルゼンチン、ブラジルから相当数の輸入がなされておるわけであります。私は、このことを考えますと、日本人の安全からいくと、確実に検査をしてくれるところ、確実にできるところから輸入するべきであると考へております。

そのためには、やはり日本側がやつておる頭を義務づけるのか、何らかの形をして、確実な、安心な肉が入つてくるという対策をしなかつたら、逆に、アメリカから輸入をしないから違うところから輸入して、日本の消費者を危険な目に遭わすということになりますので、私はこのことも早急に解決をしなくてはならないと考えますが、大臣の御意見を賜りたいと思います。

○中川政府参考人 少し技術的な、手続の問題もありますので、私の方からお答えをさせていただきます。

まず、メキシコとチリの例を挙げられました。

確かに、ここ一、二年の間に大変輸入量がふえております。こういった両国に対しまして、これはほかの国に対しても同様ですが、牛肉などの畜産物の輸入に当たりましては、あらかじめ相手国との間で家畜衛生条件を定めまして、動物検疫を実施いたしております。

この中で、例えばメキシコの例で申し上げますけれども、メキシコから入ってくる牛肉につきましては、メキシコ政府に対しまして二つの条件を要求しておるわけでございます。一つは、メキシコ国内で出生をしているか。あるいはまた、BSEの発生国でないところで生まれた、そういう牛の肉を輸入する際に全部除くようにということを言つてございます。こういった証明を相手国に求めることによりまして、第三国などから紛れても入つてくることがないようについてを担保しているところでございます。

なお、付言をさせていただきますが、メキシコなどにつきましては、今、食品安全委員会の方で、リスク評価、それぞれの国のBSEのステータスというものについて、検討していく方向で、中で議論を始めたところというふうに承知をいたしております。

○中川(泰)委員 私は、現実面からいたら、韓国にもそうした間違つた肉が入つておるということは、日本にもあり得ると。逆に言いますと、私もメキシコへ行きましたが、アメリカの使えなくなつた農業をメキシコ側に売りつけて、メキシコで使つたもので処理してしまつというような現状も、現実に私自身、この目で見てきましたし、それが日本の国へ農産物が入つておるというのを見ましたので、やはりきちっと安心な国から入れる

という対策を早急に立てるべきだと私は考える次第であります。適当な国から入れると、逆に国民に迷惑をかけることになります。

が、私は、ヨーロッパなんかやアメリカではもう今下ボーンステーキを二十四カ月齢までは食べてもらよいよというような規制緩和をしておるところであります。日本ではまだできておりません。

できていない理由は、きちんと裏づけがあると厚生省は言つておりますけれども、では、裏づけがあるんだつたら、今のは、私は見ておりますと、私もイギリスへちょっと仕事で何度も行つて血液が上げられないんですが、一九八〇年から一九九六年の間ではなく、今でもなほその肉を食べると

いうことになつておるのでありますから、本当に日本の厚生労働省が危険という条件があつたら、やはり血液も輸血ができないじゃないですか、私はそのように考えます。

これは、逆に、日本だけが条件が厳しいんだと

いうことになりますと、今後輸入とか輸出するときにも同じような厳しさが出る。といいますのは、日本も今全農を通じてアメリカにも肉を輸出しております。これは、もう三十カ月齢を超した肉でありますから、そういうことを考えると、同じように私は厳しさを感じるのではないかなど。

その点について、もし本当に危険というなら、

血液も輸血をやめるべきだというようにも思いますが、どのようにお考えですか。

○黒川政府参考人 お答え申し上げます。

英國において骨肉粉の流通禁止、特定危険部位除去等のBSE対策が十分に実施される一九九六年以前、これにつきましては、高濃度の異常プロンが摂取された可能性があるため、一九九六年以前に英國に一日以上滞在された方については、当面の措置として献血制限を行うこととしたところであります。

まるという考え方も一方ではあるところから、米国、カナダ等の規制を参考に、念のため、六ヶ月以上滞在した方の献血制限を行つてあるところであります。

以上の措置は、専門家の意見を聞いた上で、より予防的な配慮を徹底し、当面の暫定的な措置として実施しているものでございまして、世界的に見ても最も安全に配慮した措置であると考えております。

つまり、外交交渉で話し合いかつた、もしくは、表現はよくないかもしませんが、霞が関のレベル、行政のレベルで、一応、米側の説明でいいんじゃないかというようなことで済むかというと、実は済まない。実際に、スーパーにお肉屋さんで買つてくれるかどうか、あるいは消費者が食卓で、家族の方を含めて、口にしてみようと思うかどうかというレベルで信頼が回復されなければ、本当の解決策にならないだろうというのが私の考え方であります。この二つの立場に立つことです。やはり我々日本も、理由があるならきちんと理由をつけて、月数は世界に合わせるのか、日本に合わすのか、日本側からきちっとせぬと日本の消費者は悩むのではないかなど。というと、日本の消費者が海外へ行つた場合は肉は食べない、そういうことになるのかという問題もあるし、先ほど大臣も、アメリカでは一緒に食べたという記憶があると思いますので、そう考えると、やはり日本だけがいかがなものか、これから日本も輸出をしておりますから、そういうことを考えると、同じように私は厳しさを感じるのではないかなどという疑問を感じますので、以上申し上げて、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございます。

○中川(泰)委員 次に、小野次郎君。

○小野(次)委員 小野次郎でございます。

きょうで三回目の委員会の質問、予算委員会の分科会を含めてですけれども、いずれもBSEの関係を聞かせていただきました。きょうもその統計を聞かせていただきました。きょうもその統計を聞かせていただきました。私は、この問題につきましては、二つの基本的な立場に立つことが重要だろと思っていています。一つは、科学と事実に基づく判断ということでございまして、それは、別の言葉を使えば、政治問題化すべきじゃないということが、一つの基本的な立場だらうと思います。

他方で、もう一つは、消費者の信頼を回復する

という解決でなければ本当の解決にならないだろうというのが二つの基本的な立場だらうと思います。

は、表現はよくないかもしませんが、霞が関のレベル、行政のレベルで、一応、米側の説明でいいんじゃないかというようなことで済むかというと、実は済まない。実際に、スーパーにお肉屋さんで買つてくれるかどうか、あるいは消費者が食卓で、家族の方を含めて、口にしてみようと思うかどうかというレベルで信頼が回復されなければ、本当の解決策にならないだろうというのが私の考え方であります。この二つの立場に立つことです。やはり我々日本も、理由があるならきちんと理由をつけて、月数は世界に合わせるのか、日本に合わすのか、日本側からきちっとせぬと日本の消費者は悩むのではないかなど。というと、日本の消費者が海外へ行つた場合は肉は食べない、そういうことになるのかという問題もあるし、先ほど大臣も、アメリカでは一緒に食べたという記憶があると思いますので、そう考えると、やはり日本だけがいかがなものか、これから日本も輸出をしておりますから、そういうことを考えると、同じように私は厳しさを感じるのではないかなどという疑問を感じますので、以上申し上げて、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございます。

○中川政府参考人 お答え申し上げます。

そういうことではございません。これは、けさほどもちょっと申し上げましたけれども、月齢を確認するという手法をおきまして、生産記録がない場合はA40という格付基準を使うことになつておりますけれども、そのA40というものを使う際に、日本の、我々の理解は、二十カ月以下であれば、そういう形で証明されれば問題ないというこ

とであります。アメリカには子牛肉には子牛肉の格付というのがある別にあるということで、そのところについて、昨年の十二月に現地に査察を行きました際に、アメリカ側からそういう話があつたということでございます。

決して、子牛肉について、骨つき云々といった例外措置について議論をしているわけではございません。

○小野(次)委員 一応疑問に思つたもので、済みません、確認させていただいてから質問に入ります。

そういう、日本側で、官邸というか総理も含めて、非常に慎重でありまた深刻にこの問題をとらえている割には、アメリカ側から聞こえてくる声というのは、最近でも、ライス国務長官あるいはシーフォード駐日大使、いずれも私が直接会つたわけじゃないので、報道で知つてはいるだけなんですが、何か、いつになつたら再開するのかみたいな感じの、やや政治的な発言が目立つような気がするのでありますけれども、日本の政治サイドがこの輸入をとめているわけじゃないんだということを先方に理解させるのは日本の政治家の責任なんじやないか、お役人というよりは、政治家の責任なんじやないかと思うんです。

これは私の感じですけれども、何かアメリカ側に、輸入を日本側がとめているのは、日本の生産者サイドがかかわっているんじゃないかという先入観が向こう側にあるんじゃないかと思うんですね。そうじやないんだと、やはり日本の人一人の消費者が、どの家庭の人間に聞いたって、今、安心だと思つてはいる人はいないわけで、その不安を解消しなければいけないということは、まずアメリカ側に理解してもらう必要があるんじゃないかなと思うんですけど、その点について、大臣の認識をお伺いしたいと思います。

○中川国務大臣 まず基本的に、この問題に対する取り組みは小野委員と全く一緒でございます。

その上で、一月二十日にあつい出来事が起きました、その後何回も、ジョンソン農務長官ある

いは米国のシーフォード大使その他とお話ををして、確かにアメリカは、先ほどの中川委員との質疑の

とおりで、アメリカにはアメリカの、日本と違うルールといいましょうか、基準があるわけでありますけれども、それからまた、アメリカは、禁止前までは約十億ドル以上、一千億円以上の牛肉を

開したいというふうに思つてはあります。日本に輸出していたわけでありますから、早く再

想像はできますけれども、今小野委員御指摘のように、きつとした形で、つまり消費者の信頼なくして仮にルールどおりにやつたとしても、これは消費者が買わなければ、アメリカにとつてはメ

リットがないということであります。

したがいまして、私は何回も、急がば回れである、それから政治問題にしてはならない、あるいはまた外交問題にしてはならない、あるいは單なる貿易問題以前の問題であるということを、常に私からも、また総理からもいろいろな機会に答弁で言つてはいるところでございます。

アメリカにはアメリカの気持ちといいましょうか、そういうものが確かにあるのかもしれませんけれども、日本としては、急がば回れということ

けれども、日本としては、急がば回れということ

が、そういうものが確かにあるのかもしれませんけれども、日本としては、急がば回れということ

が、そういうものが確かにあるのかもしれませんけれども、日本としては、急がば回れということ

が、そういうものが確かにあるのかもしれませんけれども、日本としては、急がば回れということ

が、そういうものが確かにあるのかもしれませんけれども、日本としては、急がば回れということ

とかというのは、どうも事務方のようでございますけれども、米側がもうちょっと政治レベルの方から日本の消費者にわかるようなメッセージを説明してもらう必要があるのかなという気がするんですが、大臣、そういう感じについてはどういう認識をお持ちでしょうか。

○中川国務大臣 全くそのとおりだと思います。ただ、アメリカの政府関係者の皆さん方の発言はほとんどがアメリカで行われるわけであります。が、これはすぐ日本のマスコミを通じて、新聞、テレビで大きく報道されるわけでございます。

アメリカの議会での証言の直後でありますとか、記者会見等で報道されるわけですから、アメリカ向けの報道なのかもしれません、すぐそれが日本の報道になる。そうすると、日本の消費者あるいはまた関係者から見ると、先ほど申し上げたような印象を、私自身も率直に言つて持つわけでございます。

私ども日本の立場の人間がいろいろな機会に発言してどの程度アメリカで報道されているのかはよく知りませんけれども、アメリカ側で、アメリカだけではなくて、日本のマスコミも含めたやりとりに対してああいう報道がされ、それが日本にメッセージになつていないのでないかといいう印象を、私も残念ながら持つております。

○小野(次)委員 ちょっと話題を変えまして、日本サイド、日本の海空港での検査の話を聞きたいと思います。

○小野(次)委員 ただ同時に、私が思うのは、この問題について、もし私の認識が大臣と余り違わないのではないか、一方で、アメリカ側は日本の消費者に対しても、折に触れて申し上げているところでございます。

○小野(次)委員 ただ同時に、私が思うのは、この問題について、もし私の認識が大臣と余り違わないのではないか、一方で、アメリカ側は日本の消費者

の審議を聞いておりますと、近々来るとか来ない事務方の当局にお尋ねしたいと思います。

○中川政府参考人 農林水産省は、動物検疫所で行つておりますけれども、昨年の十二月の米国産

牛肉の輸入再開に当たりまして、こういった動物検疫所で行つております現物検査の対象につきまして、従来、通常の場合ですと、貨物の中の全体の六割を対象としたしまして、また、その六割の中から一定の抽出率でもつてサンプルをとつていたわけであります。が、アメリカ産牛肉の輸入再開に当たりまして、申請がありました貨物すべてを確対象とする、従来の六割のところを全部に対象を拡大するということと、もう一つは、いろいろな部位が入つている場合には、そういつた部位ごとに少なくとも一箱は現物をきつと開封をして確認するというふうな形で、従来よりも輸入検査の強化を図つてたところでございます。

この結果、従来ですと、現物確認されるものの割合は、全体の対象数量から見ますと抽出率が〇・五ということとございましたが、実際に成田で一月の二十日にあいつた形でとまりますまでに入つてまいりました航空貨物で見ますと、平均の大体四割が対象になつてきておりますし、また、バルクといいますか、少し量が多い船舶貨物の場合、これは東京港の例でありますけれども、抽出率といふのは大体三%程度になつてゐるというものがございます。

○松本政府参考人 日米間で合意した対日輸出プログラムに基づきます安全性につきましては、輸出する際には、輸入肉のすべての箱について開披検査を実施するという建前なんてしまふです。

昨年の十二月に輸出再開いたしましたけれども、予定では三月三十一日までの間に、それまで二年間入つておられませんでしたので、米国産牛肉のすべての輸入届けについて、農林水産省による動物検疫に加えまして、厚生労働省といたしましては、米国農務省発行の衛生証明書によりまして、輸入届けごとに約一〇%程度に相当する箱数を開梱いたしまして、現物を確認して、衛生証明

書との同一性、あるいは特定危険部位の混入がないかどうかについて確認を行うこととしておりました。

通常ですと、コンテナ、ロットのうちの幾つかを抜き出してやりますけれども、アメリカ牛肉の輸入再開後につきましては、全ロットにつきまして、その中から抽出して、箱をあけて見ているところまでございます。

○小野(次)委員 伺いますと、全ロットについて見ていくとはいうものの、すべての箱をあけているわけではないという意味でございますと、見つけられた担当官の方というのは大変功績ものじやないかなと思います。そういう意味では、私が前に勤めていた警察なんかだったら、これは脊柱つき牛肉発見適切の功か何かで表彰でもしてあげたいんじゃないかなと思うぐらいでございます。

本側がそうやって真剣に、深刻に、まじめにやつてているということをぜひアメリカ側にも伝えていただきたいな私は思います。日本側がそうやって脊柱が含まれていなければ、舌とか胸腺だけが混入していた場合には輸入検査をすり抜けてしまったのではないかという指摘が現にあるわけです。私が聞きたいのは、舌とか胸腺の輸出を認められた施設かどうかというのを、日本側で、箱を見た日本側当局の人はわかるようになつていてるんでしようか。そこをお聞きしたいと思います。

○松本政府参考人 今回の事案につきましては、当該施設というものは認定された施設だということをございまして、日本向けの輸出が認められていましたが、舌あるいは胸腺につきましても、農務省食品安全局の検査官により対日輸出プログラムに合致しているという旨の衛生証明書が添付されておりました。そういう点からしますと、脊柱などの特定危険部位につきましては、輸入時の検査において確認可能ではござりますけれども、舌とか胸腺など、これは特定危険部位ということではありませんで、輸入が認められておりますけれど

も、そのようなものが入つておつたといった場合には、今回の事案のように、米国政府発行の衛生證明書が添付されているという場合には、輸入検査所において確認するということは困難であつた

と、いうふうに考えております。なお、今回の事案を踏まえまして米国側に確認いたしましたが、一月二十日までに検疫所に輸入届け出があつた米国産牛肉等については、すべて対日輸出プログラムの対象になつていてる製品であるということをございました。

また、それにつきまして日本側の照会事項に対する回答が来たわけでございますけれども、農林水産省と連携いたしまして、現在精査しているところです。そこで、それにつきまして日本側の照会事項に対する回答が来たわけでございますけれども、農林水産省と連携いたしまして、現在精査しているところです。

また、米国側の専門家からの説明の聴取等もそのうちできると思いますけれども、御指摘の点も踏まえまして、今後の対応について適切に対応してまいりたいと考えております。

○小野(次)委員 時間がほとんどなくなつてしましかつれども、私がこの米国からの回答を読んで要約した中で、一番アメリカ側の伝えたかった

エッセンスというのは、今、関係当局が精査しているところだと思ひますけれども、私なりに見たところは、当該製品は安全で、衛生的で、粗悪品にあらず、ただ日本向け規格を満たしていなかつただけだというのが十二ページに記載がございます。そこが多分アメリカ側の一番言いたかったところだらうと思うんです。

○小野(次)委員 質問を終わりますが、関係当局、よく連携を図つていただきまして、また中川大臣の陣頭指揮をいただきながら、何よりも日本の消費者の信頼を回復できる解決方策を拙速に陥らざり考えていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○稻葉委員長 次に、西博義君。

○西委員 公明党の西博義でございます。

引き続いて、アメリカ産牛肉の脊柱及び内臓の混入したこの問題について、大臣並びに厚生労働、農水省に御質問申し上げたいと思います。まず初めに、これも先ほどから議論が若干出ていたんですが、香港での骨つき牛肉の混入の話でございます。これも先ほどからの話のよう、既に日本向けのプログラムの認定施設であるという

もしないと、国民の信頼の回復というのは難しいんじやないかと思うんですが、こういうダブルの認定をした施設で輸出を行うということの考え方について御意見をお聞かせいただきたいと思います。

○中川國務大臣 一月二十日以降、衆参の予算委員会、農水委員会あるいはいろいろな場で、今後に向けてのいろいろな御指摘をいたしております。これから一つ一つ作業を進めていく、いつの段階か、再開に向けてのいろいろな作業が日本側においても必要になつてくることがあるわけござります。そのときには、今、小野委員の御指摘のようないろいろな御意見等を参考にしながら、アメリカ側だけではなくて、日本側においても、さらにやることがあればやつていくことにござります。そのときには、今、小野委員の御議論のありました合意と國民の信頼という二つの前提を満足できるよう、さらにレベルアップができるよう努力をしていただきたいというふうに考えております。

現段階におきましては、この報告書に対する質問の回答を今精査しているという状況で、一つ一つ作業を前に進めていただきたいというふうに考えております。

この件に関して、日本の政府として、香港の政

府とのように協力してこの問題に当たつていこうとされているのか。私は非常によく似たケースであるなど。詳細はまだ十分には存じ上げておりますが、ぜひ協力して問題の解決に当たつていただきたいという趣旨を込めて、大臣にお伺いをさせていただきます。

○中川國務大臣 香港において発見されたいわゆる香港とアメリカとの間の輸出プログラム違反、これは、日本とは月齢のところが違います。それから、危険部位かすべての骨つきかというところが違います。それから、わかつた食肉加工処理業者だけをストップするのが香港でござりますが、日本はすべての米国からの牛肉をストップしましたという幾つかの違いはございますけれども、いずれにいたしましても、米国産牛肉の安全性につきましては、この報告書に対する質

問の回答を今精査しているという状況で、一つ一つ作業を前に進めていただきたいというふうに考えております。

この件に関して、日本の政府として、香港の政

府との問題なのか、民間施設の何らかのミスなのかという観点から考えましても、日本のこの問題の対処とよく似たといいますか、参考になるべき事案ではないかなと思いますので、その点についてまた大臣の御協力といいますか、御連携をぜひともよろしくお願いをしたいというふうに思いました。

統いて、アメリカの農務省の監査官室で大部

書類が出ておりますが、日本向け輸出証明プログラムに対する農務省の管理に関する評価ということが発表されております。この評価を見ますと、関係者に対するかなり詳細な事情聴取が行われておりますが、逆に言えば、そのことに終始していると言つても過言ではないというふうに考えられます。

現在、アメリカのこの農務省の監査官室では、民間関係者それから設備について調査中というふうにこの書面ではなつておりますが、民間だけではなく、やはり私は、行政関係者初め施設の認定、検査体制など、この行政システムにかかる検証も必要ではないかというふうに思つておりますので、この点についてアメリカ政府に調査を要求するのかどうか、これについても農水大臣にお伺いをしたいと思います。

○中川国務大臣 今回の回答、その前の報告書につきましては、監査官室、OIGという組織から、食品安全検査局、FSIS、それから販売促進局、AMSに対していますと指摘がござりますけれども、現在精査中でございまして、再発防止あるいはまた原因究明のために日本として最大限この情報を精査した上で、今後どういうふうに対応していくかを考えいかなければならぬというふうに思つております。

○西委員 これからは、調査報告書について認識を御質問申し上げたいと思うんですが、二月十七日にアメリカ農務省の調査報告書が発表されました。そして、三月十九日、日本政府の照会に対してアメリカから回答が返つてまいりました。かなり詳細な内容がありまして、これによつてさまざまなことが判明してきましたけれども、まだまだ私の印象では、脊柱の混入問題に関して原因究明は成つたというふうな感じは残念ながらいたしません。

それで、これについて、まず脊柱と内臓の輸出というこの二つの問題が実は絡まつているということがございまして、それぞれについてお伺いをしたいと思います。

まず内臓についてお伺いをします。
アメリカの農務省の農業販売促進局、これは施設認定を行う以前に、ゴールデン社、アトランティック社は内臓を識別し管理する体制がない、内臓の輸出について、日本向けの輸出プログラムの上ではこれは適さないというふうに認識していたというふうに理解をしておりますが、まずこの点について質問をしたいのが一点。
また、このように、肉と内臓の扱い、肉はいいけれども内臓はだめ、こういうふうな扱いの異なる施設認定の現地監査の際には、この農業販売促進局の監査官は、処理から出荷までの全プロセスを一的に検証すべきではないか。これはゴールデン社とアトランティック社を経由して、解体をして、それから加工して輸出、こういうふうになつてあるんですが、農務省とゴールデン社の間で、出荷の報告書をめぐつて意見も食い違つてゐるようです。

施設の認定に当たつては、プロセスの検証を全体として行つたのか行わなかつたのかという確認がぜひとも必要ではないかというふうに思ひます。が、御意見をあわせてお願ひしたいと思います。
○中川政府参考人 日本側からの質問状に対しまずアメリカ側の回答によりましても、AMSの両施設に対する認定そのものには問題がなかつたというふうに回答が来ております。
ただ、そういう回答は来ておりませんけれども、具体的に報告書などを見ますと、まず、ゴールデン社は、内臓を分離管理しておらず、日本向け輸出プログラムに不適合であつた旨が明記をされておりますし、AMSの担当者も同様の見解であつたことも報告書の中には記載されているわけでございます。

そういう意味でいきますと、ゴールデン社から供給を受けるアトランティック社、つまり、屠畜場から処理業者でありますアトランティック社、そこが受け取つた内臓が日本向け輸出プログラムに不適合であつたことは、AMSも認識をしていました。御理解をされるわけでございます。
○中川政府参考人 今回の場合、アトランティック社の内部の手続によりますと、これはそこを監査したUSAの担当官の証言であつたと思いますけれども、アトランティック社は中の処理を分別するというマニュアルは整備をしていた、だから、内臓なら内臓について解体をするところできつとした処理ができる。そういう業者からであれば、それを受け入れて、そして適正に輸出をす

AMSは、現地調査におきまして、「ゴールデン社は、内臓をそもそも混入した」という御質問を申し上げましたように、回答で言つておりますが、まず認定上問題がなかつたということと具体的な問題なりそういつたところに若干そごがあるようになります。そういう点につきましては、近々施設認定の現地監査の際には、この農業販売促進局の監査官は、処理から出荷までの全プロセスを一的に検証すべきではないか。これはゴールデン社とアトランティック社を経由して、解体をして、それから加工して輸出、こういうふうになつてあるんですが、農務省とゴールデン社の間で、出荷の報告書をめぐつて意見も食い違つてゐるようです。

施設の認定に当たつては、プロセスの検証を全体として行つたのか行わなかつたのかという確認がぜひとも必要ではないかというふうに思ひます。が、御意見をあわせてお願ひしたいと思います。
○中川政府参考人 日本側からの質問状に対しまずアメリカ側の回答によりましても、AMSの両施設に対する認定そのものには問題がなかつたことについては、初めて解体する業者であるゴールデン社に第一義的に私は責任があるのでないが、なぜかというふうに思つております。その資格のないゴールデン社がどうしてアトランティック社に内臓を出荷してしまつたのか、こういうことなんですね。

工場の生産、出荷手順についても、これは二つ、一貫しているわけじゃなくて、一つの工場で解体して、輸送して、次の工場で加工してというような会社のようですが、今後、この一貫した手順についても検証が必要であるというふうに思つておりますが、御意見をお聞かせ願いたいと思います。

○中川政府参考人 今回の場合、アトランティック社の内部の手続によりますと、これはそこを監査したUSAの担当官の証言であつたと思いますけれども、アトランティック社は中の処理を分別するというマニュアルは整備をしていた、だから、内臓なら内臓について解体をするところできつとした処理ができる。そういう業者からであれば、それを受け入れて、そして適正に輸出をす

ることができた、そういう理解がされていたと思ひます。

ですから、今回の場合は、ゴールデン社とアトランティック社というそれぞれ役割の違う二つのものが一つのセットになつて申請が上がつてきました。その際に、AMSが認定をする、そのところでも、今申し上げましたように、回答で言つておりますが、まず認定上問題がなかつたということと具体的な問題なりそういつたところに若干そごがあるようになります。そういう点につきましては、近々施設認定の現地監査の際には、この農業販売促進局の監査官は、処理から出荷までの全プロセスを一的に検証すべきではないか。これはゴールデン社とアトランティック社を経由して、解体をして、それから加工して輸出、こういうふうになつてあるんですが、農務省とゴールデン社の間で、出荷の報告書をめぐつて意見も食い違つてゐるようです。

施設の認定に当たつては、プロセスの検証を全体として行つたのか行わなかつたのかという確認がぜひとも必要ではないかというふうに思ひます。が、御意見をあわせてお願ひしたいと思います。
○中川政府参考人 日本側からの質問状に対しまずアメリカ側の回答によりましても、AMSの両施設に対する認定そのものには問題がなかつたことについては、初めて解体する業者であるゴールデン社に第一義的に私は責任があるのでないが、なぜかというふうに思つております。その資格のないゴールデン社がどうしてアトランティック社に内臓を出荷してしまつたのか、こういうことなんですね。

工場の生産、出荷手順についても、これは二つ、一貫しているわけじゃなくて、一つの工場で解体して、輸送して、次の工場で加工してというような会社のようですが、今後、この一貫した手順についても検証が必要であるというふうに思つておりますが、御意見をお聞かせ願いたいと思います。

○中川政府参考人 今回の場合、アトランティック社の内部の手続によりますと、これはそこを監査したUSAの担当官の証言であつたと思いますけれども、アトランティック社は中の処理を分別するというマニュアルは整備をしていた、だから、内臓なら内臓について解体をするところできつとした処理ができる。そういう業者からであれば、それを受け入れて、そして適正に輸出をす

おります米国側の専門家に、どうしてこういうことになつたのかとということについての説明等を求めて、確認、照会を進めていきたいというぐあいに考えております。

○西委員 次に、脊柱について御質問申し上げたいと思います。

日本まで脊柱のついた牛肉が到達したということは、当然のこととして、これは初めの解体といいますか、屠畜業者であるゴールデン社が出荷した肉が脊柱つきでアトランティック社に送られたということは、これは事実だということですね。そのゴールデン社は、脊柱を除く作業を行わない施設にもかかわらず、これは単独で施設認定をされています。ゴールデン社、アトランティック社。それから、ゴールデン社は脊柱は除去しません。それでも、これは一つの施設として単独で施設認定が行われていると私は理解をしているんですが、それでは、アメリカ農務省の言う日本向けの輸出証明プログラムを満たす条件というものは、特定の施設では脊柱を外さなくていいという施設認定を行つておられるのかどうかの確認をお願いしたいと思います。

○松本政府参考人 お尋ねの、「ゴールデン・ビル社からアトランティック・ビール・アンド・ラム社に対して出荷された対日輸出用の牛・牛乳といふのは、米国側の調査報告書によりますと、脊柱がついた状態で出荷されたもの」というぐあいに理解しております。

農務省から提出された報告書によりますと、それについても日本側は質問して、それに対する回答によりますと、今回の事案の原因につきましては、問題の食肉施設アトランティック社がマニユアルに従わず、農務省食品安全局の検査官がそれを見逃したことにあるということが記述されておりますけれども、その農務省農業販売促進局、AMSによる施設認定に問題がなかつたかどうかということにつきましては、さらに確認すべき点があると考えております。

○西委員 今、私のをちよつと整理しますと、初めにゴールデン社で屠畜します、それで、アトランティック社に送つて加工して、日本に送つてきます、それで、ゴールデン社は、施設として、既にこの施設の中で脊柱も外すべきという施設認定を行つておられるのか、ここは外さなくていい、ここで行つて外せばいいという施設認定を行つておられるのかということは不明確で、このこと、外さなかつたことそのものが違反なのか、ここは外さなくていいのか、だつたとしたら、ちよつと施設の認定基準としては当てはまらないなという問題点があるという意味でございますので、御理解をお願いいたします。

時間が押してまいりました。あと一問で終わりましょう。

最後に、食品安全検査局の検査体制においては、消費者安全検査担当職員と管理公衆衛生獣医官、これは獣医さんですね、この二人で検査をしているということになつております。どちらも日本向けの輸出プログラムに関する認識がなかつたというふうに、これも言われております。

特にこの獣医師の方は、着任前に研修を受けた、そこで直接検査とは異なる指示を上司から受けた、書類検査だけいいというふうに言われた、そのため日本向けの輸出プログラムの再確認をしなかつたというふうに述べているんです。

○西委員 今、行政上の観点からも不明な点はただしていくというような御回答だったと思います。両国民注視の内容ですし、食の安全にどう大変重要な今後の交渉になつていくと思います

が、精力的に頑張っていただきますようにお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきまことに向けて」ということで、総合食料局食料企画課から、ついこの間私どもに配付になつたんですが、これを見ただけでは、私は四五%達成に向けて進んでいくなどというのは読み取れなかつたし、これまでの五年間の総括というものが、これを見ただけでは不十分な総括でしかないというふうに私は思えてならないわけですから、その点も

いすれにしましても、これまでの回答だけではなくて、近々来るであろう専門家にそういう点がどうであつたかということとも問い合わせしながら、確認、照会を進めていきたいというぐあいに考えております。

○西委員 今私のをちよつと整理しますと、初めにゴールデン社で屠畜します、それで、アトランティック社に送つて加工して、日本に送つてきます、それで、ゴールデン社は、施設として、既にこの施設の中で脊柱も外すべきという施設認定を行つておられるのか、ここは外さなくていい、ここで行つて外せばいいという施設認定を行つておられるのかということは不明確で、このこと、外さなかつたことそのものが違反なのか、ここは外さなくていいのか、だつたとしたら、ちよつと施設の認定基準としては当てはまらないなという問題点があるという意味でございますので、御理解をお願いいたします。

時間が押してまいりました。あと一問で終わりました。

最後に、食品安全検査局の検査体制においては、消費者安全検査担当職員と管理公衆衛生獣医官、これは獣医さんですね、この二人で検査をしているということになつております。どちらも日本向けの輸出プログラムに関する認識がなかつたというふうに、これも言われております。

特にこの獣医師の方は、着任前に研修を受けた、そこで直接検査とは異なる指示を上司から受けた、書類検査だけいいというふうに言われた、そのため日本向けの輸出プログラムの再確認をしなかつたというふうに述べているんです。

○西委員 今、行政上の観点からも不明な点はただしていくというような御回答だったと思います。両国民注視の内容ですし、食の安全にどう

踏まえて答弁願いたいというふうに思っています。

○岡島政府参考人 お答え申し上げます。

食料自給率の向上を図るために、委員御指摘のとおり、消費者、生産者、食品産業事業者あるいは政府、行政機関も含めまして、関係者が一体となつてそれぞれの課題に取り組むことが不可欠であるというふうに考えております。

前回の自給率目標四五%を達成するためには、米の消費量を維持する、具体的には、平成九年度六十六・七キログラムに置く、あるいは需要に即した農業生産の拡大などを前提としていたところであります。

しかしながら、現実には、米の消費量は平成十五年度には九年度と比べまして四・八キログラム減少した六十一・九キログラムになるなど、一方で、飼料や原料の多くを輸入に依存する畜産物や油脂の消費が増加し、また農業生産量は絶対的に減少してきました。

このように、消費、生産両面で当初見込んでいた姿とは異なつております。また、課題解決のために重点的に取り組むべき事項や具体的な取り組み手法を明示していくなかつたことから、食料自給率は上昇するに至らなかつたところでございます。

こうしたことから、新たな基本計画の中では、生産及び消費の両面において重点的に取り組むべき事項や、地方公共団体、農業者、農業団体、食品産業事業者、消費者、消費者団体などの関係者の役割を明確化した上で、これら関係者が一体となつて計画的な取り組みを推進するため、関係者から成る食料自給率向上協議会を設立し、工程管理を実施しているところございます。

具体的には、昨日、第四回目の食料自給率向上協議会を開催いたしました。その中でも、消費者、生産者、食品産業などのさまざまな立場から、例えれば、行動計画の取り組みと食料自給率向上との因果関係が必ずしも明確となつていらないなどの厳しい評価がありました。一方で、消費者からは、

ライフスタイルの変化なども考慮した食育、消費

拡大の推進、生産者からは、認定農業者など担い手への支援の充実などの意見も出されております。

こうした御意見も踏まえながら、十八年度にかけてより実効性ある行動計画を策定し、関係者一体となつた取り組みをさらに強化してまいりたいというふうに考えております。

○菅野委員 この食料自給率の問題は、私、どちらに思っているのは、第一次産業全体の振興を国としてどう図っていくのか、そのことに私はかかっていませんだというふうに思っています。そして、生産したものをお消費してもらう、そういう活動に結びつけていく、この本体の生産体制がどんどんどん衰退してきている中で、自給率が向上していかないという現象だというふうに私は思っています。

かつて、ここにあるんですが、昭和四十年代といふのは、各地域地域で本当に農家、農村集落が生き生きとして食料生産が行われていた時代ですが、自給率は、昭和四十年で七三%、昭和五十年で五四%、そして、どんどんどんどん下がってきて、平成十年、今から七年前に四〇%という状況になつてきているという現状ですね。

そして、魚介類でいえば、かつては、昭和五十年代までは魚介類は日本は輸出国だったんですね。それが今、大臣、五〇%台の自給率なんですね。

木材は言ふに及ばず、二〇%を切つて一七とか一八という数字の自給率、今日そういう自給率の数字が言われております。

第一次産業全体が、この自給率の低下とともに衰退してきている。ここに歯止めをかける政府としてはの意気込みが存在しなければ、私は、平成二十一年の四五%目標達成には結びついでないかなんじゃないのかなというふうに危機感を持つています。

そして、今回、品目横断的経営安定対策が示されています。この品目横断的経営安定対策といふても、法律案が出たときに議論しますけれども、この間の本会議の中でも、どれだけの人が該当するんですか、そして、日本全体の農地がどれだけこの品目横断的経営安定対策に該当するんですか

うのは、自給率向上にどういう役割を果たしているわけにはいかないという答弁が返ってきて

くだらうか、このことを私は点検してみました。

た。

米でいうと、米をしっかりと生産したとして、ミニマムアクセス米を除いてほぼ自給しているんだというふうに思っています。そして、生産も、自給率九五%。だから、米の自給率九五%、ですから、これをいかに強化したとしても自給率はどう図っていくのか、そのことに私はかかっていないんだというふうに思っています。そして、生産したものを消費してもらう、そういう活動に結びつけていく、この本体の生産体制がどんどんどん衰退してきている中で、自給率が向上していかないという現象だというふうに私は思っています。

かつて、ここにあるんですが、昭和四十年代といふのは、各地域地域で本当に農家、農村集落が生き生きとして食料生産が行われていた時代ですが、自給率は、昭和四十年で七三%、昭和五十年で五四%、そして、どんどんどんどん下がってきて、平成十年、今から七年前に四〇%という状況になつてきているという現状ですね。

そして、魚介類でいえば、かつては、昭和五十年代までは魚介類は日本は輸出国だったんですね。それが今、大臣、五〇%台の自給率なんですね。

木材は言ふに及ばず、二〇%を切つて一七とか一八という数字の自給率、今日そういう自給率の数字が言われております。

第一次産業全体が、この自給率の低下とともに衰退してきている。ここに歯止めをかける政府としてはの意気込みが存在しなければ、私は、平成二十一年の四五%目標達成には結びついでないかなんじゃないのかなというふうに危機感を持つています。

そして、今回、品目横断的経営安定対策が示されています。この品目横断的経営安定対策に該当するんですか、そして、日本全体の農地がどれだけこの品目横断的経営安定対策に該当するんですか

うのは、自給率向上にどういう役割を果たしているわけにはいかないという答弁が返ってきて

るわけです。

だから、私は、今局長が言ったように、生産性向上を図ろう、担い手に農地を集約していつて生産性向上を図ろうとする、一方で、この集落が、該当しないがゆえに切り捨てられていく状況もあります。

こうした御意見も踏まえながら、十八年度にかけてより実効性ある行動計画を策定し、関係者一体となつた取り組みをさらに強化してまいりたいというふうに思っています。

○菅野委員 この食料自給率の問題は、私、どちらに思っているのは、第一次産業全体の振興を国としてどう図っていくのか、そのことに私はかかっていないんだというふうに思っています。そして、生産したものをお消費してもらう、そういう活動に結びつけていく、この本体の生産体制がどんどんどん衰退してきている中で、自給率が向上していかないという現象だというふうに私は思っています。

かつて、ここにあるんですが、昭和四十年代といふのは、各地域地域で本当に農家、農村集落が生き生きとして食料生産が行われていた時代ですが、自給率は、昭和四十年で七三%、昭和五十年で五四%、そして、どんどんどんどん下がってきて、平成十年、今から七年前に四〇%という状況になつてきているという現状ですね。

そして、魚介類でいえば、かつては、昭和五十年代までは魚介類は日本は輸出国だったんですね。それが今、大臣、五〇%台の自給率なんですね。

木材は言ふに及ばず、二〇%を切つて一七とか一八という数字の自給率、今日そういう自給率の数字が言われております。

第一次産業全体が、この自給率の低下とともに衰退してきている。ここに歯止めをかける政府としてはの意気込みが存在しなければ、私は、平成二十一年の四五%目標達成には結びついでないかなんじゃないのかなというふうに危機感を持つています。

そして、今回、品目横断的経営安定対策が示されています。この品目横断的経営安定対策に該当するんですか、そして、日本全体の農地がどれだけこの品目横断的経営安定対策に該当するんですか

うのは、自給率向上にどういう役割を果たしているわけにはいかないという答弁が返ってきて

るんです。

そこで、今回、品目横断的経営安定対策が示されています。この品目横断的経営安定対策に該当するんですか、そして、日本全体の農地がどれだけこの品目横断的経営安定対策に該当するんですか

うのは、自給率向上にどういう役割を果たしている

わけにはいかないという答弁が返ってきて

るんです。

でございます。消費者にとつては生産者と顔が見える関係で新鮮な農産物を購入することができるので、生産者にとっては消費者ニーズを直接確かめながら付加価値を高めた販売をすることができる、そういったメリットがございまして、現在各地で活発に取り組まれているところでござります。

具体的には 農産物の直売 加工販売のほか
学校給食においての地産地消にも盛んに取り組ま
れておりまして、食育の推進の観点からも、子供
たちにとって地域の農業生産の姿や伝統的な食文
化などについての生きた教材となることから、そ
ういった面でも重要なものというふうに考えてい
るところでございます。

地産地消を全国的にさらに浸透していくために、農林水産省といいたしましては、食育の推進と関連づけながら各種の施策を進めることとしております。

具体的には、十七年度中に全国で六百地域を目標に地産地消推進計画の策定というのを進めておきますが、達成されるだろうと。さらにこれを進めていきたいと考えております。次に、学校給食への地場農産物の提供を進めるための地域のリーダーでありますとかコーディネーターの育成などにも取り組みたいと。あるいは、生産者、流通業者はもとより、教育関係者、栄養士など広く関係する方々との情報交換の場づくり、こういったことも取り組みたいということでございまして、ともに文部科学省等関係省庁とも連携しながら積極的に推進してまいりたいと。

あと、野菜とか果実、これが地産地消を進める上では、花なども含めまして大変重要な品目になると考へておりますけれども、これらは品目別の対策ということで、農林水産省として各種の施策を展開するということにしていろいろございます。

うのは、中山間地域農業を担っている人たちなんですね。

に思います。

ただ、最後につけ加えたいと思うわけでござい
ますけれども、物の生産をするに当たっては、い
いものをつくりななければ、健康を支える物づくり

をするというのがやはり基本であろうというふうには考えております。

か、中山間地域農業に政府としてどう支援していくのか、その視点をしつかり樹立しない限り、私は、地産地消の実現に結びついていかないんじやないか、こういう危機感を持つております。一方では、品目横断内需量安定期待といううらの

農業を政府としてどう支援していくか、そこにお

ける農産物の増産を図りながら、地域で生活している人たちに消費してもらう体制をどうつくるのかという課題なんです。そこに対して、政府として今後どう支援していくのかという方向が示され

ない限り、私は、また五年たつた、あるいは十年たつたときに食料自給率は下がっていたという状況になりやしないかという危機感を持つているん

○西川政府参考人 中山間といふことでお尋ねですけれども、もう一度答弁願いたいと思います。でござります。

中山間については、農林水産省としては、中山間への直接支払いといつた措置も講じておりますし、その他他の自然条件に合った物の生産という

あと、作物につきましても、野菜でありますと
ものを振興しているということでございます。

か果実につきましては、これは今後とも品目別対策ということで、いい物づくり、いい産地づくりといったものを推進したいというふうに考えてお

りますので、そういうふたつの支援措置なども活用しながら、中山間地域においてもいろいろなアイデアを出していただきまして、物づくり、いい物づくりを展開していくもらいたい。そのことがやはり地域の活性化につながるんだろうというふうに考えているところでございます。

○著野委員 これからもこのことは議論していくべき

たいと思うんですが、中山間地域への直接支払い制度というのは、ある意味では活性化に結びついてきている側面は持つております。ここの中充実強化を図っていくという視点は私は欠かすことがでないことだというふうに思うんですが、要するに、今の農漁村集落の状況というのは、今農業経営者をつけてから、成長をとつてから、人や、

そこで手を引いたならば、農家はそれで農業をやめてしまわざるを得ない状況になつてゐるんだと。そこを、後繼者、こういう制度があるから、うまい、うちの農地を引きついで農業に専事してもらおうとしている人、家族經營をやつしている人が

そういうことが言える状況をつくらないと大変なことになるというふうに思うんです。

大臣 今までの答弁を聞いていて、日本全体の農業、食料自給率をどう上げていくのかという決意のほどをお聞きしておきたいと思います。

ときにも農水大臣をやらせていただきておりましたので、審議のときからずっとこういう議論を、何十時間も参加をさせていただきました。

今、菅野委員のお話をずっと聞いていまして、私は、ある意味では、今回の基本法は、農村部と都市との対立から、農村部と都市とが協力し合つてこそ、日本の食料政策あるいはまた食料といふ

ものがあるんだろう。ですから、農業基本法と違いまして、新しい基本法では、国の役割、自治本の役割、農業、農村の役割、食料加工の役割、

あるいは消費者の役割、それぞれみんな役割を持つて、責任を持つて頑張つていこう、それが新

しい基本法の精神なんだということがまず大前提にあるわけで、その上で自給率を向上しようということになります。

自給率は、もう言うまでもないことだと思いませんけれども、カロリー・ベースの自給率ですから、これはもう米と芋と菜っぱを食つていれば一億二千万人生きていいけるんです。でも、果たしてそれで消費者は満足するでしょうか。やはり消費者は、おいしいものを食べたい、できれば日本の、

地産地消も含めて顔の見えるものが食べたい、そのためには、生産者も努力してもらわなければいけない、消費者も生産サイドの御努力を評価しながら感謝して食べなければいけない、こういう関係をつくり上げていくことが、これからを目指す方向だと思います。

ですから、今北海道の、私のところは平均三十九ヘクタールありますけれども、そこと都市農業、あるいは中山間地域、決して対立するものじやなくて、その地域地域の特性があるわけですから、食育もあるいはまた地産地消も大事です、進めてまいります。ブランド化あるいは差別化によって、多品種少量が多品種多量かわかりませんけれども、消費者が好まれるのは、気仙沼や宮城のおいしいもの、魚や農産物が食べたい、行つて食べたい、東京で食べたい。そして、一生懸命つくつていこうという中山間農業もあるでしようし、また都市近郊の農業もあるでしよう。

ですから、自給率一本やりで議論をしていくと、結局は、これは肉は食べるなとか、野菜は余り力口リーに反映しませんから食べるなとか、そういう議論になっちゃいますので、そういう意味で、消費者にとって満足のできるものをどうやって、中山間地においてもあるいは都市近郊においても、私のような今度の基幹的な大規模の土地利用型農業でつくるようなものでも、一生懸命つくついて、消費者に好まれるようなスパゲッティをつくろうとか、めん用の小麦をつくろうとか、そういった努力を生産者の皆さんのが一生懸命やることによって、消費者と生産者が共生できることによつて、その中で、担い手の位置づけ、あるいはまた中山間地域の位置づけ、都市農業の位置づけというものを、それぞれ役割分担をしながら、そして教育、食育は大事であります。特に子供の食育は大事であります。学校も大事であります。農林省の農政も大事であります。やはり家庭教育でもつて、本物あるいはまた家庭の味をまず生まれたときから親が教える、そこから食育はスタートすると私は

思いますので、みんなで頑張つて、日本のいい食を通じて、国が発展していくようにしていきたいというふうに考えております。

○菅野委員 大臣の考え方はわかりました。

ただ、本当に、今のこの食料自給率が四〇%台でずっと推移している、これを二十二年目標を四五%が全然達成できなくて、二十七年まで五年延ばして、四五という数字を設定しました。これに向けて、本気になって政府全体が、この食料自給率というのがいかに第一次産業の振興に重要なファクターなのかという、私はそうとらえているんですけれども、そこに向かつて精いっぱい努力してほしいし、私どももそれに向かつて提言していく決意を申し上げて、もう一問質問を用意していただんだですが、時間が来ましたので、これで終わります。

○畠葉委員長 次に、内閣提出、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案、砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案、砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案及び山田正彦君外四名提出、食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案の各案を一括して議題といたします。これより順次趣旨の説明を聴取いたします。農林水産大臣中川昭一君。

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案
砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案
〔本号末尾に掲載〕

○中川国務大臣 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申しあげます。

近年の我が国農業をめぐる情勢を見ますと、農業従事者の減少、高齢化による農業の生産構造の脆弱化が進む中、その構造改革を加速化するとともに、WTOにおける国際規律の強化にも対応しつつ、農業への転換を図ることが喫緊の課題となつております。

近年の我が国農業をめぐる情勢を見ますと、農業従事者の減少、高齢化による農業の生産構造の脆弱化が進む中、その構造改革を加速化するとともに、WTOにおける国際規律の強化にも対応しつつ、農業への転換を図ることが喫緊の課題となつております。

○中川国務大臣 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申しあげます。

第四に、交付金の交付業務の適正な執行の確保についてであります。

交付金の交付業務の適正な執行を確保するため、不正の手段で交付金の交付を受けた者に対し交付金の返還を命ぜるとともに、必要な場合にはその徴収ができることとしております。

第五に、交付金暫定措置法を廃止することとしております。

○中川国務大臣 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申しあげます。

第一に、交付金の交付対象となる農産物及び農業者の範囲であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

対象農産物として、米穀、麦、大豆、てん菜、でん粉の製造の用に供するバレイショのように、国民に対する熱量の供給を図る上で特に重要であつて、相互の組み合わせによる生産が広く行われている農産物を定めるとともに、対象農業者として、認定農業者または特定農業団体の他の一定の要件を満たすいわゆる集落営農であつて、その耕作の業務の規模が一定の基準に適合する等の要件を満たすものを定めることとしております。

現状、砂糖及びでん粉につきましては、政府が定める最低生産者価格または原料基準価格以上の価格で取引された甘味資源作物またはでん粉原料用芋から製造された砂糖またはでん粉を対象に支援する措置が講じられており、これらを通じて甘味資源作物及びでん粉原料用芋の生産者の所得の確保が図られております。

しかししながら、このような仕組みにおきましては、砂糖またはでん粉の市況が生産段階に的確に伝達されないことから、需要に即した生産を今後より一層推進し、国内産糖及び国内産芋でん粉の安定供給を図つていくため、その支援手法を見直すとともに、でん粉の価格調整制度を創設するこ

ととし、この法律案を提出した次第であります。次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、砂糖の価格調整制度における政策支援の手法を見直すこととし、最低生産者価格を廃止して、甘味資源作物の生産者及び国内産糖製造事業者に対し、それぞれ交付金を交付する仕組みに転換いたします。

第二に、でん粉について、新たに価格調整の仕組みを創設することとし、輸入に係るでん粉等について独立行政法人農畜産業振興機構への売り渡し及び買い戻しの義務を課すとともに、でん粉原料用芋の生産者及び国内産芋でん粉製造事業者に対し、それぞれ交付金を交付する等の措置を講ずることとしております。また、これに伴い、砂糖の価格調整に関する法律の題名を砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に改めることとしております。

第三に、独立行政法人農畜産業振興機構について、新たにでん粉の価格調整の業務を行わせる等の措置を講ずることとしております。

第四に、資源特別措置法及び農産物価格安定法を廃止することとしております。

次に、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

麦は、米と並んで主食としての役割を果たすとともに、我が国農業において、水田営農にあっては転作作物や裏作作物として、また、畑営農にあつては輪作作物として、重要な地位を占めております。

一方、麦をめぐる現下の情勢を見ますと、国内産麦については、需要動向に応じた計画的な生産が求められている中で、品質、生産性の向上が求められます。また、製粉業等の麦の加工産業につきましては、安価な小麦粉調製品等の輸入が増加する中で、コストダウン等を通じた一層の国際化

競争力の強化に向けた取り組みが必要となつております。

他方、我が国農業全体を見れば、構造改革を加速するとともに、WTOにおける国際規律の強化にも対応し得るよう、これまですべての農業者を対象に品目ごとに講じてきた施策を見直し、担当手の経営全体に着目してその安定を図る新たな施策に転換することが喫緊の課題となつております。

こうした農政全体の課題に対応するとともに、需要に応じた良品質な麦の生産をより一層推進する観点から、民間流通を基本とした麦の需給及び価格の安定を図る新たな麦政策を構築することとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、担い手の経営全体に着目した新たな経営安定策を導入することとしていることに伴い、既に平成十七年産麦の全量が民間流通による無制限買入入れ制度を廃止することとしております。

なお、これらの措置を講ずることに伴い、甘味資源特別措置法及び農産物価格安定法を廃止することとしております。

次に、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

第三に、農林水産大臣が定める標準売り渡し価格を廃止し、政府が保有する外国産麦については、輸入価格の変動を反映した価格で売り渡すことをとしております。

第四に、国家貿易の枠内で製粉企業等の多様な需に柔軟に対応できるよう、米穀について既に

新たに麦の需給見通しを策定することとし、これに基づき、麦の備蓄の円滑な運営を図ることとともに、麦の適切な輸入及び売り渡しを行うこととしておりります。

最近の調査によれば、アトピー症がこの十年間で二倍に増加していること、また、このところの杉花粉症の蔓延など、我々日本人は、過去に経験しなかつた体質変化を今、来しつつあります。米国からの輸入牛肉、BSEのおそれもさることながら、鳥インフルエンザの脅威など、今日ほど、食の安全について、我々政治家がその責任を果たさなければならぬときはありません。

一方、日本の食料自給率はカロリーベースで四〇%、穀物自給率に至つては二七%、世界で百二十四番目と北朝鮮よりも低くなっています。世界の人口が爆発的に増加し、地球温暖化などの影響もあって、このままで、近い将来必ず世界的な食料危機がやってきます。また、水産においても、資源の枯渇もさることながら、輸入魚の増大によつて魚価が大幅に下落し、かつては一〇〇%にすぎない手の経営全体に着目してその安定を図る新たな施策に転換することが喫緊の課題となつております。

以上が、これらの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決い

ただきますようお願い申し上げます。

○稲葉委員長 次に、提出者山田正彦君。

○山田議員 私は、提出者を代表して、ただいま議題となりました食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案について、その提案理由及び趣旨を御説明申し上げます。

最近、スーパーに行くと、中国産の野菜はもちろん、米国産のブロッコリー、チリ産の養殖サケなど、外国産が所狭しと並んでいます。さらに、我々が毎日食べている食用油、そのほとんどは、米国からの遺伝子組み換え大豆や、カナダからの遺伝子組み換え菜種でつくられています。そのまま食用油を搾った遺伝子組み換え大豆のかすで、日常生活で使われているみそ、しょうゆの大半が賄われているとしたら、どうなるのでしょうか。EUは遺伝子組み換え食品を厳しく規制しています。

この法律案の前提である基本計画では、十年後に自給にとって最も大切な小麦は八十万トンと横ばいで、大豆に至つても二十三万トンから二十七万トンとわずか四万トンの増加計画でしかありません。これでは、政府の自給率目標四五%の達成は到底及びません。もともと政府が予定していた四五%の自給率目標は、相も変わらず食育で米の消費を伸ばすとか、カロリーベースでの消費を十年後には四%も落として自給率を上げるというまやかしのものではありません。

さらに、直接支払いの対象となる農家も農地四ヘクタール以上の認定農家に限られるとされていますが、それでは、長崎県の場合を例にとりましても、農家の耕作面積の平均は一・二ヘクタールですから、五百人ほどの農家しか直接支払いの対象にならなくなります。集落営農に対する助成をするといつても、経理を一元化するとなれば、現実的にはなかなか難しいものがあります。しかも、予算額は明らかにされていません。千七百億円ほどだと聞いていますが、もしもそうだとすれば、政府案では、自給率目標の達成はおぼつかないお粗末なものだと言わざるを得ません。

本法案は、このような考え方をもとにして、ここに提出するものであります。

まず第一に、食料自給率は、十年後には必ず五〇%以上にすること、将来は六〇%にすることを法案に明記し、国民に約束します。そのために、

としての面影もありません。
日本にとって、今こそ食の安全、食料安全保障が大事なときはありません。
さて、政府提案の法律案に触れさせていただきます。民主党は直接支払いを政府に強く求めてきましたが、構造改革に反するとしてこれまで拒否されました。今回、初めて直接支払いを取り入れたのですが、残念ながら大きく期待外れの内容となっています。

大胆に単年度で一兆円の直接支払いの予算を組みます。その財源は、橋や道路などに使われている農業土木事業予算一兆三千億円から五千億円、民主党が予定している地方への一括交付金十八兆円のうちから五千億円を充てることにいたします。

そして、国が、米、小麦、大豆、菜種、飼料作物、地域振興作物としてのてん菜など、主要農作物を定めて、生産数量の目標を設定し、内外生産条件の格差を是正するために直接支払いを行います。こうした直接支払いを通じて、具体的には、小麦は八十三万トンから四百万トンへ、大豆は二十七万トンから五十二万トンへ、現在わずかしか生産されていない菜種も三十二万トンへ、それぞれ大増産を目指します。これによって、残留農薬の心配のない国産のパン、うどん、遺伝子組み換えでない国産の大豆を利用した豆腐、納豆、みそ、しょうゆ、昔懐かしい菜種油など、安全、安心なものを見ることができるようになります。

我々は、それらの確実な実現を図るために、計画を立てて販売するすべての農家に一兆円の直接支払いをいたします。ばらまきとならないよう、農地を集約する者への規模加算、捨てづくりにならないよう、品質加算、棚田の維持、有機農業の実践など、環境保全への取り組みに応じた加算も行います。

米国では新農業法のもと、今や農家所得の四六%は国からの直接支払いを晦わっています。また、EU諸国もその所得の五二%は国からの助成金で占められています。欧米諸国は、このようにして自給率を八〇%から一〇〇%以上の水準に維持しています。

一方、日本の農家は、国からの助成がほとんどない状況の中、外国との厳しい競争にさらされ、農業では食べていけなくなり、深刻な状況に置かれています。一刻も早く一兆円の直接支払いを実現する必要があります。

また、米の生産調整は廃止いたしますが、米についても、市場に出回ることがないよう、棚上げ方式で備蓄を行い、バイオマス利用などの活用を

法案に盛り込んでおります。

第二に、水産行政に関しては、何としても枯渇した資源の回復を図るために、漁業者ごとに漁獲量を割り当てるTAC制度を取り入れます。同時に漁業権制度について、新規参入の促進を含め、現行藻場や海中の森の造成、種苗の放流など、自主的に漁場の生産力の向上に取り組む集落に対して、直接支払いを行います。

第三に、食料の安全、安心についてですが、例えば、米国から牛肉を輸入する場合、ステーキ肉に塩コショウをかけただけで加工食品扱いとなり、原産地の表示をしなくてもよくなっています。今回の法案は、すべての加工食品等の原料原産地表示を義務づけることにいたしました。また、日本は、世界で最大の食料純輸入国でありますので、主要な輸入食料に対して、輸入先国での検査官による検査を含め、輸入検疫体制の整備を図ります。

ただいま申し上げましたこのような改革を実施することによって、食料の自給率目標は達成され、食の安全、安心も確保されるのです。

以上が、本法案の提案理由及びその概要であります。

委員各位の御審議と御賛同をお願いいたしました。

○稲葉委員長 これにて各案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時四分散会

農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案

農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律

(目的)
第一条 この法律は、米穀、麦その他の重要な農産物に係る農業の担い手に対し、我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生ずる不利を補正するための交付金及び農業収入の減少がその農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付する措置を講ずることにより、その農業経営の安定を図り、もつて国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「対象農産物」とは、米穀、麦、大豆、てん菜、でん粉の製造の用に供するばれいしょその他の農産物であつて、次の各号のいずれにも該当するものとして政令で定めるものをいう。

一 国民に対する熱量の供給を図る上で特に重要なものの

二 前号に該当する他の農産物と組み合わせた生産が広く行われているもの

三 この法律において「対象農業者」とは、次に掲げる要件に該当する者をいう。

一 次のいずれかに該当するものであること。

イ 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十二条の二第一項に規定する認定農業者であつて、その耕作の業務の規模が対象農産物の効率的な生産を図る上で適切なものとして農林水産省令で定める基準に適合するもの

ロ 農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業团体その他の委託を受け農作業を行う組織(地域における農地の利用の集積を確實に行うと見込まれること、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人となることが確実であると見込まれることその他の農林水産省令で定める要件を満たすものに限り、法人を除く。)であつて、その耕作の業務の規模が対象農産物の

効率的な生産を図る上で適切なものとして農林水産省令で定める基準に適合するもの

二 環境と調和のとれた農業生産に関して農林水産省令で定める基準を遵守していること。

三 その耕作の業務の対象となる農地のうちに、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地として農林水産省令で定めるものがなすこと。

(生産条件に関する不利を補正するための交付金の交付)

第三条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、特定対象農産物(対象農産物のうち、我が国における標準的な生産費が標準的な販売価格を超えると認められるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)の我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生ずる不利を補正するため、対象農業者に対し、次に掲げる交付金を交付するものとする。

一 当該年度の前年度以前の農林水産省令で定める期間における対象農業者の特定対象農産物の期間平均生産面積(当該期間におけるその者の特定対象農産物の生産量をそれぞれ農林水産省令で定めるところにより生産面積に換算したものを基準として、農林水産省令で定めるところにより算出した面積をいう。以下同じ。)に応じて交付する交付金

二 当該年度において対象農業者が生産した特定対象農産物の品質及び生産量に応じて交付する交付金

三 前項第一号の交付金の金額は、対象農業者ごとに、特定対象農産物についての種類別の面積当たりの単価(以下「面積単価」という。)に、その者の当該特定対象農産物の種類別の期間平均生産面積をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額とする。

四 面積単価は、農林水産大臣が、対象農業者が生産した特定対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量を

考慮して定めるものとする。

4 第一項第二号の交付金の金額は、対象農業者ごとに、特定対象農産物についての種類別及び農林水産省令で定める品質の区分(以下「品質区分」という。)別の数量当たりの単価(以下「数量単価」という。)に、その者の当該年度における当該特定対象農産物の品質区分別の生産量として農林水産省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額とする。

5 数量単価は、農林水産大臣が、対象農業者が生産した特定対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量並びに特定対象農産物の種類別及び品質区分別の需要及び供給の動向を考慮して定めるものとする。

6 農林水産大臣は、面積単価又は数量単価(以下「面積単価等」という。)を定めるに当たっては、第一項各号の交付金の交付により特定対象農産物の生産に要する標準的な費用の額と特定対象農産物の販売による標準的な収入の額との差額の補てんを図ることを旨としなければならない。

7 農林水産大臣は、面積単価等を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聽かなければならぬ。
8 農林水産大臣は、面積単価等を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。
(収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金の交付)

第四条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、当該年度の前年度における対象農産物に係る収入の額として農林水産省令で定めるところにより対象農業者ごとに算出した額以下「前年度収入額」という。)が、対象農産物に係る標準的な収入の額として農林水産省令で定めるところにより対象農業者ごとに算出した額(以下「標準的収入額」という。)を下回った場合には、これによる対象農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和するため、対象農業者(収入の減少がその経営

に及ぼす影響を緩和するための積立金)であつてその額その他の事項が農林水産省令で定める基準に適合するものを積み立てているものに限る。)に対し、交付金を交付するものとする。

2 前項の交付金の金額は、対象農業者ごとに、標準的収入額と前年度収入額との差額、当該差額の発生がその農業経営に及ぼす影響及び収入の減少に備えて行われる取組の状況を考慮して農林水産省令で定めるところにより算定した金額とする。

3 農林水産大臣は、前項の農林水産省令を制定し、又は改正しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聽かなければならない。

4 (交付金の交付の申請等)

第五条 第三条第一項各号又は前条第一項の交付金の交付を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に交付の申請をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、第三条第一項各号又は前条第一項の交付金の交付に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(交付金の返還)

第六条 偽りその他不正の手段により第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金の交付を受けた者があるときは、農林水産大臣は、その者に

対してその交付を受けた交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金の交付)

第七条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第三条第一項各号若しくは第四条第一項の交付金の交付を受け、若しくは受けようとする者若しくはこれらの者からその生産した農産物の加工若しくは販売の委託を受け若しくは当該農産物の売渡しを受けた者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これら者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させることができ若しくは当該農産物の売渡しを受けた者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これら者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させることができ

る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第八条 偽りその他不正の手段により第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金の交付を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第十四号)に正条があるときは、刑法による。

第九条 第七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は法人でない団体について前項の規定の適用が

ある場合には、その代表者又は管理人が、その業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その

行為ににつき法人でない団体を代表するほ

ども、

訴訟行為につき法人でない団体を代表するほ

ども、

(でん粉原料用いも交付金の金額)

第三十四条 でん粉原料用いも交付金の金額は、対象でん粉原料用いも生産者ごとに、次項の規定により定められる品別のでん粉原料用いも交付金の単価に、当該対象でん粉原料用いも生産者が生産し、農林水産省令で定める期間内に次条に規定する対象国内産いもでん粉製造事業者に売り渡したでん粉原料用いも(当該対象でん粉原料用いも生産者がその生産したでん粉原料用いもを原料として農林水産省令で定める期間内に委託により国内産いもでん粉を製造する場合におけるでん粉原料用いもを含む)の品別別の数量に相当する数をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額とする。

2 でん粉原料用いも交付金の単価は、ばれい

しよ及びかんしょごとに、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を基

準として、農林水産大臣が品別別に定める。

一 対象でん粉原料用いも生産者が生産した

でん粉原料用いもの標準的な生産費の額

二 前号のでん粉原料用いもの次条に規定す

る対象でん粉原料用いもでん粉製造事業者への標

準的な売渡しの価格に相当する額

3 でん粉原料用いも交付金の単価は、毎年、

翌年一月一日から十二月三十一日までに植付

けされるでん粉原料用いもにつき、政令で定

めの期日までに告示しなければならない。

4 第二十条第四項の規定は、でん粉原料用い

も交付金の単価について準用する。

(国内産いもでん粉交付金の交付)

第三十五条 機構は、予算の範囲内において、

政令で定めるところにより、国内産いもでん

粉を製造する事業を行つて、次に掲

げる要件(対象でん粉原料用いも生産者がそ

の生産したでん粉原料用いもを原料として委

託により国内産いもでん粉を製造する場合にあつては、第二号に掲げる要件を除く。)を満たすもの(以下「対象国内産いもでん粉製造事

業者」という。)に対し、その製造する国内産いもでん粉(指定地域の区域内において製造されたものであつて、農林水産省令で定める用途及び規格のものに限る。次条第一項において同じ)につき、国内産いもでん粉交付金を交付するものとする。

一 農林水産省令で定める基準に適合する施設において国内産いもでん粉を製造していること。

二 対象でん粉原料用いも生産者に対して支払うでん粉原料用いもの対価について、農林水産省令で定める基準を満たす方法により算定することをあらかじめ対象でん粉原

料用いも生産者と約定していること。

三 農林水産省令で定めるところにより、そ

の事業の合理化その他の経営の改善を図るための措置に関する計画を作成し、その内

容が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けていること。

(国内産いもでん粉交付金の金額)

第三十六条 国内産いもでん粉交付金の金額は、対象国内産いもでん粉製造事業者ごとに、次項の規定により定められる国内産いも

でん粉交付金の単価に、当該対象国内産いも

でん粉製造事業者が製造し、農林水産省令で定める期間内に販売した国内産いもでん粉の

数量に相当する数を乗じて得た金額とする。

2 国内産いもでん粉交付金の単価は、農林水

産省令で定める国内産いもでん粉の種類に応

じて、第一号に掲げる額に第二号に掲げる額

を加えて得た額から第三号に掲げる額を控除して得た額を基準として、農林水産大臣が定

める。

(国内産いもでん粉交付金の交付)

第三十五条 機構は、予算の範囲内において、

政令で定めるところにより、国内産いもでん

粉を製造する事業を行つて、次に掲

げる要件(対象でん粉原料用いも生産者がそ

の生産したでん粉原料用いもを原料として委

託により国内産いもでん粉を製造する場合にあつては、第二号に掲げる要件を除く。)を満たすもの(以下「対象国内産いもでん粉製造事

れを原料とする国内産いもでん粉の製造に要する標準的な費用の額

三 政令で定めるところにより、輸入に係るされたものであつて、農林水産省令で定める用途及び規格のものに限る。次条第一項において同じ)につき、国内産いもでん粉交付金を交付するものとする。

一 農林水産省令で定める基準に適合する施設において国内産いもでん粉を製造していること。

二 対象でん粉原料用いも生産者に対して支

払うでん粉原料用いもの対価について、農

林水産省令で定める基準を満たす方法によ

り算定することをあらかじめ対象でん粉原

料用いも生産者と約定していること。

三 農林水産省令で定めるところにより、そ

の事業の合理化その他の経営の改善を図るための措置に関する計画を作成し、その内

容が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けていること。

(国内産いもでん粉交付金の金額)

第三十六条 国内産いもでん粉交付金の金額は、対象国内産いもでん粉製造事業者ごとに、次項の規定により定められる国内産いも

でん粉交付金の単価に、当該対象国内産いも

でん粉製造事業者が製造し、農林水産省令で定める期間内に販売した国内産いもでん粉の

数量に相当する数を乗じて得た金額とする。

2 農林水産大臣は、対象国内産糖製造事業者又は対象国内産いもでん粉製造事業者が、正当な理由がなく、第二十一条第三号又は第三十五条规定の認定に係る計画に記載した措置を実施していないと認めるときは、当該対象国内産糖製造事業者又は対象国内産いもでん粉製造事業者に対する勧告に従わなければならぬことを勧告することができる。

(国内産糖交付金及び国内産いもでん粉交付金の返還等)

第三十七条 農林水産大臣は、対象国内産糖製造事業者又は対象国内産いもでん粉製造事業者が、正当な理由がなく、前条の勧告に従わなければならぬことを機構に対し、その旨を通知しな

きは、当該対象国内産糖製造事業者又は対象国内産いもでん粉製造事業者に対し、交付すべき国内産糖交付金若しくは国内産いもでん粉交付金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した国内産糖交付金若しくは国内産いもでん粉交付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

第二十三条第一項中「交付金」を「国内産糖交付金」に改め、「加えて得た額」の下に「(その額が第七条第一号に掲げる額に国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を加えて得た額(混合糖にあつては、同条第二号に掲げる額に国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を加えて得た額)を超えるときは、その額を加えて得た額)」を加え、同条を第二十四条とする。

第四章 雜則

(対象国内産糖製造事業者及び対象国内産いもでん粉製造事業者に対する勧告)

3 国内産いもでん粉交付金の単価は、でん粉年度ごとに、国内産いもでん粉の製造が開始される時期を基準として、政令で定める期日までに告示しなければならない。

4 第二十条第四項の規定は、国内産いもでん粉交付金の単価について準用する。

第三十七条 農林水産大臣は、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの適正な取引を確保するため特に必要があると認めるときは、対象国内産糖製造事業者又は対象国内産いもでん粉製造事業者に対し、対象甘味資源作物生産者又は対象でん粉原料用いも生産者との取引の条件及び方法に関して、必要な勧告をすることができる。

第二十二条第一項中「平均輸入価格又は」及び「以下同じ。」を削り、「国内産糖についての交付金」を「国内産糖交付金」に、「第二十四条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条を第二十三条规定とする。

第三十八条 農林水産大臣は、同項第一項中「第十九条の交付金」に、「地域内国内産糖製造事業者」と「対象国内産糖製造事業者」とに、「交付金の単価」を「国内産糖交付金の単価」に、「農林水産省令」で定める期間内に当該地域内国内産糖製造事業者が製造した」を「当該対象国内産糖製造事業者又は対象国内産いもでん粉製造事業者に対する勧告に従わなければならぬことを勧告することができる。」に改め、同項第二項中「交付金」を「国内産糖交付金」に、「から第二号」を「に第二号に掲げる額を加えて得た額から第三号に改め、同項第二号中「平均輸入価格又は」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号中「その原料たる甘味資源作物の最低生産価格に当該」を「前号の」に改め、「を加えて得た額を基準とし、国内産糖の製造事情その他の経済事情及び甘味資源特別措置法第十八条第一項の規定による甘味資源作物に係るその生産者か

らの買入れの価格についての指示をした場合は当該指示に係る事項を参考して算出される額を削り、同号を同項第一号とし、同項に第一号として次の二号を加える。

一 対象甘味資源作物生産者が生産した甘味資源作物の標準的な買入れの価格に相当する額(その額が当該甘味資源作物の標準的な生産費の額を超えるときは、その標準的な生産費の額)

第二十一条第三項中「交付金」を「国内産糖交付金」に改め、同条第四項中「前条第三項」を第二十条第四項に、「交付金」を「国内産糖交付金」に改め、同条を第二十二条とし、同条の次に次の節名を付する。

第四節 雜則

第二十条の次に次の二条を加える。

(国内産糖交付金の交付)

第二十一条 機構は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、国内産糖を製造する事業を行う者であつて、次に掲げる要件を満たすもの(以下「対象国内産糖製造事業者」という。)に対し、その製造する国内産糖(指定地域の区域内において製造されたものであつて、農林水産省令で定める種類及び規格のものに限る。次条第一項において同じ。)につき、国内産糖交付金を交付するものとする。

一 農林水産省令で定める基準に適合する施設において国内産糖を製造していること。

二 対象甘味資源作物生産者に対して支払う甘味資源作物の対価について、農林水産省令で定める基準を満たす方法により算定することをあらかじめ対象甘味資源作物生産者と約定していること。

三 農林水産省令で定めるところにより、その事業の合理化その他の経営の改善を図るために措置に関する計画を作成し、その内容が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けていること。

(独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正)
第二条 独立行政法人農畜産業振興機構法(平成十四年法律第二百二十六号)の一部を次のようにより改正する。

第三条中「砂糖」の下に「及びでん粉」を加える。

第十一条第一項第五号中「砂糖の価格調整に関する法律」を「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」に改め、同号ハ中「国内産糖についての交付金」を「甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金」に改め、同号ニ次のように加える。

二 輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻しを行うこと。

ホ でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付を行うこと。

二 でん粉及びその原料作物」を加える。

第十六条を削り、第十五条を第十六条とす る。

第十四条中「第十一條第一号」を「第十二条第一号」に改め、同条を第十五条とし、第十三条第一項第七号中「原料作物」の下に

「でん粉及びその原料作物」を加える。

第十六条を削り、第十五条を第十六条とす る。

第十一条第一項第一号中「前条第一項第一号」を「第十

十条第一項第一号」に改め、同条第二号中「前条第一項第三号」を「第十

一条第一項第五号イ、ロ及びハ」に、「及びこれら」

を「並びにこれら」に改め、同条第四号中「前条第一項第六号」を「第十

一条第六号」を「第十一条第一項第六号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に

次の二号を加える。

四 第十条第一項第五号ニ及びホの業務、同

項第七号の業務(でん粉及びホの原料作物に係るものに限る。)並びにこれらに附帯する業務

第十一條を第十二条とし、第十条の次に次の二条を加える。

(国庫納付金)

第十一條 機構は、毎事業年度、政令で定める

ところにより、次の各号に掲げる業務により生ずる利益の額のうち、それぞれ当該各号に定める交付金の交付に要する経費の財源に充てるものとして農林水産大臣が定めて通知する金額を国庫に納付しなければならない。

一 前条第一項第五号イ及びロの業務農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第二百二十六号)の一部を同号ハ中「国内産糖についての交付金」を「甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金」に改め、同日前に輸入申告をし、又

号に規定する期間平均生産面積(同項第一号において同じ。)又は品質及び生産量に基づいて算定される部分に限る。)

二 前条第一項第五号ニの業務 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項各号に掲げる交付金(でん粉の製造の用に供するばれい

しよの期間平均生産面積又は品質及び生産量に基づいて算定される部分に限る。)

第十八条第二号中「第十二条第一項」を「第十

一条第一項」とし、第十二条を第十三条とする。

第十九條第一項第一号中「前条第一項第一号」を「第十

一条第一項第三号」を「第十一条第一項第三号」に改め、同条第二号中「前条第一項第三号」を「第十

二条第一項」とし、第十二条を第十三条とする。

第十二条第一項第一号中「前条第一項第一号」を「第十

一条第一項第一号」に改め、同条第二号中「第十三

三条第一項」に改め、同条第三号中「第十三

三条第一項」に改め、同条第四号中「第十三

三条第一項」に改め、同条第五号中「第十三

三条第一項」に改め、同条第六号中「第十三

三条第一項」に改め、同条第七号中「第十三

三条第一項」に改め、同条第八号中「第十三

三条第一項」に改め、同条第九号中「第十三

三条第一項」に改め、同条第十号中「第十三

三条第一項」に改め、同条第十一号中「第十三

三条第一項」に改め、同条第十二号中「第十三

三条第一項」に改め、同条第十三号中「第十三

三条第一項」に改め、同条第十四号中「第十三

三条第一項」に改め、同条第十五号中「第十三

三条第一項」に改め、同条第十六号中「第十三

三条第一項」に改め、同条第十七号中「第十三

三条第一項」に改め、同条第十八号中「第十三

三条第一項」に改め、同条第十九号中「第十三

三条第一項」に改め、同条第二十号中「第十三

三条第一項」に改め、同条第二十一号中「第十三

第二条 第一条の規定による改正後の砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(以下「新法」という。)第三条、第四条、第五条第一項、第九条第一項第一号イ及び第二号イ並びに第二項、第十

二項、第二項、第四項及び第六項並びに第十五項第二項の規定は、平成十九年十月一日以後に輸入申告をする指定糖及び異性化糖等並

びに同日以後にその製造場から移出する異性化糖について適用し、同日前に輸入申告をし、又は移出する指定糖又は異性化糖等については、なお從前の例による。

(甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付に関する経過措置)

第三条 新法第二章第三節の規定は、平成十九年一月一日以後には種されるてん菜若しくは同年十月一日以後に収穫されるさとうきび又はこれらを原料として製造される国内産糖について適用し、同年一月一日前には種されるてん菜又は

同年十月一日前には収穫されるさとうきびを原料として製造される国内産糖に係る第一条の規定による改正前の砂糖の価格調整に関する法律

第十九條第一項において「旧法」という。)第十九條の交付金の交付については、なお從前の例による。

2 前項の規定によりなお從前の例によることとされる旧法第十九条の交付金の交付は、第二条の規定による改正後の独立行政法人農畜産業振興機構法の適用については、同法第十条第一項

第五号ハの国内産糖交付金の交付とみなす。

(甘味資源作物交付金の単価に関する経過措置)

第四条 農林水産大臣は、平成十八年十二月三十日までに、新法第二十条第二項の規定の例によ

り、平成十九年一月一日から十二月三十一日までは種されるてん菜又は同年十月一日から

平成二十年九月三十日までに収穫されるさとう

きびに係る甘味資源作物交付金の単価を定め、これを告示しなければならない。

2 前項の規定により定められた甘味資源作物交

付金の単価は、この法律の施行の日において新

法第二十条第二項の規定により定められたもの

とみなす。

(指定でん粉等の価格調整に関する経過措置)

第五条 新法第三章第一節の規定は、平成十九年十月一日以後に輸入申告をする指定でん粉等について適用する。

(でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付に関する経過措置)

第六条 新法第三章第二節の規定は、平成十九年一月一日以後に植付けされるでん粉原料用いも又はこれを原料として製造される国内産いもでん粉について適用する。

(でん粉原料用いも交付金の単価に関する経過措置)

第七条 農林水産大臣は、平成十八年十二月三十日までに、新法第三十四条第二項の規定の例により、平成十九年一月一日から十二月三十一日までに植付けされるでん粉原料用いもに係るでん粉原料用いも交付金の単価を定め、これを告示しなければならない。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(農産物価格安定法の廃止)

第十二条 農産物価格安定法(昭和二十八年法律第二百二十五号)は、廃止する。

(食糧管理特別会計法の一部改正)

第十二条 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「農産物等安定勘定」を削る。

法律第二百二十五号)二依り政府ノ買入ル農產物等(以下農産物等ト謂フ)」を削る。

第二条、第三条及び第四条ノ三中「農産物等」を削る。

第六条ノ二を削り、第六条ノ二ノ二を第六条ノ二とする。

第六条ノ三及び第六条ノ五第一項中「農産物等安定勘定」を削る。

第六条ノ二ノ二を削る。

第六条ノ九中「農産物等」を削る。

第六条ノ四中「農産物等安定勘定」を「輸入飼料勘定」に改める。

第八条ノ四ノ二を削る。

(食糧管理特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第八条ノ四中「農産物等安定勘定」を「輸入飼料勘定」に改める。

第八条ノ四ノ二を削る。

(食糧管理特別会計法の一部改正)

第八条ノ四中「農産物等安定勘定」を「輸入飼料勘定」に改める。

勘定に帰属するものとする。

(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部改正)

第十四条 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第二百十二号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二第二項中「第十二条」を「第十二条」に、「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に、「第十三第一項」を「第十四条第一項」に、「第十四条」を「第十五条」に改める。

第二十条の三を削り、第六条ノ二ノ二を第六条ノ二とする。

第六条ノ三及び第六条ノ五第一項中「農産物等」を削る。

第六条ノ二ノ二を削る。

第六条ノ九中「農産物等」を削る。

第六条ノ四ノ二を削る。

(食糧管理特別会計法の一部改正)

第六条ノ四中「農産物等安定勘定」を「輸入飼料勘定」に改める。

第六条ノ四ノ二を削る。

砂糖及びでん粉の安定的な供給を図るために、輸入に係るでん粉等の価格調整に関する措

置、甘味資源作物及び国内産糖並びにでん粉原料用いも及び国内産いもでん粉についての交付金を交付する措置等を定めるとともに、独立行政法人農畜産業振興機構の業務にでん粉等の買入れ及び売戻しの業務を追加する等の必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由である。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案

理由

(昭和四十四年法律第五十八号)第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。)

以外の区域であつて農業の振興を図る必要があると認められる区域において、耕作の継続を条件として、農業生産法人(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)以外の法人に農用地(農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。)の貸付けをすることができるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

第十三条 国は、農業生産力の増進を図るため、農業生産法人の要件について、その緩和のため必要な施策を講ずるものとする。

第十四条 国は、農業生産力の増進を図るため、農用地区域以外の区域であつて農業の振興を図る必要があると認められる区域における農地法第三条の規定による許可については、同条第二項第五号に定める農地等に係る権利の取得のための最低限度の面積の要件の適用を除外するため必要な施策を講ずるものとする。

第十五条 国は、遊休農地(農業経営基盤強化促進法第五条第二項第四号ハに規定する遊休農地をいう。)について、同法第四章の二に規定するもののほか、農業上の利用を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

第十六条 国は、凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひつ迫し、又はひつ迫するおそれがある場合におけるものとし、当該備蓄に係る主要農産物がその期間を経過したときは、飼料、バイオマス(生物に由来する有機物をエネルギー源その他の資源として利用することをいう。)その他の用

途に利用するものとする。

第三章 国内の漁業生産の確保のための水産行政の改革に関する方針

(水産資源に関する調査及び研究)

第十七条 国は、水産資源の適切な保存及び管理に資するため、地方公共団体と連携し、水産資源の種類を定めて、我が国の周辺の海域等における水産資源に関する調査及び研究その他必要な施策を講ずるものとする。

(漁獲限度量の割当て及び漁業権等の見直し)

第十八条 国は、水産資源の適切な保存及び管理に資するため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第十一条に規定するもののほか、水産物の種類を定めて、当該水産物の漁獲を行う漁業者について登録の制度を設け、その登録を受けた漁業者及び遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)第二条第三項に規定する遊漁船業者(以下「漁業者等」という。)に当該水産物の漁獲量の限度の割当てを行うことができるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

(漁業者等の見直し)

第十九条 国は、水産資源の回復に資するため、環境と密接な関係を有する地域の森林の保全及び整備のために必要な施策を講ずるものとする。

(漁場環境の保全)

第二十条 国は、水産資源の適切な保存及び管理のため必要があると認めるときは、漁業者その他の関係者の意見を踏まえ、水産物の種類を定めて、その輸入の制限その他必要な施策を講ずるものとする。

(漁業集落に対する支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、漁業生産の維持・増進を図るとともに、水産業及び漁村の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにするため、集落が行う漁場の生産力の増進に関する取組を支援するため必要な施策を講ずるものとする。

(漁業者等の見直し)

第二十二条 国は、食品の表示が消費者の選択及び食品安全性の確保において重要な役割を果たしていることにかんがみ、その充実を図るために、加工食品(店舗等において提供される料理を含む。)の原材料の原産地(輸入された原材料においては、原産国について、表示することが困難でない限り、その表示を行わせるために必要な施策を講ずるものとする。

(加工食品等の原材料原産地の表示)

第二十三条 国は、外国から輸入される食料について、国内で生産される食料と同等の安全性を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

(輸入検疫体制の強化等)

第二十四条 国は、食料の安全性の確保に資するため、国外から輸入される動植物について、家畜の伝染病のまん延又は有害な動植物の付着の防止のために必要な施策を講ずるものとする。

(動植物の輸入検疫)

第二十五条 国は、食料の安全性の確保に資するため、職員が国に食料を輸出する国と協定を締結し、職員を駐在させて、その国の農林水産物に関して必要な検査を行わせる等の必要な施策を講ずるものとする。

(輸出検査)

第二十六条 附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

将来における世界的な食料の供給の不足が予想される中で、食料の相当部分を輸入に依存している我が国において、必要な数量の農産物及び水産物の主たる部分を国内で生産できるようにすること及び食料の安全性を確保すること等が、国民が健全な食生活を送るために必要な課題であることかんがみ、食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革の方針を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十八年三月三十一日印刷

平成十八年四月三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K